

官報

号外 昭和二十二年十二月六日

○第一回 参議院會議錄第六十二号

昭和二十二年十二月五日(金曜日)午前
十時四十五分開議

議事日程 第六十一号

昭和二十二年十二月五日

午前十時開議

第一 綜合燃料及電力危機突破
に関する決議案(佐々木良作君
外三名発議)

(委員長報告)

第二 昭和二十二年一般会計予
算修正(第九号)(委員長報告)

第三 昭和二十二年特別会計予
算修正(特第四号)(委員長報告)

第四 戸籍法を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 昭和二十二年法律第六十五
号(裁判官の報酬等の應急的措
置に関する法律)等の二部を改
正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第六 国有林野法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

(委員長報告)

第七 郵便法案(内閣提出、衆議
院送付)

(委員長報告)

第八 地方税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第九 北海道に在動する政府職員
(委員長報告)

に対する越冬燃料購入費補助の
ための一時手当の支給に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十 関税法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十一 食糧の輸入税を免除する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十二 国民健康保険制度の更生
に関する請願(委員長報告)

第十三 国立病院及び国立療養所
改善に関する請願(委員長報告)

第十四 住宅営団経営の住宅を國營
とすることに關する請願

(委員長報告)

第十五 傷痍者更生援護に関する
請願(委員長報告)

第十六 拂下げミシンに関する請
願(委員長報告)

第十七 傷痍者保護に関する請願
(委員長報告)

第十八 生活保護法の普及と同法
の一部改正に関する請願

(委員長報告)

第十九 遊休公共建造物の即時開放
等に関する請願(委員長報告)

第二十 伏古別漁港築設に関する
請願(委員長報告)

第二十一 有珠漁港改修工事に關
する請願(委員長報告)

第二十二 追直漁港築設に関する
請願(委員長報告)

第二十三 豊間漁港築設に関する
請願(委員長報告)

第二十四 磐城東線三春、船引両
駅間の要田村に停車場を設置す
ることに關する請願(委員長報告)

第二十五 磐城東線神保、大越兩
駅間の棚根町菅谷に停車場を設
置することに關する請願

(委員長報告)

第二十六 木原線鐵道竣工の速
成に關する請願(委員長報告)

第二十七 東北本線二本松、本宮
兩駅間の杉田村に停車場を設置
することに關する請願

(委員長報告)

第二十八 國民健康保險組合制度
を改革することに關する陳情
(二件)(委員長報告)

第二十九 國民健康保險金に對す
る國庫補助金の増額等に関する
陳情(委員長報告)

第三十 國民健康保險組合の振作
促進に關する陳情(委員長報告)

第三十一 社會保險制度の一元化
に關する陳情(委員長報告)

第三十二 國立療養所高山莊の完備
並びに運営に關する陳情
(委員長報告)

第三十三 星塚敬愛園入園患者生活
擁護に關する陳情(委員長報告)

第三十四 生活保護法による生活
保護費を全額國庫負担とするこ
とに關する陳情(委員長報告)

第三十五 炭鉱労働者福利厚生施
設拡充に關する陳情(委員長報告)

第三十六 住宅建設に關する陳情
(委員長報告)

第三十七 漁業用資材の確保に關
する陳情(委員長報告)

第三十八 資金融通規則の一部改
正並びに水産金融庫設置に關する
陳情(委員長報告)

第三十九 漁業用網索原料マニラ
麻の輸入關税に關する陳情
(委員長報告)

第四十 漁業用燃料の配給に關す
る陳情(委員長報告)

第四十一 江差町、市瀬棚村間に
國營自動車線の運轉を開始するこ
とに關する陳情(二件)(委員長報告)

第四十二 姫路及び新宮兩駅、安栗
郡内間に國營自動車の運轉を開
始することに關する陳情(三件)
(委員長報告)

第四十三 中央線高藏寺、名古屋
鐵道小牧兩駅間に國營自動車の
運轉を開始することに關する陳
情(委員長報告)

第四十四 水産物乗用荷及び配給
制度に關する調査に關する件
(委員長報告)

異議がなければ朗讀を省略いたしま
す。
去る二日委員長から左の報告書を提出
した。

文化委員会陳情報告書第三号

文化委員会陳情特別報告書第三号

一昨三日内閣から予備審査のため左の
議案が送附された。よつて議長は、即
日これを委員会に付託した。

特別都市計画法第四條の規定によ
る國庫補助を國債証券の交付によ
り行ふ等の法律案

財政及び金融委員會に付託
あん摩、はり、きゅう、柔道整復
等營業法案 厚生委員會に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送附された。

船員保險法の一部を改正する法律案
未便員者給與法案

同日議員から左の議案を提出した。

綜合燃料及電力危機突破に関する決
議案 (佐々木良作君外三名)

同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は、即日これを司法委員會に
付託した。

昭和二十二年第六十五号(裁判官の
報酬等の應急的措置に関する法律)
等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に送付した。

赤十字の標章及び名称等の使用の制
限に関する法律案

健康保險法及び厚年金保險法の一部
を改正する法律案

國民医療法の一部を改正する法律案

毒物劇物營業取締法案

船員法臨時特例を廃止する法律案

造船事業法を廃止する法律案

又同日本院は左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

全國選舉管理委員會法案

同日佐々木良作君外三名から左の議案につき委員會審査省略の要求書を提出した。

綜合燃料及電力危機突破に関する決議案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律

國民医療法の一部を改正する法律

毒物劇物營業取締法

船員法臨時特例を廃止する法律

造船事業法を廃止する法律

全國選舉管理委員會法案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

医薬部外品等取締法案

同日議院において採択することを議決した左の請願及び陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

六三教育制度の經費を全額國庫負担とすることに關する請願(二十一件)

教員養成の諸學校に宗教講座を設置することに關する請願

勤勞青年教育の定時制高等学校設置に關する請願(三件)

くさす地勤務教職員優遇に關する請願

水害被害復旧並びに教科書學用品配給に關する請願

観光振興施設に關する請願

積雪寒冷地越冬手当即時支給並びに越冬衣具特別配給に關する請願

稅務職員の待遇改善に關する請願(三件)

雪害手当支給に關する請願

日僱労働者に対する特定制定に關する請願

京都府綴喜郡の地域給支給に關する請願

池田市及び豊中市の地域給を特例とするに關する請願

遊佐漁港船たまり工事に関する請願

松川浦漁港第二期修築工事促進に關する請願

焼尻漁港の築設に關する請願

六三教育制度の費用を全額國庫負担とすることに關する陳情(三十一件)

教科書並びに學校施設に關する陳情(十件)

勤勞青年教育の定時制高等学校設置に關する陳情(九件)

學用品に關する陳情

育教育義務制の実施に關する陳情

観光國策の確立に關する陳情

神奈川縣下の観光施設整備に關する陳情

観光事業上ホテル事業法の制定等に關する陳情

労働者教育の充実に關する陳情

別府市の勤務手当地域給を特例に引上げるに關する陳情

稅務職員の待遇改善に關する陳情(二件)

式見漁港浚渫に關する陳情

國有林野法の一部を改正する法律案可決報告書

北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に關する法律案可決報告書

關稅法の一部を改正する法律案可決報告書

食糧の輸入税を免除する法律案可決報告書

水産物集出荷及び配給制度に關する調査報告書

水産委員會請願特別報告書第四号

水産委員會請願特別報告書第四号

水産委員會請願特別報告書第四号

水産委員會請願特別報告書第三号

運輸及び交通委員會請願特別報告書第二号

運輸及び交通委員會請願特別報告書第二号

運輸及び交通委員會請願特別報告書第二号

財政及び金融委員會請願特別報告書第一号

財政及び金融委員會請願特別報告書第一号

財政及び金融委員會請願特別報告書第一号

昨四日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員會に付託した。

船員保險法の一部を改正する法律案

運輸及び交通委員會に付託未復員者給與法案

財政及び金融委員會に付託同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は、即日これを議院運営委員會に付託した。

昭和二十二年法律第八十号(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員會に付託した。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案

印紙等模造取締法案

財政及び金融委員會に付託都會地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案

道路運送法案

運輸及び交通委員會に付託簡易生命保險法等の一部を改正する法律案

國土計画委員會に付託國の利害に關係のある訴訟について最高法務總裁の権限等に関する法律案

通商委員會に付託

決算委員會に付託

副檢察事の任命資格の特例に関する法律案

司法委員會に付託

最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案

決算委員會に付託

裁判所法の一部を改正する法律案

司法委員會に付託自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を改正する法律案農林委員會に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを農林委員會に付託した。

食糧管理法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十二年一般會計予算補正(第九号)可決報告書

昭和二十二年度特別會計予算補正(特別第四号)可決報告書

地方稅法の一部を改正する法律案可決報告書

精製食鹽を閉港に指定する等の法律案可決報告書

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案可決報告書

戸籍法を改正する法律案修正議決報告書

出版關係法規に関する調査報告書

外務委員會請願特別報告書第一号

治安及び地方制度委員會請願特別報告書第一号

治安及び地方制度委員會請願特別報告書第一号

治安及び地方制度委員會請願特別報告書第一号

治安及び地方制度委員會請願特別報告書第一号

國土計画委員會請願特別報告書第三号

國土計画委員會請願特別報告書第三号

司法委員會請願特別報告書第三号

司法委員會請願特別報告書第三号

厚生委員會請願特別報告書第五号

厚生委員会請願特別報告第五号
厚生委員会陳情書報告書第四号
厚生委員会陳情特別報告第四号

○議長(松平恒雄君) これより本日の

會議を開きます。日曜第一、綜合燃料
及び電力危機突破に関する決議案(佐々
木良作君外三名發議)委員會審査省略
要求事件)本件は發議者佐々木良作君
外三名の要求通り、委員會の審査を省
略し、直ちに本案の審議に入ることに
御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。よつてこれより發議者に対し
趣旨説明の發言を許します。佐々木良
作君。

綜合燃料及び電力危機突破に關す
る決議案

右の議案を國會議法第五十六條によつ
て発議する。

昭和二十二年十二月三日

發議者

佐々木良作 稻垣平太郎

楠見 義男 板谷 順助

參議院議長松平恒雄殿

綜合燃料及び電力危機突破に關す
る決議

光、熱及び動力源の深刻なる危機
は遂に家庭生活を崩壊せしめ産業に
決定的打撃を與えんとしつつある。

國民は驚いて酷暑を迎えて底知れ
ない不安と焦燥にかられている。今
にして大胆且つ有効なる施策を本問

題の解決に集中しなければ遂には民
生の安定も産業の復興も凡てその足
懸りを失い一大社会混乱を誘致する

の虞れがある。

このエネルギー源の危機は、当面
燃料と電力の危機として現われてお
り、然もこの危機は決して打開の方
途がないのではない。政府は恒久施
策の樹立を急ぐと共に、よろしくこ
の事態の緊迫と責任の重大性を自覺
して次の超重点緊急措置を講ぜられ
たい。

一、政府は本問題解決のため強力な
綜合的実施機關を設置して迅速
果敢なる措置を講ずること。

二、政府は石炭、電力、薪炭等各種
エネルギー源につき、その相互間
の効率的配分と確保につき適切な
措置を講ずること。

三、政府は石炭及び薪炭等燃料の生
産増強のために有効適切な凡ゆる
手段を講ずること。

四、政府は海陸運を含むて凡ゆる輸
送力を動員して燃料を迅速に國民
の手に確保せしめること。

五、政府は以上の緊急措置を講ずる
と共に電力増強の緊急方策を進め
民生の安定及び産業復興に要する
最低所要電力は公平且つ無停電を
以て供給すること。

六、政府は國民にこのエネルギー源
危機の真相を周知せしめると共に
合理的使用の徹底を期すること。

七、政府は以上各項に關し現に採り
又は今後採るべき措置につき第一
回國會開會中に本院に報告するこ
と。

右決議する。

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 只今議題となりまし
た綜合燃料及び電力危機突破に關する

決議案の趣旨を簡単に御説明いたしま
す。

先ず最初に、非常に簡単ですから、こ
の決議案の全文を朗讀いたします。

綜合燃料及び電力危機突破に關
する決議

光、熱及び動力源の深刻なる危機
は遂に家庭生活を崩壊せしめ産業に
決定的打撃を與えんとしつつある。

國民は驚いて酷暑を迎えて底知れ
ない不安と焦燥にかられている。今
にして大胆且つ有効なる施策を本問

題の解決に集中しなければ遂には民
生の安定も産業の復興も凡てその足
懸りを失い一大社会混乱を誘致する
の虞れがある。

このエネルギー源の危機は、当面
燃料と電力の危機として現われてお
り、然もこの危機は決して打開の方
途がないのではない。政府は恒久施
策の樹立を急ぐと共に、よろしくこ
の事態の緊迫と責任の重大性を自覺
して次の超重点緊急措置を講ぜられ
たい。

一、政府は本問題解決のため強力な
綜合的実施機關を設置して迅速
果敢なる措置を講ずること。

二、政府は石炭、電力、薪炭等各種
エネルギー源につき、その相互間
の効率的配分と確保につき適切な
措置を講ずること。

三、政府は石炭及び薪炭等燃料の生
産増強のために有効適切な凡ゆる
手段を講ずること。

四、政府は海陸運を含めて凡ゆる輸
送力を動員して燃料を迅速に國民
の手に確保せしめること。

五、政府は以上の緊急措置を講ずる

と共に電力増強の緊急方策を進め
民生の安定及び産業復興に要する
最低所要電力は公平且つ無停電を
以て供給すること。

六、政府は國民にこのエネルギー源
危機の真相を周知せしめると共に
合理的使用の徹底を期すること。

七、政府は以上各項に關し現に採り
又は今後採るべき措置につき第一回
國會開會中に本院に報告すること。

右決議する。

以上が決議案の全文であります。

御承知の通りここに盛られてある内
容、特にこの必要は殆んど言うまでも
ないと思いますが、この内容的な詳し
い説明は省略いたしました。結論だけ
を三附加したいと思います。

現在の國民に対して非常な深刻なる
影響を及ぼしておるところの電力の危
機の原因は何か。簡単に申し上げます
と第一は、本當に綜合的なエネルギー
源の絶対量の不足というものであり
ます。この電氣を含め石炭その他すべ
てのものの綜合エネルギー源の絶対量
の不足が電氣という恰好で現われてお
る。電氣がない。電氣が不足しておる
という恰好を取つて現われておるとい
うこと。従つてこの解決は電力内部だ
けでは決して解決できない。それより
もつと包括的に含めた綜合エネルギー
をどうするという立場からでないとい
う解決はできない。

第二番目は、最近の特殊の事情であ
りますけれども、このエネルギー源の
絶対量の不足の上に、異常渇水によつ
て電力生産が非常に低下しておるとい
う点でありまして、これは更に異常渇
水があつた場合は火力で電氣を

出せばいいわけですが、火力を
出すための石炭が不足しておる。要す
るに異常渇水にプラス石炭不足という
こと、この二点が現在の電力危機の直
接の原因であります。綜合的なエネル
ギー源の絶対量の不足と、そして最近
における渇水と石炭不足による電力の
生産低下、この二つであります。

従つて私共考えまして、それならば
今年の冬の緊急的な対策をどのように
すれば重点的に何とかなるかというこ
とであります。今、この原因から直ぐに
結論は出て来るわけがあります。向こ
れは例年の慣例でありますけれども、
冬における電力需要の圧迫は最も家庭
用の電力から圧迫されて来る。要する
に多になれば家庭用の電燈及び電熱の
使い方が減らえて来るということであり
ます。従つて今年の冬の電力の需給を
最も圧迫して来るのは、當然に家庭用
の電熱になつて来るわけがあります。

例を取りまして、昨年度の場合にお
きまして、全部の電力消費量の中
で、多になつたというところ三三%がそうい
う家庭用のものに食われて来るという
事實になつて来る。この部分を成るべ
く少くすることに力をつけて電力危機を何
とか切り抜けることができる。電熱を
成るべく少くすることによつて電燈を
消さずに済むような措置ができる。こ
ういうことであります。そこで家庭用
の電熱使用を防ぐためにはどうすれば
いいかというところ、これは言うまでもな
いことでありまして、外の燃料で以て
家庭用の燃料を確保するという以外に
はないのであります。従つて次の対

策としては、この家庭用の燃料を確保

すものめには、現在の直ぐの問題としては、今の電熱以外の家庭用の燃料としてあるところの新炭であるとか、加工炭であるとか、これをはつきり確保して國民に供給するという措置を採らばいいわけであります。私共が電気委員会、並びにその後に関われましたところの連合委員会において検討したところによりますと、一應政府の計画の九俵、炭換算の九俵の検討をいたしました結果、この九俵では足りない。足りないけれども、この九俵を完全に確保することができるといふ結論に達したのであります。政府の施策よろしきを得るならば完全にこの九俵は確保することができ。そうすれば電熱は最小限に防ぐことができる。そうすれば当然に電燈は消えなくて済むという結論になるわけでありませう。ただこの九俵を確保するためには、現在のような政府のなまぬるい措置では絶対に不可能であります。もつと本當に命がけの強力な措置が打たれなければならぬ。打たれた場合には、はつきりと確保することができるといふ結論に達したわけであります。この確保することができ、そうしてそのための強力な措置が採られなければならないという結論が、この決議案を出しまして、そして政府に最も強力なる措置を要望する理由になるわけであります。

従ひまして、この具體的な内容、一から七に挙げておるところの具體的項目につきましては、説明を省略いたしますが、要するに家庭用の光と熱とを供給するために、今年の冬の端的な措置といしましては、先ず加工炭、薪

炭という他の燃料を総合的な観点から必ずこれを確保する。そうして、確保することができぬからやれということと、一つと、その次にはこの家庭用の燃料が確保されるならば、当然に家庭用の電燈は必ず確保し得る措置がある。だからこれを確保しろという結論になるわけでございます。そうしてそのための措置といたしましては、現在こういう措置を最も不可能ならしめておるものには、政府部内のセクト主義であります。官僚主義の中心をなすところのセクト主義であります。(拍手)私共は数回の電気委員会並びに連合の委員会におきまして、セクト主義がいかにこの問題の解決を邪魔しておるかということを加害に見たわけであります。これを例を取りますと、電気委員会です。それから、電氣を何とかしろということで内容を聞く。それでは電力関係の者を呼べ。それで電力関係の者をやる。そうすると、当然に、我々がこの電氣を確保するためには、今のやがた窮乏云々が確保されなければならぬ。或いは火力を焚くためには石炭が確保されなければならぬ。この二つが確保されたならば、私共電力の官吏としてはその責任は達成いたしました。こういう返事でありませう。それは誰が確保するかと言へばそれは石炭廳であり、一つは農林省であると言ふ。そこで農林省の役人を呼んで同じことを言つて、薪炭を確保するのはお前たちの方じゃないか。確保できるかと言へば、私共の方の生産は何とか今年の冬にはなる筈であります。併しながら今の直接の配給のうまく行つていない原因は輸送力であり

ますから、だから一つその辺は運輸省の方に當つて頂きたいと言う。そこで運輸省を呼んで、仕方がないから運輸省の官吏を呼んで別にたたく。そうすると、それは御尤もでありますけれども、汽車が動かない。汽車が動かないのは、これは石炭に原因があります、一つ商工省の石炭廠でその点は確保して貰いたいというわけで、幾らいつても堂々廻りで、総合的な強力な措置が採れないわけがあります。(拍手)私共はその観点から、電賃委員会から要請いたしまして、連合委員会におきまして、今の私共電賃委員会並びに鉱工業委員会、それから農林委員会、更に運輸委員会、この四つの委員会で以て私共は一堂に我々委員が一緒になり、同時に關係の役人たちも全部一緒にしまして、できるかできんか、一つ一つ駄目を押して行つたわけであります。そうすると、皆を寄せると必ずできるという結論が出て参ります。このできやらない結論が出るに拘わらず、なぜやらなかつたか。私共は國民の代表として憤慨に堪えない次第であります。(拍手)これは今のところ腹を立ててもできない。ともかくも当面の危機は何とか打開しなければならぬ。このためには、かのごとき方策を採れば必ずできるという結論を持つたが故に、この結論をこの決議案として上程いたしました。そして、そうして皆さんの御賛同を得まして、政府に対して最も強力なる実施の施策を要求する。そうして少しでも前進させ、今の危機を解消して貰うということをやりたいという意味であります。

尚最後に、これまでいろ／＼な問題

で決議が行われましたけれども、なかなかうまくその決議の尻拭いができなない。そのあとを私共考えまして、当面の措置に對しては第一回國會中に、日にちが何ほもありませぬけれども、この國會中に必ず本院に報告すること。これは今更政府がしたばたしなくてもいいので、もうすでに對策はできておる筈であります。直ぐに返答ができる筈であります。そうして本國會中に報告して頂きまして、その報告の内容によつて、どのような立場からも我々は、當然にその余力は殆んど全部工場、産業用の動力へ行くことができるのであります。そのような大きな綜合燃料、綜合動力的な立場から、政府一本になつて、各省のセクト主義をはつとけりと放擲して、一本にこの措置に立ち向わしめようということでありませう。第一回の國會中に報告を受けて、これを受けつ放しでなくて、直ちに具體的な実施要領に整へて、私共は尙必必要あとを追究して、責任を以て実施せしめようと考へておるのであります。どうか趣旨を御了解願ひまして、皆さんの御賛同を得たいと思ふ次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 討論の通告がございます。これより発言を許します。田村文吉君。

〔田村文吉君登壇、拍手〕

○田村文吉君 私は緑風會を代表いたしましたして、本決議案に對する賛成の意見を闡陳いたしたいと存するのであります。

実はこの問題は、今日かようにどん底に追い詰められましてから本決議案を出しますようなことは、少しく六日の「あやめ」の嫌いがあるのでありますが、併し先月は大衆院において電力危機突破に関する決議案が行われておつたのでありますし、この状態はすでに昨年から又今年の春、今年の夏の状況から見しても、当然起るべき運命であつたのでありますから、必ず何らかの施策が行われて、この冬は我々はこのように目に遇うことなく済むものと考えておつたのでありますが、遂に今日このような状況に立ち至つて参つたのであります。而も尙今日これに言うて、そうして政府から善処して貰うことが絶対に必要に相成つて参りましたので、今回この決議案が上程されました。私は先月の二十四日の日に今度炭鉱の國家管理法案の修正案が参つて廻りまして、これを僅かの日の中に検討いたしまして、職責を全うせねばならぬと存じますので、家へ帰ります。と、その日は到頭終夜電氣が参りました。僅かに國から持つて参りました蠟燭をとしまして、そうして勉強をしたようなわけであります。が、その前の日もその前の日も、約一週間に亘つて、僅かに一時間ぐらいの送電がありましただけで、殆んど電燈を拜むこともできないような状態にあつたのであります。これは私一人の問題ではありませんで、東京の全部の皆様、日本の全部の皆様が非常にお苦しみになるお營めになる苦痛なのであります。尙今月になりました、木炭が二價目だ

私の世帯に配給に相成つたのでござい
ますが、実は高熱も今のような状態で
使うことは無難でございせん。ガスはあ
りません。僅かに焼けた材木を伐りま
して、それを以て炊事をいたしておる
ような状況でありますところへ、二
貫目の木炭が実は配給に相成つたので
あります。このようないふことで炊事を
いたしますが、どうやらこうやら漸
くいたすのであります。昨今のよう
に寒く相成つて参りますが、実は炭
一つないのでありますから、煙を取
ることなどは到底でき得ない。ような
状況になつておるのであります。これ
は恐らくは全國の皆様はより以上に悲
な状況においでになることであらうと
私は心配しておるのであります。が、
殊に北國地方にもなります。関東
方面と違ひまして、これからは一ヶ月
の中にお天氣の日といふものは二日ぐ
らいしかないものであります。もう三
時過ぎますと暗くなります。みなら
ず、冬の明をいたしますから、家
の中は暮間でも暗いのであります。
ところが全部電氣が参りません。ような状
況でありますから、まあ蠟燭をと
すとか、或いはアセチレンを工夫する
とかいふようなことで、灯を奪われた
陰惨な生活をいたさねばならぬ。ような
状況に相成つておるのであります。又
農家にいたしまして、これからまだ
調製をしなければならぬのであります
が、調製が、電氣が参りませんために
でき得ない、こつういふやうな状況にあ
るのであります。尙最も憂慮すべき状
態にあります。これは、御承知であり
ますけれども、昨今の工場は一週間
に二日しか電氣が参りません。甚だし

い所になりますと一週間に一回しか動
力が参りません。これで生産が非
常に減つて参ります。これは申すまで
ありませんが、折角増産をして今日
のインフレーションを何とかして緩和
する方法を考えようといふので、國民
は生産者も労働者も一生懸命に働いて
行きたいといふ考えで参ります。とき
に、今のやうな状況であります。か
ら、実に毎日不愉快な生活をいた
すのみならず、生産はガタ落ちに
落ちて参つておるのであります。
物が不足いたして参ります。と、
従つて生産が不足して参ります。と、
従つて生産費は高くなるのでありま
す。生産費が高くなるから、どん
どんインフレが激化する。こつういふこ
とに相成る次第であります。この結
果は資金の問題その他各般の問題が非
常に憂へべき状況に相成るのみなら
ず、今年の暮になりますと、どこの
会社でも金融にお詰りになります。と、
恐らくは資金も支拂えないやうな状況
に相成るであらうといふことを、実は
非常に心配しておるのであります。品
物ができませんから金融が付きませ
んが、支拂うべき資金や材料の金は拂
つて参らなければならぬのでありま
す。恐らくは全國の小さな会社も大きな会
社も金融が皆詰るというところは実に憂
慮に堪えないのであります。在來の國
民はこの困乏生活といふことも前途に
何かしら明るみを持つから、耐乏生活
といふことに堪えてやつて來ておるの
であります。が、今のやうな電力がな
いために、又熱がないために生産も上
げることができない。こつういふやうな

状況に相成つて参ります。といふと、
もう前途に光明がなくなつて來る。こ
ういふことになります。と、勢い耐乏
生活もできなくなる、やけ氣になる、
こつういふやうなことが非常に憂慮され
て参るのであります。即ち國民の希望
を全く喪失してしまふやうな政策であ
つては誠に相成らんと考えておるの
であります。私はかような状況になつ
ていくことは、もう少し政府も我々も
考えて見なければならぬ。國民に對し
て何とも申訳がないやうな氣持がする
のであります。昔ならばこつうな状
況に立至らしめるといふことは、いわ
ゆる主君に對して家老が相済まんと言
つて腹を切つて申訳をしなければなら
ん。私は責任を感じなければならぬ
思ふのであります。が、さつぱり責任
の方は感じておられないやうでありま
す。が、今責任を追及申しても仕方
がないのであります。先刻提案者
が、いろいろの施策が行へば行へる
のであります。のみならずこの問題は
今年よりも來年、暮わんで置けば再
年とす。電力の不足といふ問題が
強くなつて参ります。今にして
何かしら強力な方策を立てると同時
に、その強力な方策を実行に移すとい
ふことを切に政府に希望して止まんの
であります。が、今のやうなことで置
くといふことは、到底忍び得ないこと
であります。いふの機構いじりや
何かでやつておることは、國民が腹か
ら見ておりまして、議會は何をしてお
るか、政府は何をしておるか、我々の
今日の生活をどうしてくるか、こつ
ういふことで腹一ぱいだらうと考へてお

りますので、私はこの際政府に向つて
必ずできることであるのであるから、
実行を是非やつて貰いたいといふやう
にお願いしたのであります。この壇
を降る次第であります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 丹羽五郎君。
○丹羽五郎君(登壇、拍手) 私には社會黨を代表いた
しまして、本案に賛成をする者であり
ます。その理由は、古來より我々國民
生活の根幹は衣食住といふ言葉を以て
これに當てられておるのであります。
その食に對しまして本年六月非常なる
食糧難に遭つたのであります。幸
い農民諸君の協力、連合國軍の非常な
御同情によりまして、その危機は突
破をいたしたのであります。ところが
再び私共は熱と光の危機が迫つて参つ
たのであります。人間の生活に光を失
いますとそれは甚だしい悲惨なるもの
なものであります。暗黒の家庭に襲
ひ來りますところの酷寒、光なき家庭
に、何の休養と何の團圓とがあるの
でありますか。
過日本院におきまして道義の昂揚に
關する自由討論があつたのでありま
す。その時各議員が非常に切實なる御
意見を述べられました。私もその御
意見を聴いた者であります。政府は國民に
百万言、千万言の道義の昂揚を説きま
しても、この暗黒の家庭に住む國民に
は、何らのそれは價値も與えないので
あります。私はこの場合道義の昂揚を
國らんといたしますには、先ず國民
平等に小さき一つの光でも與えるなら
ば、必ずその光によりまして陰惨なる
氣分は一掃され、氣分は柔らげられま

す。それが即ち道義の昂揚に大きな力
を有するものであることを固く確信を
いたす者であります。
昨日の朝日新聞によりますと、商
工大臣は電力問題に對しまして、記者
團との一問一答が掲げられてありま
す。その結論をいたしますところによ
りますと、大臣は結局この打開策
は、雨を待つより仕方ないとの悲鳴を
挙げられたのであります。人事を變
て天命を待つといふその言葉の通りに
いたしますならば、果して商工大臣は
人事を盡して天命を待つておるので
ありましか。ひやうと云ふ言
あり。政府は最近にこの電力危機を突
破するため、商工省の一部に電力危機
突破対策本部を設けられました。こと
は、これは適切な処置として私共も
承知をいたしておるのであります。併
し未だその本格的活動を開始したこと
を聞いていないのであります。そのと
きに至りまして、ただ天命を待たけ
ればならぬといふことは、國民にいた
しまして誠に心細い次第であります。
私はかような言葉を繰返さずよ
り、閣下官職が只今佐々木君の申しま
したごとく渾然一体となりまして、
確乎たる綜合機關對策閣下をなしまし
て、在來の官廳機構の弊害であります
薪炭は農林省、電力、石炭は商工省、輸
送は運輸省、各々の立場を保持いたし
まして、互いに譲りなかつたのが、今
日のこの危機に迫つた一つの重大なる
原因と私は考へるのであります。この
場合に、電力危機突破對策本部が折角
設けられましたのでありますから、
これを中核といたしまして、緊密
なる連絡、又緊密なる融合を図りまし

しても、又いかなる努力を拂いまして
も解決しなければならぬのでありま
す。本問題の解決こそ現政府が万難を
排して、断乎として探るべきところの
焦眉の重大政策であると私は断じたい
のであります。(拍手)

国会におきまして、今春以来す
て今日あるに至りました。衆議
院共電氣委員会が中心となり、あら
ゆる角度から熱心な研究が続けられ、
政府を説いて参つたのであります。
衆議院におきましては、十月二日に電
力危機突破に関する決議として、その
結論が発表されましたが、本院におき
ましては、事態の急迫に備えまして、
閣僚四連合委員会が組織せられまし
て、遂に本日の決議と相成つたのであ
ります。国会が眞に國民の意思を代表
するところの權威を有しております上
は、本日のこの決議こそ八千万國民
の決議であり、又國民の政府に対する
ところの強力なる要求でもあります。

(拍手)「そうだ」と呼ぶ者あり。本
決議案におきまして「この危機は打開
の方法がないのではない」と断じてお
りますが、正にその通りであると思
うのであります。

政府におきまして、それ〴〵問題
を所管省として鋭意処理せしめられつ
つあることは私も認めるのでありま
す。にも拘わらず、依然として國民の
期待を裏切りつつあるところのもの
は、官廳のセクト的進歩、責任の回
避、行政の食い違い等が存することを
指摘せざるを得ないのであります。山
元における多量の遺棄を、電氣局を過
えながら國民の手に届けられぬこと
と、予定計画を觀り、不可避的な異常

清水に対処するところの新しい計画
が用意されていなく、火力発電設備
の應急補修によりまして百万キロま
で電氣力を回復しておりながら、石炭
の割当計画の拙劣によりまして、現在
三十万乃至四十万キロより電氣をなし
得ないこと、電力制限によるところの
工場操業率の低下によりまして、工場
には必要以上の貯蔵を許しておる向が
相当あるものであります。然るに依然と
して何ら割当の修正が行われていない
こと、これに引換え火力用炭が充足さ
れていないのであります。これら挙げ
れば全く枚挙に遑のない有様でありま
して、これらこそ結局各機関の綜合的
な、有機的な行政の妙を發揮するこ
ろの最も重要な点が欠けておるからで
あると思ふのであります。

従いまして本問題解決の鍵は、強
力なる政治力の結集と、綜合された
行政力との一体的展開に掛けられて
おると思ふのであります。従つて政
府は事態の重大化を端的に認め、直
ちに強力なる綜合的美機関を設
いたしまして、本決議を尊重し、忠実
に且つ迅速に成果を挙げられ、國民に
光と熱と動力とのエネルギー源を最低
所要量を確保せられまして、國民の現
在抱いておられますところのこの不安
を、事實を以て一掃されんことを私は
政府當局に強く要求する者でありま
す。以上私の所信を申述べまして、本
決議案の賛成の辭といたします。(拍
手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の
通告者は終りました。討論は終局した
ものと認めます。これより本案の採決
をいたします。本決議案は賛成の諸君

の起立を請います。
〔総員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本決議案は全会一致を以
て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、昭和
二十二年一度一般会計予算補正(第九
号)、日程第三、昭和二十二年一度特別
会計予算補正(特第四号)、以上両案を
一括して議題とすることに御異議ござ
いせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長長の報告を求めま
す。予算委員長櫻内辰郎君。
審査報告書
一、昭和二十二年一度一般会計予算
補正(第九号)
一、昭和二十二年一度特別会計予算
補正(特第四号)

右全会一致を以て可決すべきものと
議決した。よつて多数意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十二年十二月四日
予算委員長 櫻内 辰郎
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
寺尾 豊 左藤 義詮
深水 六郎 服部 教一
飯田精太郎 岡部 常
岡本 愛祐 河野 正夫
島村 軍次 鈴木 直人
高田 寛 渡邊 基吉
姫井 伊介 木村廣八郎
西郷吉之助 木下 源吾

要領書
一、委員会の決定の理由
昭和二十二年一度一般会計予算
補正(第九号)並びに昭和二十二
年度特別会計予算補正(特第四号)
案は、北海道に在動する政府職員
に対する石炭手当の支給、その他
緊急やむを得ざる経費の増加に伴
い、予算の補正をなさんとする適
切な処置である。

二、事件の利害得失
最近における諸情勢の変化に則
して、諸般の事務の遂行を容易
ならしむる利益がある。

三、費用
本補正により、一般会計において
は、歳入、歳出共六億四千二百六
十二万円の増加となり、又特別会
計においては、歳入二十三億二千
二十三万四千円、歳出二十三億二
千三百七十七万七千円の増加となる。

昭和二十二年一度一般会計予算補正
(第九号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十二年十二月二日
参議院議長松平恒雄殿
衆議院議長松平恒雄殿 駒吉
昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第四号)
右は本院において可決した。

石炭鉱業管理法実施の準備に必要な経費二千五百一十一万六千円、國民貯蓄運動推進に必要な経費二千三百五十万円、その他大學附屬習林の官行伐採、大學附屬の待遇改善、漁船の登録、新日本國民運動、並びに危機突破生海軍運動の展開等緊急止むを得ざる経費一億四千三百四十五万三千円、以上合計六億四千二百六十二万円の増加と相成るのであります。これが財源といたしましては、本年十月までに決定済みの借入超過額算料金受入三億五千五百五十二万九千円、國立病院及び療養所における入院料金引上げによる増収一億七千三百六十六万一千円、その他漁船登録手数料、大學附屬習林伐採に伴う収入等一億一千三百九十三万円、以上合計六億四千二百六十二万円を充當するものであります。

次に特別会計について申し上げますと、その歳入二十三億二千二十三万四千円、歳出二十三億二千三百七十七万七千円の増加となっておりますが、國債整理基金特別会計において借入金金の借換等により歳入歳出共二十一億八百二十万八千円の増加があらわれますので、これを差し引きますと、歳入二億一千二百二十六万六千円、歳出二億一千二百六十六万九千円の増加となるのであります。その歳出の主たるものは、石炭手当を支給するに必要な経費一億九千七百七十五万二千円でありまして、歳入の主たるものは、各特別会計の事業収入の外に、國有鉄道及び通信事業の特別会計建設勘定所職員に対する石炭手当支給に必要な経費の財源として、公債金収入七百九十五万六千円を受け入るものであります。

本案の審議に当り各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対して懇切なる答弁があらわれましたが、今その質疑應答の主なるものを申し上げますれば、一委員より、今回の石炭手当の支給は北海道地域のみに限定されておられるが、東北その他の寒冷地域に対してはいかなる考案を持っておられるのかとの質疑に対し、政府委員より、寒冷地域の決定は極めて困難であり、又國家財政の実情をも考慮し最小限度に止めたのであります。が、他の寒冷地域に対しては、將來給與制度改正の際併せて考慮するつもりであるとの答弁があり、一委員より、國民貯蓄運動の最も効果的な推進方策如何との質疑に対し、政府委員より、新田の再封鎖、平價の切下げ等は絶対にやらないことを徹底して通貨の信用を高めると共に、預金の秘密保持、物資定期預金等國民の利益となる点を併せ考慮し、國民が納得して貯蓄するようにすることが最も肝要との答弁があらわれました。一委員より、臨時石炭鉱業管理法の実施により、果して労働者の生産意欲を昂揚し、石炭増産の実を挙げ得るやとの質疑に対し、商工大臣より、炭鉱労働者の経済上、社会上又は政治上の地位を向上せしむることにより、その労働の意欲を昂進することができると、石炭増産対策の浸透徹底、行政、經濟、労働三者の渾然一体化、資材、資金等生産所要量の効率的利用等により石炭増産を期することができるとの考えを述べ、その答弁があり、更に又一委員より、電力は食糧と同様國民の日常生活に密接な關係あり、最近のごとき停電状態にては、單に國民の經濟生活を脅かすのみならず、精神的にも將來に對し不安を抱かせる虞れありと思はれるが、政府のこれが対策如何との質疑に対し、商工大臣より、我が國における水力及び火力の発電能力は、設備能力九百万キロワット、発電能力、豊水期六百万キロワット、渾水期四百五十キロワットでありまして、石炭事情その他により下廻る傾向があり、これに對し需要は四百五十万乃至五百五十万キロワットでありまして、明らかに供給不足になつておるのであります。特に本年は未曾有の渾水と風水害により、電力事情は極めて悪いので、政府としては発電設備の復旧修理、配電の増加、自家発電の奨励、便乗負荷の切斷、その他需要の抑制等、資材と人力の許す限りあらゆる應急対策を講ずると共に、恒久対策としては、我が國の經濟事情とも照合せ、先ず既有力及び火力発電設備のフル運轉をなし得るよう目下全力を注いでおるとの答弁があらわれました。その他重要な質疑應答があらわれましたが、詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

十二月四日討論に入り、二三の委員より賛成の意見を述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。ここに御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、戸籍法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第五、昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案、(内閣提出)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長に報告を求めます。司法委員会理事鈴木安孝君。
審判報告書
戸籍法を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十二年十二月四日
司法委員会理事 鈴木 安孝
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
松村眞一郎 水久保益作
來馬 琢道 大野 幸一
齋 武雄 中村 正雄
西田 天香 大野木秀次郎
鬼丸 義齋 山下 義信

○議長(松平恒雄君) 第五條第二項中「法令」を別に法律に改める。
第十條第一項中「正当な事由があるときはを削り、同項の末尾に」但し、市町村長は、正当な理由がある場合に限り、本項の請求を拒むことができる。」を加える。
第百四十三條 第五條第二項の手
資料の類は、昭和二十二年法律第三十四号財政法第三條の規定の適用があるまで、政令の定によることを妨げない。
要領書
一、本委員会の決定の理由
この法律案は、民法の親族編及び相続編が全面的に改正され、戸主、家族その他家に関する規定が削除となつた結果、これら実体法規から生ずる身分關係を登録する戸籍の制度について相當範圍の改正を加えたものである。改正の主要な点は、戸籍編の單位を夫婦及びこれと氏を同じくする子としたこと、戸籍の表示は、戸籍の筆頭に記載した者の氏名及び本籍を以てすることと入籍を以てすることとしたこと、入籍、新戸籍の編成又は除籍について一々その理由を規定したこと、後見監督人、姻族關係の終了、推定相続人の排除及び分籍について規定を設けたこと、人口動態統計に資するため、出生届につき特別の規定を設けたこと、子の名には、常用平易な文字を使用せしめることにしたこと、その他戸籍の記載手続、届出の様式等の規定は、戸籍法施行規則に譲り、主要な基本的な事項を規定したこと等であつて、改正民法の趣旨に適合する妥當な立法である。
しかし、第五條の戸籍簿の閲覧の手数料又は戸籍の謄本、抄本の交付若しくは記載事項の証明の手数料の額は、財政法の趣旨によつ

て、法律で定めるべきであるから、第五條第二項をその趣旨に修正すると共に、財政法第三條の規定の適用があるまでは、政令の規定によることを妨げない旨の修正をなすべきものとし、又右の戸籍簿の閲覧、戸籍の謄本、抄本の交付の請求等は、原則として、何人も自由にこれをなし得るものとし、正当な理由がある場合に限り、市町村長がこれを拒み得るものとすることが妥当であるから、この趣旨に第十條第一項を修正すべきものと議決したのである。

二、事件の利害得失
氏を同じくする夫婦、親子の親族共同生活体の現実を表示して、その間における身分上の地位を確保する等の利益がある。

三、費用
この法律案を施行するについて、別段の費用を要しない。

戸籍法を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十七日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿

戸籍法を改正する法律案
戸籍法目次

第一章 総則
第二章 戸籍簿
第三章 戸籍の記載
第四章 届出
第一節 通則

第二節 出生
第三節 認知
第四節 養子縁組
第五節 養子離縁
第六節 婚姻
第七節 離婚
第八節 親権及び後見
第九節 死亡及び失踪
第十節 生後配偶者の復氏及び姻族関係の終了
第十一節 推定相続人の廃除
第十二節 入籍
第十三節 分籍
第十四節 國籍の得喪
第十五節 氏名の変更
第十六節 轉籍及び就籍
第五章 戸籍の訂正
第六章 雜則
附則
戸籍法

第一章 総則
第一條 戸籍 関する事務は、市町村長がこれを掌する。
第二條 市町村長は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に関する戸籍事件については、その職務を行うことができない。
第三條 戸籍事務は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する司法事務局長の長がこれを監督する。
第四條 都の区のある区域においては、この法律中の市、市長及び市役所に関する規定は、区、区長及び区役所にこれを準用する。特別市及び地方自治法第百五十五條第二項の市においても、第五條第一項の場合を除く外、同様である。
第五條 この法律の規定によつて納

める手数料は、これを市町村の收入とする。
手数料の額は、政令でこれを定める。

第二章 戸籍簿
第六條 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。但し、配偶者がいない者についてはあらたに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。
第七條 戸籍は、これをつつて帳簿とする。
第八條 戸籍は、正本と副本を設ける。
第九條 戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍、これを表示する。その者が戸籍から除かれた後も、同様である。
第十條 何人でも、正当な事由があるときは、手数料を納めて、戸籍簿の閲覧又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付を請求することができ、戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍に記載した事項に関する証明についても、同様である。
手数料の外に郵送料を納めて、謄本、抄本又は前項に規定する証明書の送付を請求することができ、謄本は、請求によつて、除籍者

に関する記載の略号を省略して、これを作ることができる。

第十一條 戸籍簿の全部又は一部が、滅失したとき、又は滅失の虞があるときは、最高法務総裁は、その再製又は補充について必要な処分を命ずる。但し、滅失した場合には、その旨を告示しなければならない。

第十二條 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。
第九條乃至前條の規定は、除籍簿及び除かれた戸籍にこれを準用する。

第三章 戸籍の記載
第十三條 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。
一 氏名
二 出生の年月日
三 戸籍に入つた原因及び年月日
四 実父母の氏名及び実父母との続柄
五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
六 夫婦については、夫又は妻である旨
七 他の戸籍から入つた者については、その戸籍の表示
八 その他法令で定める事項
第十四條 氏名を記載するには、左の順序による。
第一 夫婦が、夫の氏を称するとき、夫、妻の氏を称するときは

第二 配偶者
第三 子
子の間では、出生の前後による。
戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

第十五條 戸籍の記載は、届出、報告、申請若しくは請求、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。
第十六條 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。
前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。第十七條 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときは、その者について新戸籍を編製する。
第十八條 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。
前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。
養子は、養親の戸籍に入る。
第十九條 婚姻又は養子縁組によつて氏を改めた者が、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれ

ているとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

前項の規定は、民法第七百五十一條第一項の規定によつて婚姻前の氏に復する場合及び同法第七百九十一條第三項の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを適用する。

第二十條 前二條の規定によつて他の戸籍に入るべき者に配偶者があるときは、前二條の規定にかかわらず、その夫婦について新戸籍を編製する。

第二十一條 成年に達した者は、分籍をすることが出来る。但し、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、この限りでない。

分籍の届出があつたときは、新戸籍を編製する。

第二十二條 父又は母の戸籍に入る者を除く外、戸籍に記載がない者についてあらたに戸籍の記載をすべきときは、新戸籍を編製する。

第二十三條 第十六條乃至第二十一條の規定によつて、新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者は、従前の戸籍から除籍される。死亡し、失踪の宣告を受け、又は國籍を失つた者も、同様である。

第二十四條 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならぬ。但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるもので

あるときは、この限りでない。

前項の通知をすることができないとき、又は通知をしても戸籍訂正の申請をする者がないときは、市町村長は、監督司法事務局長の許可を得て、戸籍の訂正をすることが出来る。前項但書の場合も、同様である。

裁判所その他の官廳、檢察官又は吏員がその職務上戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを知つたときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならぬ。

第四章 届出

第一節 通則

第二十五條 届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でこれをしなければならぬ。

日本の國籍を有しない者に関する届出は、その寄留地又は届出人の所在地でこれをしなければならぬ。

第二十六條 本籍が明かでない者又は本籍がない者について、届出があつた後に、その者の本籍が明らかになつたとき、又はその者が本籍を有するに至つたときは、届出人又は届出事件の本人は、その事実を知つた日から十日以内に、届出事件を表示して、届出を受理した市町村長にその旨を届け出なければならぬ。

第二十七條 届出は、書面又は口頭でこれをすることが出来る。

第二十八條 最高法務總裁は、事件

の種類によつて、届書の様式を定めることが出来る。

前項の場合には、その事件の届出は、当該様式によつてこれをしなければならぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第二十九條 届書には、左の事項を記載し、届出人が、これに署名し、印をおさなければならぬ。

一 届出事件

二 届出の年月日

三 届出人の出生の年月日、所在及び戸籍の表示

四 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、所在、戸籍の表示及び届出人の資格

第三十條 届出事件によつて、届出人又は届出事件の本人が他の戸籍に入るべきときは、その戸籍の表示を、その者が従前の戸籍から除かれるべきときは、従前の戸籍の表示を、その者について新戸籍を編製すべきときは、その旨、新戸籍編製の原因及び新本籍を、届書に記載しなければならぬ。

届出事件によつて、届出人若しくは届出事件の本人でない者が他の戸籍に入り、又はその者について新戸籍を編製すべきときは、届書にその者の氏名及び出生の年月日を記載する外、その者が他の戸籍に入るか又はその者について新戸籍を編製するかの區別に従つて、前項に掲げる事項を記載しなければならぬ。

届出人でない者について新戸籍

を編製すべきときは、その者の従前の本籍と同一の場所を新本籍と定めたものとみなす。

第三十一條 届出をすべき者が未成年者又は禁治産者であるときは、親権を行う者又は後見人を届出義務者とする。但し、未成年者又は禁治産者が届出をすることを妨げない。

親権を行う者又は後見人が届出をする場合には、届書に左の事項を記載しなければならぬ。

一 届出をすべき者の氏名、出生の年月日及び本籍

二 無能力の原因

三 届出人が親権を行う者又は後見人である旨

第三十二條 無能力者がその法定代理人の同意を得ないですることが出来る行為については、無能力者が、これを届け出なければならぬ。

禁治産者が届出をする場合には、届書に届出事件の性質及び効果を理解するに足る能力を有することを証すべき診断書を添付しなければならぬ。

第三十三條 証人を必要とする事件の届出については、証人は、届書に出生の年月日、所在及び本籍を記載して署名し、印をおさなければならぬ。

第三十四條 届書に記載すべき事項であつて、存しないもの又は知れないものがあるときは、その旨を記載しなければならぬ。

市町村長は、特に重要であると認める事項を記載しない届書を受

理することが出来ない。

第三十五條 届書には、この法律その他の法令に定める事項の外、戸籍に記載すべき事項を明かにするために必要であるものは、これを記載しなければならぬ。

第三十六條 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合には、市役所又は町村役場の数と同数の届書を提出しなければならぬ。

本籍地外で届出をするときは、前項の規定によるものの外、なお、一通の届書を提出しなければならぬ。

前二項の場合に、相当と認めるときは、市町村長は、届書の謄本を作り、これを届書に代えることが出来る。

第三十七條 口頭で届出をするには、届出人は、市役所又は町村役場に出現し、届書に記載すべき事項を陳述しなければならぬ。

市町村長は、届出人の陳述を筆記し、届出の年月日を記載して、これを届出人に読み聞かせ、且つ、届出人に、その書面に署名させ、印をおさせなければならぬ。

届出人が疾病その他の事故によつて出現することができないときは、代理人によつて届出をすることが出来る。但し、第六十條、第六十一條、第六十六條、第六十八條、第七十條乃至第七十二條、第七十四條及び第七十六條の届出については、この限りでない。

第三十八條 届出事件について父母その他の者の同意又は承諾を必要

とするときは、届書にその同意又は承諾を証する裏面を添附しなければならぬ。但し、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせるだけで足りる。

届出事件について裁判又は官廳の許可を必要とするときは、届書に裁判又は許可書の謄本を添附しなければならない。

第三十九條 届書に關する規定は、第三十七條第二項及び前條第一項の裏面にこれを準用する。

第四十條 外國に在る日本人は、この法律の規定に従つて、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事に届出をすることが出来る。

第四十一條 外國に在る日本人が、その國の方式に従つて、届出事件に關する証書を作らせたときは、一箇月以内にその國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出しなければならない。

大使、公使又は領事がその國に駐在しないときは、一箇月以内に本籍地の市町村長に証書の謄本を提出しなければならない。

第四十二條 大使、公使又は領事は、前二條の規定によつて書類を受理したときは、遅滞なく、外務大臣を経由してこれを本人の本籍地の市町村長に送付しなければならない。

第四十三條 届出期間は、届出事件發生の日からこれを起算する。裁判が確定した日から期間を起算すべき場合に、裁判が送達又は交付前に確定したときは、その送達又は交付の日からこれを起算する。

第四十四條 市町村長は、届出を怠つた者があることを知つたときは、相當の期間を定めて、届出義務者に對し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならない。届出義務者が前項の期間内に届出をしなかつたときは、市町村長は、更に相當の期間を定めて、催告をすることが出来る。

第二十四條第二項の規定は、前二項の催告をすることができない場合及び催告をして届出をしない場合に、同條第三項の規定は、裁判所その他の官廳、檢察官又は吏員がその職務上届出を怠つた者があることを知つた場合にこれを準用する。

第四十五條 市町村長は、届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出義務者に、その追完をさせなければならない。この場合には、前條の規定を準用する。

第四十六條 届出期間が経過した後、届出があつても、市町村長は、これを受理しなければならない。第四十七條 届出人の生存中に郵送した届書は、その死亡後であつても、市町村長は、これを受理しなければならない。

前項の規定によつて届書が受理されたときは、届出人の死亡の時に届出があつたものとみなす。第四十八條 届出人は、届出の受理又は不受理の証明書を請求することが出来る。但し、受理の証明書を請求する場合には、手数料を納めなければならない。

利害關係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することが出来る。但し、市町村長に對し請求する場合には、手数料を納めなければならない。

第十條第二項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第二節 出生

第四十九條 出生の届出は、十四日以内にこれをしなければならない。届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
二 出生の年月日時分及び場所
三 父母の氏名及び本籍若し、日本の国籍を有しないときは、その旨
四 その他命令で定める事項

医師、助産婦又はその他の者が出産に立ち会つた場合には、医師、助産婦、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が命令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添附しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第五十條 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範圍は、命令

でこれを定める。

第五十一條 出生の届出は、外國又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては、出生地でこれをしなければならない。但し、汽車その他の交通機關(船舶を除く。以下同じ。)の中で出生があつたときは、母がその交通機關から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときは、その船舶が最初に入港した地で、これをしなければならない。

第五十二條 嫡出子出生の届出は、父がこれをし、父が届出をすることができない場合は子の出生前に父母が離婚をした場合には、母がこれをしなければならない。嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない。前二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、左の者は、その順序に従つて、届出をしなければならない。

第一 同居者
第二 出産に立ち会つた医師、助産婦又はその他の者

第五十三條 嫡出子否認の訴を提起したときであつても、出生の届出をしなければならない。

第五十四條 民法第七百七十三條の規定によつて裁判所が父を定むべきときは、出生の届出は、母がこれをしなければならない。この場合には、届書に、父が未定である事由を記載しなければならない。

第五十二條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五十五條 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九條第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならない。前項の手続をした後に、船舶が日本の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に關する航海日誌の謄本をその地の市町村長に送付しなければならない。

船舶が外國の港に着いたときは、船長は、遅滞なく出生に關する航海日誌の謄本をその國に駐在する日本の大使、公使又は領事に送付し、大使、公使又は領事は、遅滞なく外務大臣を経由してこれを本籍地の市町村長に送付しなければならない。

第五十六條 病院、監獄その他の公設所で出生があつた場合に、父母がともに届出をすることができないときは、公設所の長又は管理人が、届出をしなければならない。第五十七條 嬰兒を発見した者又は嬰兒発見の申告を受けた警察官は、二十四時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない。

前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名をつけ、大體を定め、且つ、附屬品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調査に記載しなければならない。その調査は、これを届書とみなす。

第五十八條 前條第一項に規定する手続をする前に、嬰兒が死亡した

ときは、死亡の届出とともにその手続をしなければならぬ。

第五十九條 父又は母は、棄兒を引き取つたときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならぬ。

第三節 認知

第六十條 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。

一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍

二 死亡した子を認知する場合には、死亡の年月日並びにその直系卑属の氏名、出生の年月日及び本籍

第六十一條 胎内に在る子を認知する場合には、届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならぬ。

第六十二條 民法第七百八十九條第二項の規定によつて嫡出子となるべき者について、父母が嫡出子出生の届出をしたときは、その届出は、認知の届出の効力を有する。

第六十三條 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならぬ。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならぬ。

第六十四條 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する

遺言の謄本を添附して、第六十條又は第六十一條の規定に従つて、その届出をしなければならぬ。

第六十五條 認知された胎児が死体で生まれたときは、出生届出義務者は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならぬ。

但し、遺言執行者が前條の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならぬ。

第四節 養子縁組

第六十六條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第六十七條 配偶者の一方が双方の名義で縁組をする場合には、届書にその事由を記載しなければならぬ。

第六十八條 民法第七百九十七條の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならぬ。

第五節 養子縁組

第七十條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第七十一條 民法第八百一十一條第二項の規定によつて協議上の縁組をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならぬ。

第七十二條 民法第八百一十一條第三項の規定によつて縁組をする場合には、養子だけで、その届出をする

ることができる。

第七十三條 第六十三條の規定は、離婚又は協議取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第六節 婚姻

第七十四條 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。

一 夫婦が称する氏

二 その他命令で定める事項

第七十五條 第六十三條の規定は、婚姻取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七節 離婚

第七十六條 離婚をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。

一 親権者と定められる当事者の氏名及びその親権に服する子の氏名

二 その他命令で定める事項

第七十七條 第六十三條の規定は、離婚又は協議取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

前項に規定する離婚の届書には、左の事項をも記載しなければならぬ。

第七十八條 民法第八百十九條第三項但書又は第四項の規定によつて協議で親権者を定めようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第七十九條 第六十三條の規定は、民法第八百十九條第三項但書若しくは第四項の協議に代わる裁判が確定し、若しくは親権者変更の裁判が確定した場合又は父母の一方が親権若しくは管理権の喪失の宣告を受け他の一方がその権利を行う場合において親権者に、失権宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれを準用する。

第八十條 親権若しくは管理権を辞し、又はこれを回復しようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第八十一條 後見開始の届出は、後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならぬ。

一 後見開始の原因及び年月日

二 後見人が就職した年月日

第八十二條 後見人が更迭した場合

には、後任者は、就職の日から十日以内にその旨を届け出なければならぬ。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第八十三條 遺言による後見人指定の場合には、指定に関する遺言の謄本を届書に添附しなければならぬ。

には、裁判の謄本を届書に添附しなければならぬ。

第八十四條 後見終了の届出は、後見人が、十日以内に、これをしなければならぬ。その届書には、後見終了の原因及び年月日を記載しなければならぬ。

第八十五條 後見人に関するこの節の規定は、後見監督人及び保佐人にこれを準用する。

第九節 死亡及び失踪

第八十六條 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から七日以内に、診断書又は検案書を添附して、これをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならぬ。

一 死亡の年月日時分及び場所

二 その他命令で定める事項

やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。この場合には、届書に診断書又は検案書を得ることができない事由を記載しなければならぬ。

第八十七條 左の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならぬ。但し、順序にかかわらず届出をすることができ。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

第八十八條 死亡の届出は、外國又は命令で定める地域で死亡があつ

た場合を除いては、死亡地これ
をしなければならぬ。但し、死
亡地が明かでないときは、死
体最初に発見された地、汽車そ
他の交通機関の中で死亡があつた
ときは、死体をその交通機関から
降ろした地で、航海日誌を備へない
船舶の中で死亡があつたときは、
その船舶が最初に入港した地で、
これをしなければならぬ。

第八十九條 水難、火災その他の事
変によつて死亡した者があつた場
合には、その取調をした官廳又は公
署は、死亡地の市町村長に死亡の
報告をしなければならぬ。但
し、外國又は前條の地域で死亡が
あつたときは、死亡者の本籍地の
市町村長に死亡の報告をしなけ
ればならぬ。

第九十條 死刑の執行があつたとき
は、監獄の長は、遅滞なく監獄所
在地の市町村長に死亡の報告をし
なければならぬ。

前項の規定は、在監中死亡した
者の引取人がない場合にこれを準
用する。この場合には、報告書に
診断書又は検案書を添附しなけ
ばならぬ。

第九十一條 前二條に規定する報告
書には、第八十六條第二項に掲げ
る事項を記載しなければならぬ。
い。

第九十二條 死亡者の本籍が明か
でない場合又は死亡者を認識するこ
とができない場合には、警察官
は、検視調書を作り、これを添附し
て、遅滞なく死亡地の市町村長に
死亡の報告をしなければならぬ。

死亡者の本籍が明かになり、又
は死亡者を認識することができ
に至つたときは、警察官は、遅滞
なくその旨を報告しなければなら
ない。

第七項の報告があつた後に、第
八十七條第一号又は第二号に掲げ
る者が、死亡者を認識したときは、
その日から十日以内に、死亡の届
出をしなければならぬ。

第九十三條 第五十五條及び第五
十六條の規定は、死亡の届出にこ
れに準用する。

第九十四條 第六十三條の規定は、失
踪宣告又は失踪宣告取消の裁判が
確定した場合においてその裁判を
請求した者にこれを準用する。こ
の場合には、失踪宣告の届書に民
法第三十條に定める期間が満了し
た日をも記載しなければならぬ。
い。

第十節 生存配偶者の復氏
及び姻族関係の終了
第九十五條 民法第七百五十一條第
一項の規定によつて婚姻前の氏に
復しようとする者は、その旨を届
け出なければならぬ。

第九十六條 民法第七百二十八條第
二項の規定によつて姻族関係を終
了させる意思を表示しようとする
者は、死亡した配偶者の氏名、本
籍及び死亡の年月日を届書に記載
して、その旨を届け出なければな
らない。

推定相続人の廃除又は廃除取消
の裁判が確定した場合において、
その裁判を請求した者にこれを準
用する。

第十一節 推定相続人の廃
除
第九十七條 第六十三條の規定は、

に母の國籍を記載しなければなら
ない。

第十四節 入籍
第九十八條 民法第七百九十一條第
一項又は第二項の規定によつて父
又は母の氏を称しようとする者
は、その父又は母の氏名及び本籍
を届書に記載して、その旨を届け
出なければならぬ。

第九十九條 民法第七百九十一條第
三項の規定によつて従前の氏に復
しようとする者は、同條第一項又
は第二項の規定によつて氏を改め
た年月日を届書に記載して、その
旨を届け出なければならぬ。

第十節 分籍
第一百條 分籍をしようとする者は、そ
の旨を届け出なければならぬ。
他の市町村に新本籍を定める場
合には、戸籍の謄本を届書に添附
しなければならぬ。

第一百一條 前條第二項の場合には、
分籍の届出は、分籍地でこれをす
ることが出来る。

第十四節 國籍の得喪
第一百二條 外國人が養子縁組又は婚
姻によつて日本の國籍を取得すべ
きときは、縁組又は婚姻の届書に
國籍取得者の原國籍を記載しな
ければならぬ。

日本に母の國籍を失つた原因及び
年月日
二 國籍回復前に有していた國籍
三 許可の年月日
四 國籍回復者とともに、日本の
國籍を取得し、又は回復した者
があるときは、その氏名、出生
の年月日及び國籍回復者との続
柄
第一百四條 第三項の規定は、前項
の届出にこれを準用する。

第十五節 氏名の変更
第一百五條 やむを得ない事由によつ
て氏を変更しようとするときは、
戸籍の筆頭に記載した者及びその
配偶者は、家事審判所の許可を得
て、その旨を届け出なければなら
ない。

正当な事由によつて名を変更し
ようとする者は、家事審判所の許
可を得て、その旨を届け出なけれ
ばならぬ。

第十六節 轉籍及び就籍
第一百六條 轉籍をしようとするとき
は、新本籍を届書に記載して、戸
籍の筆頭に記載した者及びその配
偶者が、その旨を届け出なければ
ならない。

他の市町村に轉籍をする場合に
は、戸籍の謄本を届書に添附しな
ければならぬ。

第一百九條 轉籍の届出は、轉籍地
でこれをすることが出来る。

第一百十條 大籍を有しない者は、家
事審判所の許可を得て、許可の日
から十日以内に就籍の届出をしな
ければならぬ。

届書には、第十三條に掲げる事

項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならぬ。

第百十一條 前條の規定は、確定判決によつて就籍の届出をすべき場合にこれを準用する。この場合には、判決の謄本を届書に添附しなければならない。

第百十二條 就籍の届出は、就籍地でこれをすることが出来る。

第五章 戸籍の訂正

第百十三條 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、利害関係人は、家事審判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することが出来る。

第百十四條 届出によつて効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したときは、届出人又は届出事件の本人は、家事審判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することが出来る。

第百十五條 前二條の許可の裁判があつたときは、一箇月以内に、その謄本を添附して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第百十六條 確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴を提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本を添附して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

檢察官が訴を提起した場合に、判決が確定した後は、遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない。

第百十七條 第二十五條第一項、第二十七條乃至第三十二條、第三十四條乃至第三十九條及び第四十三條乃至第四十八條の規定は、戸籍訂正の申請にこれを準用する。

第六章 雜則

第百十八條 戸籍事件について、市町村長の処分を不当とする者は、家事審判所に不服の申立をすることが出来る。

第百十九條 第百七條、第百十條第一項、第百十三條又は第百十四條の許可及び前條の不服の申立は、家事審判法の適用に關しては、これを同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第百二十條 正当な理由がなく期間内にすべき届出又は申請をしない者は、これを五百円以下の過料に処する。

第百二十一條 市町村長が、第四十四條第一項又は第二項(第百十七條において準用する場合を含む。)の規定によつて、期間を定めて届出又は申請の催告をした場合に、正当な理由がなくその期間内に届出又は申請をしない者は、これを千円以下の過料に処する。

第百二十二條 左の場合には、市町村長を千円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく届出又は申請を受理しないとき。
二 戸籍の記載をすることを怠つたとき。
三 正当な理由がなく戸籍簿、除籍簿又は届書その他の受理した書類の閲覧を拒んだとき。

四 正当な理由がなく戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、第十條第一項(第十二條第二項において準用する場合を含む。)に規定する証明書又は第四十八條第一項若しくは第二項(第百十七條において準用する場合を含む。)の証明書を交付しないとす。

五 その他戸籍事件について職務を怠つたとき。
第百二十三條 過料の裁判は、簡易裁判所がこれをする。

第百二十四條 戸籍の記載を要しない事項について虚偽の届出をした者は、これを一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。日本の國籍を有しない者に関する事項について虚偽の届出をした者も、同様である。

第百二十五條 この法律に定めるものの外、届書その他戸籍事務の処理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

附則

第百二十六條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第百二十七條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の戸籍法をいい、旧法とは、従前の戸籍法をいい、新民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律をいい、旧民法とは、従前の民法をいい、應急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四号をいう。

第百二十八條 旧法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。但し、新法施行後十年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、命令の定めるところにより、新法によつてこれを改製しなければならない。

旧法によつて定められた本籍は、新法によつて定められたものとみなす。

第百二十九條 旧民法を適用する場合に關しては、新法施行後も、なお、旧法を適用する。

第百三十條 新法は、新法施行前の届出その他の事由によつて、戸籍の記載をし、又は新戸籍を編製する場合にもこれを適用する。

第百三十一條 第百二十八條第一項の戸籍に在る者について新戸籍を編製する場合には、同項の戸籍に在るその者の子でこれと引き続き氏を同じくする者は、新戸籍に入る。但し、その子に配偶者又は戸籍を同じくする子があるときは、この限りでない。

前項の場合に、新本籍が従前の本籍地と同一の市町村内に定められたときは、第三十條第二項の規定は、これを適用しない。

第百三十二條 第十九條第一項及び第九十九條の規定は、新民法附則第十二條の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第百三十三條 第百二十八條第一項の戸籍に在る者で配偶者のある者は、配偶者とともにしなければならない。分籍をすることができない。

第百三十四條 應急措置法施行後新法施行前に、應急措置法第六條第一項前段の規定によつて、親権者を定める協議が調つたときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、協議を証する書面を添附して、その旨を届け出なければならない。この場合には、第三十八條第一項但書及び第三十九條の規定を準用する。

應急措置法施行後新法施行前に應急措置法第六條第二項後段又は第三項に規定する裁判が確定したときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第百三十五條 第七十八條の規定は、新民法附則第十四條第一項但書の規定によつて協議で親権者を定めようとする者にこれを準用する。

第六十三條の規定は、新民法附則第十四條第二項又は第三項に規定する裁判が確定した場合において親権者にこれを準用する。

第百三十六條 新法施行の際現に後見監督人の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五條において準用する第八十一條又は第八十二條に規定する届出をしなければならない。

第百三十七條 第百二十八條第一項の戸籍について轉籍の届出があつたときは、新法の規定にかかわらず、従前の戸籍によつて戸籍を編製する。

第百三十八條 左の法令は、これを

廃止する。

明治五年太政官布告第二百三十五号(改姓名に関する件)

明治六年太政官布告第二百十八号(御歴代の御諱及び御名の文字の使用に関する件)

昭和十五年法律第四号(委託又は郵便による戸籍届出に関する件)

昭和二十一年司法省令第四十七号(昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く出生及び死亡の届出等に関する件)

この法律施行前にされた戸籍届出の委託については、昭和十五年法律第四号は、なお、その効力を有する。この場合には、同法第一條第一項の確認は、家事審判所がこれをする。

第百十九條の規定は、前項の確認にこれを準用する。

第百三十九條 寄留法の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第五條及第六條」を「及第四條」に改める。

第三條中「勅令」を「政令」に改める。

第四條第一項中「五円」を「二百円」に、同條第二項中「第七十九條」を「第二百三十三條」に改める。

第百四十條 この法律施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお、従前の例による。

第百四十一條 この法律施行の際現に裁判所に係属している過料事件については、なお、従前の例による。

第百四十二條 第十一條及び第二十八條第一項中「最高法院総裁」とあるのは、最高法院設置法施行までの間、「司法大臣」と読み替えるものとする。

審判報告書

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月四日

司法委員会理事 鈴木安孝
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中村 正雄 齋 武雄
大野 幸一 來馬 琢道
水久保甚作 松村眞一郎
西田 天香 大野木秀次郎
鬼丸 義齋 山下 義信

要領書

一、委員会の決定の理由

日本國憲法の施行に伴い司法関係諸法律中、当然改正することを要する部分を、暫定的に應急的な措置に関する法律によつて、取敢えずその運用に支障のないようにしてきたのであつたが、そのうち、昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第六十六号(檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第七十五号(日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第七十六号(日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第七十七号(日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第七十八号(日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律)

更に、昭和二十三年三月十五日までその効力を延長し、その間に鋭意これが立法を計ろうとするもので、止むを得ざる処置であると認める。

二、事件の利害得失

裁判の運用を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法案施行のために、別に費用を要しない。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案

右國會に提出する。

昭和二十二年十二月三日

内閣総理大臣 片山 哲

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案

左に掲げる法律の附則中「昭和二十三年一月一日を昭和二十三年三月十五日」に改める。
昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)

官の報酬等の應急的措置に関する法律

昭和二十二年法律第六十六号(檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第六十七号(日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第六十八号(日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律)

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔鈴木安孝君登壇、拍手〕
○鈴木安孝君 只今議題となりました戸籍法を改正する法律案について、その内容の説明と共に、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本國憲法の施行に伴ひまして、民法の親族編及び相続編が全面的に再検討され、その改正が行われることになりました結果、これら実体法規から出て来る身分関係を登録する戸籍の制度についても、必然的にその改正を要するに至ることは申すまでもないことであります。殊に民法から戸主、家族、その他家に関する規定が全部削除されますと、家を単位に、且つ戸主を本として編製しておりました現行の戸籍は、その編製そのものを根本から改めて参らなければならぬことになりました。そのうして民法改正法案中、親族、相続編の條文が口語体に書き改められて、これと對應して、本改正案もその條文全部を口語化して、一般の理解を容易ならしめることになつたのであります。

本法案におきまして、従来の戸籍法を改正した重要な点を簡単に説明いたします。

第一に、従来戸籍は各家ごとに編製され、いわば家の登録とも申すべきものでありましたが、民法が改正されることになりまして、戸籍を編製する基本的な基準が全く失われることになりました。そこで、第六條を改めて、戸籍編製の基準として、夫婦、親子を単位とすることにいたしました。戸籍は夫婦及びそれと氏を同じくする子ごとに編製したことにいたしました。その第十六條を以て、婚姻の届出があつたときは、その夫婦について新戸籍を編製することにいたしましたのであります。そして子供が生まれたときは、その戸籍に入れることにいたしましたのであります。又第十七條を以て、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者が自己と同一の氏を称する子又は養子有するに至つたときは、別にその者について新戸籍を編製することとしたし、いわゆる三代戸籍を作らない原則を明らかにしたのであります。前述のように、戸籍編製の方法を根本的に改めることになりましたが、現行法の規定による戸籍全部を直ちに編製替へすることは困難でありますから、第百二十八條を以て、従来の戸籍は本改正案の規定による戸籍とみなし、今後十年を経過いたしましたときこれを改換することとしたし、又轉籍の場合も、第百三十七條によつて、従来の戸籍によつて、そのまま同じ戸籍を編製することにいたしましたのであります。

第二に、従来戸籍を表示するには、戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

戸主の氏名及び戸籍を表わしてあります。

したが、本改正案においては、第九條において、戸籍の筆頭に記載した者の氏名及び大籍を表示することとしたし、その者が死亡その他の理由で戸籍から除かれた後でも、他に同籍者がある限り、その戸籍はそのままといたし、全員が除籍になったとき、初めてその戸籍を除籍簿に移すことにいたしましたのであります。この点は第十二條に規定されております。

第三に、現行戸籍法では、一定の戸籍に入り、又は新戸籍を編製するのは、民法上の入籍又は一家創立に関する規定に従つたのであります。民法からその規定が削除されたから、本改正案では、入籍、新戸籍の編製又は除籍については、一々その事由を規定いたしております。即ち第十六條乃至第二十三條がこれらに関する規定であります。

第四に、本改正案は、民法の改正に伴ひ、現行戸籍法の中から同居、家督相続、推定家督相続人の除、家督相続人の指定、離籍、再籍、絶、隨家、絶家、分家、隨絶家再興、族称の変更及び變稱に関する規定を全部削除いたしました。新たに後見監督人、姻族関係の終了、推定相続人の除及び分籍についての規定を設けられてあります。そして分籍については、第二十一條を以て、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者を除いては、成年に達した者は自由に分籍できることにいたしました。

第五に、我が國人口動態統計に資するため、本改正案第四十八條において、出生届に医師、助産婦その他の者の出生証明書添付させて、出生の年

月日等に不実の記載をすることを防止し、又第四十九條で、特別の事由ある場合に限り、戸籍その他市町村長が受理した書類の閲覧の請求を許し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができるといたしました。

第六に、子の名には常用平易な文字を使用せしむることとしたし、第五十條の規定を設けました。又第七條において、家事審判所の許可を得て、比較的容易に氏名を変更し得ることとしたし、その届出を要するものとしたしました。

第七に、郵便による届出が届出人の死亡後に到達したもの効力を認める規定を第四十七條として設け、従来同様のことを規定していた昭和十五年法律第四号委託又は郵便による戸籍届に関する法律は、これを廃止することにしたのであります。

最後に、本法案においては、戸籍の記載手続、届出の様式等手続上の規定は、これを戸籍法施行規則に譲つて、主要な基本的な事項を規定することに、條文の数を現行法よりも少くしたのであります。委員会におきましては、数回に亘り慎重に質疑應答を重ねましたが、その主要なものを拾ひ上げて見ると、戸籍の意義は如何、又戸籍を民籍としては如何との質疑に対して、政府委員から、戸籍は身分の登録である。そして或る程度現実の夫婦親子の共同生活体を表示せんとするもので、従来のごとく家の籍という意味でない。氏を同じくする親族團體を現わすものであるから、戸籍とか人籍とか言

うよりも適切であり、又一般化された言葉であるから、採用した旨の答弁がありました。

次に、戸籍事務の監督は如何にして行われるかという質問に対して、政府委員から、従来司法大臣の下に裁判所の監督に属していたが、裁判所は純粹の裁判のみをすることになった。戸籍事務の監督は性質上行政事務であるから、行政官廳たる司法大臣、將來は最高法務廳總裁の監督の下に置かれることになった。ただ戸籍取扱に關する不服については、家事審判所が裁判上の監督をする旨の答弁がありました。

次に、氏名の変更を容易ならしめた理由如何との質疑に対しては、政府委員から、氏名の変更は從來明治五十年太政官布告第二百三十五号改姓名に関する件によつて、正当な事由、例えば襲名、又は同一戸籍内に同一名ある等のことがなければ変更の許可は得られなかつたが、無用の混乱を避けるため、第七十條で、家事審判所の許可によつて比較的容易に変更し得ることになったが、この変更は止むを得ない事由ある場合に、戸籍の筆頭者及びその配偶者が許可を受けなければならぬ。そして氏の変更の許可があれば、その戸籍内にある者はすべて氏が変更される旨の答弁がありました。

次に、無籍者戸籍を與える手続が不備でないかとの質疑に対して、政府委員から、本人が家事審判所の許可を得て就籍ができる。棄兒発見の場合には市町村長が氏名を付け、戸籍を定めて就籍せしめる。又右就籍の手続は子供を世話する公設所の長又は管理人もできる旨の答弁がありました。その

他の質疑應答は、委員会の會議録に譲ることにいたします。

質疑應答の進むにつれ、法案の修正についての懇談が行われましたが、質疑を打ち切り討論に入りますと、鬼丸委員から修正案が提出されました。即ち第五條第二項中「政令」とあるを「別に法律」と改める。第十條第一項中「正当な事由があるときは」を削つて、同項の末尾に「但し、市町村長は、正当な理由がある場合に限り、本項の請求を拒むことができるを加える。附則に第四百四十三條として「第五條第二項の手数料の額は、昭和二十二年法律第三十四号財政省令三條の規定の適用があるまで、政令の定によることを妨げない」という規定を加える」という修正案でありまして、これに対して齋委員の賛成があり、他に反対意見の陳述もないので、採決いたしましたところ、右の修正案については全員異議なく、よつて修正に決し、次いで右修正に決した部分を除く残りの原案全部について採決した結果、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律案の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

裁判官の報酬につきましては、裁判所法第五十一條において、別に法律でこれを定めることといたしているのではありませんが、前議會當時においては、経済事情が尙變轉極まりない状態にありましたので、當時政府は官吏全体の給与改善を研究中でありましたので、

取敢えず暫定的措置として前議會において、裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律の通過を見ました。ただこの法律は昭和二十三年一月一日からその効力を失うことになっておりますが、政府においては眞に裁判官の地位と職責にふさわしい報酬額を決定するには、裁判官の地位の独立という性質に鑑み、尙幾多考究の余地がありますので、目下立案中の一般の官吏の給与に関する法律案と並行して、これとは別個に裁判官の報酬等に関する法律案を研究立案中でありまして、これを國會に提出して本年十二月末までに間に合せる見込が立ちません。次に、檢察官の俸給につきましても事情は全然右と同様であります。

次に、日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律及び日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律は、共に日本國憲法の施行に伴い民事訴訟法及び刑事訴訟法を憲法に適合せしめるために、應急的措置を講じた法律でありますので、両法律とも昭和二十三年一月一日からその効力を失うと規定されておりますのであります。政府においては、引き続き民事訴訟法及び刑事訴訟法の本格的改正の準備を進めたのであります。が、諸般の情勢から民事訴訟法改正法案及び刑事訴訟法改正法案を國會に提出して年末までに間に合ふことがむづかしい状況にあります。かような次第でありますので、政府は右四法案の本格的なものを第二國會に提出することとし、差当り右四つの應急措置法の効力を昭和二十三年三月十五日まで延長する緊急措置を講ずる必要があ

りますので、この法律案を提出されたのであります。

以上が本案の提案理由として政府が説明したところであり、よつて司法委員会は、これを審議の上事情止むを得ないものと認め、大した質疑もなく、討論はこれを省略の上全会一致を以て原案を可決した次第であります。簡便ながら以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより同案の採決をいたします。先ず戸籍法を改正する法律案全部を問題に供します。委員長は報告は修正議決報告でござい、委員長報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第六、國有林野法の一部を改正する法律案内閣提出(衆議院送付)を議題といたします。委員長は報告を求めます。農林委員

委員長補見義男君。

審査報告書

國有林野法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月三日

農林委員長 補見 義男

衆議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

木下 源吉 石川 準吉

柴田 政次 徳川 宗敬

山崎 恒 藤野 繁雄

松村眞一郎 木村三四郎

小杉 繁安 河井 輝八

太田 敏兄 羽生 三七

田中 利勝 板野 勝次

要領書

一、委員会決定の理由

國有林野法は、國の所有に属する森林原野の管理、処分等を含むとして、その第二十六條において、本法は北海道にこれを適用せず又沖繩縣については、勅令を以て、本法の特例を設け得ることとしており、北海道においては、本法に代るものとして、北海道國有林野及産物処分令(勅令)があり、沖繩縣については、「沖繩縣國有林野及産物処分令ニテ置拂ふ爲メノ件」(勅令)がある。しかるところ昭和二十二年法律第七十二号「日本國憲法の施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」第一條

に依つて、旧憲法上のいわゆる獨立命令は本年十二月三十一日限り失効となり、右勅令に代るべき法律を新たに制定するか、國有林野法をそのまま適用するか何れかに依ることを要する次第であるが、本案に別途北海道について、從來内務大臣所管下北海道廳直接經營の國有林野が本年五月より内地と同様農林大臣の所管となつた(林政統一)關係もあり、沖繩縣についても、現行勅令は現在適用事例も絶無であるので、現行法第二十六條を削除せんとするものであつて、委員会は本件は妥當なる改正なりと認める。

二、利害得失
多年問題になつてゐた、内地、北海道林政統一が本案に依り名実共に実施せられ、國有林野管理經營の統一かつ合理的經營が期待せられる。又北海道國有林野及び産物処分令が廃止せられても、従前の規定に依る國有林野の賣却、貸付若しくは、使用又は國有林野の産物の賣拂に関する契約については、旧令になおその効力を有することとし、既有的權利關係を保護しておるから、本案による不測の害失もないと思はれる。

三、費用
本案に伴う特別の費用はこれに要しない。

國有林野法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會議法第八十三條により送付

する。

昭和二十二年十一月二十七日

衆議院議長 松岡 駒吉

衆議院議長 松平恒雄殿

國有林野法の一部を改正する法律案

國有林野法の一部を次のように改正する。

第二十六條 削除

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

北海道國有林野及産物処分令は、これを廃止する。但し、この法律施行前に旧令に基いてした國有林野の賣却、貸付若しくは使用又は國有林野の産物の賣拂に関する契約については、旧令は、なおその効力を有する。

〔補見義男君登壇、拍手〕
○補見義男君 只今議題となりました國有林野法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の内容は極めて簡單でございます。即ち現行の國有林野法の第二十六條の規定を削除することが改正法案の内容であります。御承知のように國有林野法は國の所有に属しておる森林原野の管理及び処分方法等を規定した法律でございますが、その第二十六條におきまして、本法は北海道には適用しない、又沖繩縣においては本法の適用に関して勅令を以て特例を設けることができる趣旨の規定があるものであります。北海道に國有林野法が適用されなかつた理由は、從來北海道の國有林野は内地の國有林野が農

林大臣の所管に属しておつたのと異なりまして、内務大臣の所管の下に北海道廳が直接管理經營しておつた關係もあるものであります。同地方におきましては國有林野法に代るものとして、勅令による北海道國有林野及産物処分令が施行されて今日に至つたのであります。然るに新しい憲法の実施に伴ないまして、御承知のように先に制定せられました日本憲法施行の際、現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律、この法律の第一條によりまして、北海道國有林野及び産物処分令のような旧憲法上のいわゆる獨立命令は本年の十二月三十一日限りその効力を失ふこととなる、従つて別に從來の勅令に代るべき法律を必要とすることになるわけでありましたが、たゞ一方において北海道の國有林野は本年の五月から旧御料林と共にすべて農林大臣の所管に移りまして、内地の國有林野と同一の方針の下に運営せられることになつた關係等もございまして、今回の法律改正により今後北海道にも國有林野法を適用せんとするものであります。尙右申述べました理由に基きまして、北海道國有林野及び産物処分令は効力を失ふこととなるわけでございますが、経過の規定として従前の勅令に基いてなされた各各種の契約は、改正法施行後におきましても尙有効といたしまして、この既存的權利關係を保護することとしたのであります。

次に、沖繩縣についての特例に関する勅令の場合も右に申上げましたと全く同様の理由、即ち獨立命令が効力を失ふために、若し必要があれば法律を

以て制定する事柄でありますので、第二十六條削除によりましてその点を明らかにしておるのであります。

法案の内容は以上の通りでございます。新憲法の趣旨に基き当然のこととあり、従つて本案に關する質疑應答につきましても、山崎、河井、岡村等の各委員から、今後の北海道の國有林經營について、從來の実績に徴しまして特に經營よろしきを得るために、政府の努力を要請する趣旨の建設的な意見をこめての御質疑がありまして、外、さして問題もなく、又討論におきましても別段の御發議もなく、本法案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上簡單でございますが御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御發言がなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(議員起立)
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第七、郵便法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。通信委員長深水六郎君。

通信委員長 深水六郎君
郵便法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月一日
通信委員長 深水 六郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
山内 卓郎 井上なつゑ
新谷寅三郎 堀越 謙郎
尾崎 行雄 鈴木 順一
酒井賢太郎 千葉 信
藤田 芳雄

要領書
一、委員会決定の理由
郵便法は明治三十三年に制定されたものであり、その後社会状況並びに經濟事情の變動に應じて料金、罰則等の部分的改正が屢々行われて今日に及んでゐるが、新憲法の施行せられた今日の情勢に應ずるため、これを廃止し新たに本法を設けて、之を郵便經營に關する基本法たらしめんとするものであつて、適切な法案であると認め

二、事件の利害得失
本法の施行によつて郵便の基本的事項の改廢はすべて國民の參與することとなり、且つ郵便に關する國民の權利義務關係は從來に比べてより民主的なものとなる利益がある。

三、費用
本法案施行によつて別に費用を要しない。

郵便法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて國會法第八十三條送付する。

昭和二十二年十一月二十七日
参議院議長松平恒雄殿
参議院議長松平恒雄殿 駒吉

郵便法

第一章 總則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便の業務をなすべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二條(郵便の國營及び通信大臣の職責) 郵便は、國の行ふ事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 郵便に關する條約及び法律に従ひ、省令を發すること。

二 法律に應じない範圍において、郵便局を設置し、又は廃止し、郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

三 郵便物の取集、運送及び配達に關する施設をすること。

四 郵便の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に應じない範圍において、郵便の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便事業を行うため、財政及び會計に關する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(通信大臣の職權の委任) 通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便の業務に従事する官吏) 郵便の業務に従事する官吏(特定郵便局長を含む)の身分、給與及び服務に關する事項並びに特定郵便局長の郵便局の運営に關する事項は、この法律でこれを定めず、別に法律でこれを定める。

第五條(事業の独占) 何人も、郵便の業務を業とし、又、國の行ふ郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。但し、通信大臣が、法律の定めるところに従ひ、契約により通信官署のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。

何人も、信書の送達を營業としてはならない。

運送營業者、その代表者又はその代表者その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。但し、貨物に添附する無封の添狀又は送狀は、この限りでない。

第六條(利用の公平) 何人も、郵便の利用について差別されることがない。

第七條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱を確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

第八條(檢閲の禁止) 郵便物の檢閲は、これをしてはならない。

第九條(秘密の確保) 通信官署の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第十條(郵便物運送の義務) 左の者は、郵便物の運送に關する法律の定めるところにより、通信大臣の要求があつたときは、郵便物を運送しなければならない。

一 國の經營する鐵道、船舶又は路線を定める一般自動車運送事業を管理する者

二 地方鐵道法による地方鐵道業者

三 軌道法による軌道經營業者

四 一般交通の用に供するため航路を定め定期に船舶を運航して運送業を営む者

五 路線を定める一般自動車運送事業を営む者

六 索道事業を営む者

七 前各号に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定め定期に舟車馬を運行して運送業を営む者

前項の場合には、通信大臣は、郵便物の運送に關する法律の定めるところにより、相當の運送料金を支拂わなければならない。

第十一條、海損の分担の免除）郵便物及びその取扱に必要の物件は、海損を分担しない。

第十二條（検査の優先）郵便物が検査を受ける場合には、他の物件に先だつて、直ちに検査を受ける。

第十三條（郵便物に関する条約）郵便に關し條約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第二章 郵便物及びその料金

第十四條（郵便禁制品）左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で通信大臣の指定するもの
- 二 毒藥、劇藥、毒物及び劇物（官公署、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師又は毒劇物營業者が差し出すものを除く。）

一 通常郵便物

容積 長さ 幅 厚さ

重量

第一種

第三種乃至第五種（はに掲げるものを除く。）

（は）第四種のうち 商品の見本及びひな形 商人用点字のみを掲げた刷物

二 小包郵便物

容積 長さ、幅及び厚さ各、五十センチメートル又は長さ一メートル、幅及び厚さ各、二十センチメートル

三 生きた病源体及び生きた病源体が附屬していると思はれる物（官公署、細菌検査所、醫師又は獸醫師が差し出すものを除く。）

四 法令に基き移動又は頒布を禁止された物

第十五條（省令による差出の禁止）

通信大臣は、郵便の業務に從事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

第十六條（郵便物の種類）郵便物は、通常郵便物及び小包郵便物とし、通常郵便物は、第一種乃至第五種とする。

四十五センチメートル 三十センチメートル 十五センチメートル

四キログラム

千二百グラム

三百グラム

三キログラム

通信大臣は、取扱上支障がないと認めるときは、必要な取扱条件を定め、容積において前項の長さ、幅及び厚さの各、二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物を取り扱うことができる。

第十八條（包装の仕方及びあて名等の記載方）通信大臣は、省令で、郵便物の包装の仕方及びあて名その他の郵便物の取扱に必要事項の記載方を定めることができる。

第十九條（通信及び貴重品の差出方）通信を郵便物として差し出すときは、これを保険の郵便物としなければならぬ。

通信大臣の指定する貴金屬、玉石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、これを書留又は保険の郵便物としなければならぬ。但し、通貨とともに包装するときは、前項の規定による。

第二十條（無料郵便）郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金、郵便振替貯金、簡易生命保険、郵便年金、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入搬渡又は収入印紙の賣さばきの事務に關する郵便物で左のもの、は、無料であることを差し出すことができる。

一 通信官署から差し出されるもの

二 通信官署の依頼により通信官署にあてて差し出されるもの

無料郵便物は、他の法律に規定のあるもの及び通信大臣が指定するものを除いて、これを特殊取扱とすることができる。

第二節 通常郵便物

第二十一條（第一種郵便物）左の郵便物は、第一種郵便物とする。一 筆書した書狀特定の人にある

た通信文を紙又はこれに類する物に筆書（印章又はタイプライターによる場合を含む。）したもので、郵便書でないもの

二 郵便切手、返信切手、料額印面のついた郵便書、収入印紙、紙幣、銀行券、公債証券、社債券、株券、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、爲替手形、約束手形、小切手、郵便爲替証券、商品券又はこれらに類する証券、証券若しくは証券で通信大臣の指定するものを内容とするもの

三 他の種類の郵便物に該当しないもの

第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端数ごとに二円二十銭とする。

第二種郵便物の料金は、通常郵便物及び往復郵便物とし、通常郵便物は、第二種郵便物とする。

第二種郵便物の料金は、通常郵便物にあつては五十銭、往復郵便物にあつては二円とする。

郵便書は、通信大臣が、省令でその規格及び様式を定めて、これを発行する。但し、省令の定めるところにより、通信大臣の発行する郵便書の規格及び様式を標準として、これを私製することを妨げない。

郵便書は、その表面に差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、他の物を添附し、又は原形を変えてこれを差し出すことができない。但し、

通信大臣は、省令で別段の定めをすることができる。

前項の規定に違反して差し出された郵便書は、これを第一種郵便物として取り扱う。

第二十三條（第三種郵便物）第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とするものは、第三種郵便物とする。

第三種郵便物とすべき定期刊行物は、通信大臣の認可のあるものに限る。

通信大臣は、左の条件を具備する定期刊行物につき前項の認可をする。

一 毎月一回以上号を逐つて定期に発行するものであること。

二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発賣されるものであること。

第三種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに五十銭とする。但し、毎月三回以上発行する新聞紙、官報及び公報が発行人又は賣さばき人から差し出されるその一日分又は一部を内容とするものの料金は、重量百グラム又はその端数ごとに十五銭とする。

の認可をした定期刊行物が同條第三項の條件を具備しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。

第二十五條(第三種郵便物の題号等の変更) 第二十三條第二項の認可を受けた定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人の変更については、省令の定めるところにより、通信大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けた者は、直ちにその料金として、一事項の変更の場合にあつては百円、二事項以上の変更の場合にあつては百五十円を納付しなければならない。

第二十六條(第四種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。
一 印刷物(盲人用点字のみを掲げたものは、これを印刷物とみなす。)

二 業務用書類(特定の人にあつた通信文でない事項を紙又はこれに類する物に記載した物)
三 写真、書、画及び図
四 商品の見本及びひな形並びに學術上の標本

第四種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに一円二十銭とする。但し、盲人用点字のみを掲げた印刷物を内容とするものの料金は、重量一キログラム又はその端数ごとに十五銭とする。

第二十七條(第五種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封とするものは、第五種郵便物とする。蓋を内容とする郵便物で通信官署の承認のもとに密閉したものも、

同様とする。

一 省令の定める植物種子、苗、苗木、茎及び根、樹皮並びにきのこで栽培又は培養の用に供するもの
二 蜜蝋、家さんの卵、蜂及び食用がえるで繁殖又は飼養の用に供するもの
三 法令の規定に基いて行つた食糧の検査のため官公署相互間に発受する食糧の標本

第五種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに十五銭とする。

第二十八條(第三種乃至第五種郵便物の記載事項等の制限) 第三種郵便物、第四種郵便物及び第五種郵便物の外部には、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附することができない。但し、通信大臣は、省令で別段の定をすることができる。

前項に規定する郵便物の内容たる物には、省令の定めるところにより、その物の送付にあたり必要な事項を記載し、又は他の物を添附することができる。

前二項の規定に違反して差し出された郵便物は、これを異種の通常郵便物とともに包装したものとみなす。

第二十九條(異種混合装) 異種の通常郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を納付すべき郵便物として取り扱う。但し、第二種郵便物を他種の郵便物とともに包装した郵便物は、これを第一種郵便物として取り扱う。

第三節 小包郵便物

第三十條(要件) 信書以外の物を内容とする郵便物で、その包装の表面のみやすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。

小包郵便物には、第二十八條第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十一條(料金) 小包郵便物の料金は、重量二キログラムまで五円、二キログラムを超える二キログラム又はその端数ごとに三円を増す。

通信大臣は、省令で、都の区のある区域、同一特別市内又は同一市町村内のみにおいて発着する小包郵便物の料金を前項の料金の半額まで低減することができる。

第三章 郵便に関する料金の納付及び没収
第三十二條(料金納付の方法及び時期) 郵便に関する料金は、この法律に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手でこれを前納しなければならない。

料額印面のついた郵便葉書については、これを郵便物として差し出したときに、その印面にあらわされた金額の限度において料金の納付があつたものとする。

郵便に関する料金は、省令の定めるところにより、これを通貨で納付することができ、又、郵便物の料金は、省令の定めるところにより、一箇月内に差し出す郵便物の料金及び特殊取扱の料金の概算額の三倍以上の額に相当する通貨を担保としてこれを後納すること

ができる。

第三十三條(切手類の発行及び買さばき) 郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票は、通信大臣が、これを発行し、郵便局及び別に法律の定める買さばき人において、これを賣りさばく。

第三十四條(切手類の記号) 郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票は、通信大臣の承認を受けて、記号を施してこれを使用することができ、

前項の記号に関する事項は、通信大臣が、省令でこれを定める。

第一項の承認を受けた者は、直ちにその料金として百円を納付しなければならない。

第三十五條(無効な切手類) 汚染し、若しくは損壊された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくは損壊された郵便葉書は、これを無効とする。

第三十六條(料金納付の義務の消滅) 郵便に関する料金納付の義務は、その納付すべき日から六箇月以内に納付の告知を受けないことに因つて消滅する。

第三十七條(料金の不納金額の徴収) 郵便に関する料金の不納金額は、通信大臣が、国税滞納処分例によりこれを徴収する。

前項の不納金額につき、通信大臣は、国税に次いで先取特権を有する。

一 過納の料金

二 特殊取扱その他この法律に定める特別の取扱をする郵便物について、不可抗力に因る場合を除いて、通信官署がその取扱をしなかつた場合、又はその取扱をしなかつた結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の料金

三 通信大臣が損害賠償をしななければならない場合における当該郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料及び保険取扱料を除く。)

四 郵便差出箱の私設又は郵便私書箱の使用を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金

第三十九條(料金の還付の請求) 前條の規定による料金の還付の請求は、前條第一号及び第二号の料金については、その料金を納付した日から一年、同條第三号の料金については、通信大臣から損害賠償をする旨の通知を受けた日から六箇月、同條第四号の料金については、私設又は使用を廃止した日から、六箇月を経過したときは、これをすることができない。

第四章 郵便物の取扱
第四十條(引受の際の申告及び開示) 通信官署は、郵便物引受の際、郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に申告を求めることができる。

前項の場合において、郵便物が差出人の申告と異なりこの法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、通信官署は、差出人にその開

示を求めることができる。

差出人が第一項の申告又は前項の開示を拒んだときは、通信官署は、その郵便物の引受をしないことができる。

第四十一條（取扱中に係る郵便物の開示） 通信官署は、その取扱中に係る郵便物がこの法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

差出人又は受取人が前項の開示を拒んだときは、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができなるときは、通信大臣の指定する通信官署において、その郵便物を開くことができる。但し、封か

んした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

第四十二條（危険物の処置） 通信官署は、その取扱中に係る郵便物が第十四條第一号乃至第三号に掲げる物を内容とするときは、危険物の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることができる。この場合には、直ちに差出人にその旨を通知しなければならない。

第四十三條（差出人又は受取人の変更） 郵便物の差出人は、当該郵便物の配達前又は交付前に限り、あて名の変更又は取もどしを差出郵便局に請求することができる。あて名変更料及び取もどし料は、左の通りとする。

二四五十銭

五円

四十円

三十円

二円五十銭

第四十五條（受取人の証明） 通信官署は、郵便物の受取人の真偽を調査するため、受取人に対して必要な証明を求めることができる。

第四十六條（正当の交付） この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

第四十七條（郵便差出箱の私設） 郵便差出箱は、通信官署の承認を受けて、これを私設することができ

る條件は、通信大臣が、省令でこれを定める。

第四十八條（私設郵便差出箱の取集料） 一 日につき、左の金額の合計額とする。

一 一日の取集度数による金額
六度以上のもの 三百六十円
三度以上のもの 三百円
二度以下のもの 二百四十円

二 一日の取集路程による金額
当該郵便差出箱の設置に因り取集のための路程がのびた場合において、そののびた路程に一日の取集度数に乘じたものの百メートル又ははその端数ごとに二十円

前項第二号の路程は、通信官署の定めるところによる。

第四十九條（規定する期の中途において郵便差出箱の私設の承認があつた場合におけるその期の取集料及び一年に満たない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、月割額による。

第五十條（規定する期の中途において取集度数又は取集路程に異動を生じたときは、その期の料金は、これを改定しない。

第四十九條（私設郵便差出箱の料金の納付期日） 前條の取集料は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの二期に分ち、毎期分を当該期の初日の前日までに納付しなければならない。

けるその期の取集料は、これを直ちに、一年に満たない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、その全額をその期間の初日の前日までに納付しなければならない。

第五十條（郵便私書箱） 通信大臣は、郵便局に郵便私書箱を設け、省令でその使用に関する条件を定めることができる。

郵便私書箱の使用料は、一年につき、左の通りとする。

一 当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が二百以上であると
二百円

二 当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が百以上二百未満であるとき
百二十円

三 当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が百未満であるとき
八十円

同一の郵便私書箱について二箇以上のかぎを貸與するときは、前項の使用料は、かぎ一箇を超える一箇ごとに二十円を増す。

郵便私書箱の使用料には、第四十八條第三項及び第四項並びに前條の規定を準用する。

この法律又はこの法律に基く省令に違反して差し出された郵便物は、第二十二條第五項及び第八十一條に規定する場合、第四十二條の規定により棄却された場合並びに前條の規定により受取人が受け取つた場合を除いて、これを差出人に還付する。

郵便物の差出人が還付すべき郵便物の受取を拒んだときは、その郵便物は、國庫に帰属する。

第五十三條（郵便物の送付の際の料金） 書留若しくは保険料とした通常郵便物又は小包郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、あらたに当該郵便物の料金及び書留料又は保険料を納付しなければならない。

前條の規定により郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、左の各号の区分に従ひ、夫々その号に掲げる額の料金を納付しなければならない。

一 料金が未納又は不足であると

その不納金額の二倍に相当する額

二 当該郵便物が第十九條の規定に違反して差し出されたとき

書留料の二倍に相当する額

第五十四條（還付不納の郵便物） 差出人に還付すべき郵便物で、差出人不明その他の事由に因り還付することができないものは、通信大臣の指定する通信官署において、これを開くことができる。

前項の規定により開いても、なお配達することも還付することも

できない郵便物は、通信大臣の指定する通信官署において、これを保管する。

前項の規定により保管した郵便物で有償物でないものは、その保管を開始した日から三箇月以内にその交付を請求する者がないときは、これを棄却し、有償物で滅失若しくは損壊のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものは、直ちにこれを棄却し、その賣却代金の一割に相当する金額を以て賣却手数料に充てた上その残額を保管する。

前項の規定より賣却された有償物以外の有償物及び同項の規定により保管される賣却代金は、当該郵便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときは、國庫に帰属する。

第五十五條(誤配郵便物の処理) 郵便物の誤配をを受けた者は、その郵便物にその旨を表示し、郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を通信官署に通知しなければならない。

前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、且つ、その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならない。

第五十六條(省令への委任) この法律に規定するものの外、郵便物の差出、交付及び配達に關し必要な事項は、通信大臣が、省令でこれを定める。

第五章 郵便物の特殊取扱
第五十七條(特殊取扱の種類) 通信大臣は、郵便物の特殊取扱とし

て、この章に定めるところにより、書留、保険扱、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便の取扱を実施する。

第五十八條(書留) 書留の取扱においては、通信官署において、当該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な記録をする。

書留の取扱は、保険扱とする郵便物以外の郵便物につき、これをするものとする。

書留料は、五円とする。

第五十九條(保険扱) 保険扱においては、通信官署において、当該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な記録をし、若し、送達の途中において当該郵便物を失失し、又は損した場合には、差出の際通信官署に申出のあつた損害賠償額の全部又は一部を賠償する。

保険扱は、書留とする郵便物以外の郵便物につき、これをするものとする。

第一項の損害賠償額は、五千元以下とし、郵便物の内容たる物が、通貨であるときは、その金額を、通貨以外の物であるときは、その時價を超えることができる。

保険扱料は、左の通りとする。

- 一 損害賠償額が五百円以下であるとき
通貨 十五円
通貨以外のもの 十円
- 二 損害賠償額が五百円を超えるとき

五百円又はその端数ごとに五円を前号の料金額に加えた金額

第六十條(速達) 速達の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を他の郵便物に優先して送達する。

速達の取扱は、配達郵便局から陸路四キロメートル以内の場所に配達すべき通常郵便物につき、これをするものとする。

速達料は、四円とする。

第二項に規定する経路は、通信官署の定めるところによる。

第六十一條(引受時刻証明) 引受時刻証明の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を引き受けた時刻を証明する。

引受時刻証明の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

引受時刻証明料は、十円とする。

第六十二條(配達証明) 配達証明の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する。

配達証明の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

配達証明の取扱は、郵便物を差し出した後でも、その差出の日から六箇月以内に限り、これをすることができる。

配達証明料は、十円とし、前項の規定による取扱をするときは、十円を増す。

第六十三條(内容証明) 内容証明の取扱においては、通信官署において、当該郵便物の内容たる文書の内容を省令の定める謄本によつて証明する。

内容証明の取扱は、假名、漢字、数字その他省令の定める文字又は記号を記載した文書一通のみを内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

内容証明料は、当該郵便物の内容たる文書の謄本が一枚であるときは、十円とし、一枚を超える一枚ごとに五円を増す。

二箇以上の郵便物でその内容たる文書の内容を同じくするもの並びに内容たる文書のうち名あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする二箇以上の郵便物で夫々の名あて人にあてたものについての内容証明料の額は、そのうち二箇は前項に規定する額とし、その他は一箇ごとにその半額とする。

第六十四條(代金引換) 代金引換の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を差出人の指定した額の金銭と引き換えに名あて人に交付し、その額の金銭を差出人の指定に従つて郵便爲替又は郵便振替貯金により差出人に送付する。

代金引換の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

第一項の規定により引き換える金額は、五千元以下とする。

代金引換料は、十円とする。但し、この料金は、第一項に規定する郵便爲替及び郵便振替貯金の

料金を含まない。

第六十五條(代金引換の取消及び引換金額の変更) 代金引換の郵便物の差出人は、当該郵便物の交付前に限り、代金引換の取消又は引換金額の変更を差出郵便局に請求することができる。

代金引換の取消料の額は、第四十三條第二項に規定する取戻料と同額とし、引換金額の変更料の額は、同項に規定するあて名変更料と同額とする。

第六十六條(特別送達) 特別送達の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により、送達しその事実を証明する。

特別送達の取扱は、法律の規定に基づいて民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

特別送達料は、十円とする。

第六十七條(年賀特別郵便) 通信大臣は、省令で年賀特別郵便の取扱に關し必要な事項を定めることができる。

第六章 損害賠償

第六十八條(事由及び金額) 通信大臣は、この法律又はこの法律に基く省令の規定に従つて差し出された郵便物が左の各号の一に該当する場合に限り、その損害を賠償する。

一 書留又は保険扱とした郵便物

の全部若しくは一部を亡失し、又は引換したとき。

二 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。

前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。

一 書留とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又は引換したとき。

百円（実損額が百円未満であるときは、その実損額）

二 保険額とした郵便物の全部を亡失したとき。

損害賠償額の全部

三 保険額とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はその一部を引換したとき。

損害賠償額と残存価格との差額

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。

引換金額

第六十九條（差出） 損害が差出人若しくは受取人の過失、当該郵便物の性質若しくは欠陥又は不可抗力に因り発生したものであるときは、通信大臣は、前條の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第七十條（無損害の推定） 郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、且つ、重量に異状がないときは、損害がないものと推定する。

第七十一條（損害の検査） 通信大臣の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取

を拒んだときは、通信官署は、その者の出頭を求め、その立会のもとに当該郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をしなければならない。

前項の場合において、当該郵便物の受取を拒んだ者が受取を拒んだ日から十日以内に正当の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、通信官署は、その郵便物をその者に配達し、又は没収する。

第七十二條（郵便物受取に因る損害賠償請求権の消滅） 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取つた後、又は前條第一項の規定により受取を拒んだ場合において、同條第二項に規定する期間内に正当の理由なく立会のため出頭しなかつたときは、その郵便物につき、損害賠償の請求をすることができない。

第七十三條（損害賠償の請求権者） 損害賠償の請求をすることができるときは、当該郵便物の差出人又はその承諾を得た受取人とする。

第七十四條（損害賠償の請求期間） 損害賠償の請求権は、当該郵便物を差出した日から一年間これを行使しないことにより消滅する。

第七十五條（損害賠償後の郵便物発見） 通信官署は、損害賠償があつた後その郵便物の全部又は一部を発見したときは、その旨をその賠償受領者に通知しなければならぬ。

この場合において、賠償受領者は、その通知を受けた日から三箇月以内に、管令の定めるところにより、賠償金の全部又は一部を返付して、その郵便物の交付を請求することができる。

第七章 罰則

第七十六條（業務の独占をみたす罪） 第五條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の場合において、金銭物品を没収したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても同項の罰金を科する。

第七十七條（郵便物を開く等の罪） 通信官署の取扱中に係る郵便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、これを三年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。但し、刑法第二百五十八條又は第二百五十九條に該当する場合に於ては、同條の刑に処する。

第七十八條（郵便用物件を損傷する等の罪） 郵便専用の物件又は現に郵便の用に供する物件に對し損傷その他郵便の障害となるべき行為をした者は、これを五年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第七十九條（郵便物の取扱をしない等の罪） 郵便の業務に従事する者がこゝに規定する郵便物の取扱をせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処する。

第八十條（信書の秘密を侵す罪） 通信官署の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、それを一年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処する。

郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを二年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第八十一條（郵便禁制品を差し出す罪） 第十四條の規定の違反があつたときは、その違反行為をした者を五千元以下の罰金又は科料に処し、その郵便物として差し出した物を没収する。

第八十二條（第三種郵便物の認可をいづる罪） 第三種郵便物の認可のない定期刊行物に第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げたときは、その定期刊行物の発行人を三千元以下の罰金に処する。

第八十三條（料金を免かれる罪） 不法に郵便に關する料金を免かれ、又は他人にこれを免かれさせた者は、これを二千元以下の罰金又は科料に処する。

郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第八十四條（切手類を偽造する等の罪） 行使の目的を以て通信大臣又は外國政府の發行する郵便切手

以下の罰金に処する。

郵便の業務に従事する者が重大な過失に因つて郵便物を失つたときは、これを二千元以下の罰金に処する。

第八十條（信書の秘密を侵す罪） 通信官署の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、それを一年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処する。

郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを二年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第八十一條（郵便禁制品を差し出す罪） 第十四條の規定の違反があつたときは、その違反行為をした者を五千元以下の罰金又は科料に処し、その郵便物として差し出した物を没収する。

第八十二條（第三種郵便物の認可をいづる罪） 第三種郵便物の認可のない定期刊行物に第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げたときは、その定期刊行物の発行人を三千元以下の罰金に処する。

第八十三條（料金を免かれる罪） 不法に郵便に關する料金を免かれ、又は他人にこれを免かれさせた者は、これを二千元以下の罰金又は科料に処する。

郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第八十四條（切手類を偽造する等の罪） 行使の目的を以て通信大臣又は外國政府の發行する郵便切手

その他郵便に關する料金をあらわす証票を偽造し、若しくは変造し、又はその使用の跡を除去した者は、これを十年以下の懲役に処する。偽造し、変造し、若しくは使用の跡を除去した郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証票を行使し、又は行使の目的を以てこれを輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受けた者も同様とする。

前項の規定は、何人でも國外でその罪を犯した者に、これを適用する。

第八十五條（未遂罪及び予備罪） 第七十六條乃至第七十八條、第八十條、第八十三條及び前條の未遂罪は、これを罰する。

前條の罪を犯す目的でその予備をした者は、これを二年以下の懲役又は千円以下の罰金に処し、その用に供した物は、これを没収する。

附則

第八十六條 この法律は、第十條の規定を除いて、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十條の規定施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十三年四月一日以前でなければならぬ。

第八十七條 明治三十三年法律第五十四號郵便法は、これを廢止する。

第八十八條 この法律施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

第八十九條 旧法の規定又はこれに基く省令によりした処分、手続そ

の他の行爲は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりこれをしたものとみなす。

第九十條 旧法第三條の規定は、第八十七條の規定にかかわらず、第八十六條第二項に規定する期日の前日までは、なおその効力を有する。

第九十一條 この法律施行の際現に郵便切手其の他郵便に関する料金をあらわす証票の賣さばきの認可を受けている者は、これを第三十三條に規定する法律の定める賣さばき人とみなす。

第九十二條 この法律施行前(第九十條の場合には、同條の規定により旧法第三條の規定がその効力を有する間)にした行爲の処罰については、なお従前の例による。

〔深水六郎君登壇、拍手〕

○深水六郎君 只今議題となりました郵便法案につきまして、通信委員会の審議の経過の大要及びその結果について御報告申し上げます。

先ずその提案理由でございますが、現行郵便法は明治三十三年に制定せられまして、その後経済事情及びその他社会事情の變遷に伴ひまして、料金、罰則その他の部分的改正が行われて今日に至つておるのであります。新憲法の施行せられました今日の事態におきましては、現行郵便法を廢止して、新憲法の趣旨に即した新しい郵便法を制定するのが適當であるとの見地から提案されたものでありまして、その内容の要点を申し上げますと、第一に、頭頭に郵便法の目的を掲げて法律制定の趣旨を

明らかにし、第二に、郵便は國の行方事業であることを規定すると共に、從來官制その他の法令で定められておりましたところの事業の管理者及びその職責を規定してあるのであります。第三に、國民の基本的權利を制限する規定は原則としてこれを廢止すると共に、國民に義務を課することは郵便事業遂行上必要欠くことのできない場合に限り、この趣旨に即して規定することとしてあるのであります。第四に、從來郵便事業の円滑な運行を保護するため設けられましたところの規定であり、一部は國民に特別な法的利益を與える結果となりますものは、原則としてこれを廢止することにしてあるものであります。第五に、司法権の獨立に関する憲法の精神に即して、郵便局長等が選任中又は免職準備完了後の郵便物につき、差押えの執行を拒むことができないという規定を廢止することにしてあるのであります。第六に、郵便が國の事業であり、且つ信書送達に國の独占するところであり、かつ關係上、郵便の利用條件は原則として法律で規定し、手続的な事項その他輕易な事項に限つて省令の規定に譲ることにしてあるのであります。第七に、郵便の取扱ひ制度の内容については、原則として現行のものをもつては、原則として現行のものをそのまま維持することとしておりますが、取扱ひの事情に即してその一部が若干改正せられることになつております。

第八に罰則のことでござりますが、罰金の金額を現在の物價事情に鑑みまして十倍に引上げるとともに、罰則の一部について若干の改正をすることにしております。

であるのであります。又この法律の施行期日は、第九十條の選送營業者の郵便物運送業務に関する規定を除き、明年一月一日より実施することになつております。そしてこの選送營業者の郵便物運送業務に関する規定は、郵便物の運送に関する法律案を次の通常國會に提出して、明年の四月一日までに実施しなければならぬということにし、それまでの間は現行法の第三條及び船舶郵便法を適用することにしてあるのであります。

本法案の内容の要点は以上の通りでございますが、本案が付託されて以來、通信委員会は予備審査を合せまして、前後五回に亘つて慎重に審議をいたし、各委員から熱心な質問がありましたが、その要を申し上げますと、今日郵便は頗るサービスが悪い、郵便が屈かかつたり、運送が普通郵便よりも遅いことが往々にしてある、その原因は何であるか、又これを除去するためにどういふ努力が拂われておるか。又今後の郵便局の設置方針はどうであるか。通信事業の獨立採算制を強調する結果、儲からない所に郵便局を設置することを止めるようなことはないか。若しそうであれば事業の公益性との關係はどうなるか。又この法律の運用、即ち郵便事業の運送上、國民の声を反映させる必要があると思ひ、その方法を考へておるか。又現在の郵便事業の財政は非常に悪い。そして一方選送業務の給與は千八百円ベースで済まされないうちに考へるが、現在の料金は外からの援助なしでやつて行ける見通しで決めてあるのか。或いはこれでやつて行けないために、料金値

上げによる増収或いは行政整理による支出減少の含みがあるかどうか。又従業員の士氣昂揚は十分に対策を講ずべきであるが、更に現業官廳に對しては現業官廳に相應するよりな態勢、即ち一般官廳と異なる制度なり或いは待遇なりを考へる必要がないか。小包郵便の料金は鉄道小荷物などよりも距離によつて定め方がよいのではないかと等々の質問がありました。これに對して政府からは、今日の郵便のサービスの悪いのは、郵便關係の機械又は設備の保守の十分でないこと、及び従業員の士氣の低下による能率低下、並びに一般の機械及び設備の保守の改善、及び従業員の事務的訓練及び士氣昂揚に努め努力中である。尙最近のいわゆる山猫等論によるサービスの低下は別として、郵便の速度並びに正確さは漸次向上しておる旨を数字を以て説明がありました。

又今後の郵便局の新設方針は、獨立採算主義の下において公益性を十分に考慮し、儲かぬ所には局は設けんという一點張りでは行かない、そういうつもりである。現在全國に約三千の郵便局のない町村がありますが、これは事業財政とも配合の上漸次なくして行きたい方針であるとの答弁がございました。更に今後の郵便事業運営には民間人を入れた委員會のようなのを設けて、できるだけ國民の声を取入れ、やつて行くようにしたい。又現在の通信事業財政は極めて悪い、そのために本年度において約二十五億円の一般會計からの補助を予定しておる、併し現在の郵便料金は本年四月に値上

げをいたしましたものであるが、これは物價は昨年の九月、人作費は千二百ベースを取つて決めたものであるから、どうしても赤字になる、従つて遅くとも來年度初めからは料金は値上げをしなければならぬ情勢であると考えておるということでございます。

現業官廳の態勢が一般官廳と同様になつておることはいく／＼な点でやりにくい場合がある。制度、組織、待遇等について現業官廳は現業に適した態勢をとりたいたいの考えを持つておるということでございます。又小包の料金につきましては、郵便料金の特色は均一制であつたという關係から、今日まで距離制を採用してない、又これを採用することにした際の数字的資料も纏まつておらぬので、今回は考えなかつたが、今後の研究問題にしたいという答弁がございました。

更に法案の各條文につきまして、熱心に詳細な点に至るまで質疑應答がありました。その主なるものを二、三申し上げますと、第五條の事業の獨立採算主義の趣旨に對しては、荷物に合せて、送状は別といたしまして、一般の信書を託することは違反になるが、運送機關を有する者が自己の内部機關宛の信書を、自己の機關によつて送達することは違反にはならないとの答弁がありました。

第九條の秘密の確保に關して、同條第二項の「郵便物に關して知り得た他人の秘密」の意味についての質問に對しては、この場合の他人の秘密とは、信書の内容のみでなく、送受信者名、信書の數量、発信又は受信の期間等も含むものである。又犯罪捜査の場

合については、法令による正式手続を履んだものに対してはこれに應ぜざるを得ない旨の答弁がありました。

〔議長退席、副議長着席〕

又本法による損害賠償と國家賠償法との関係、及び民法の不法行為による損害賠償の關係についての質問に對しては、郵便の取扱ひについての損害賠償については、國家賠償法第五條の規定によつて國家賠償法の直接の適用はない。但し運送業者に對して、本法案第十條の規定に基づき郵便物運送義務を課する場合等において損害賠償の事件が発生した際は國家賠償法の適用があること、又民法に對しては一般法と特別法との關係にあるので、本法の規定の範圍においては民法の適用は除外されるものであるとの答弁がございました。

又第七十九條の「郵便物の業務に従事する者が」とさらに郵便物の取扱をせず又はこれを遅延させたときはこれを一年以下の懲役又は二千万以下の罰金に処する」という規定があります。が、「ことさらに」という言葉は非常に曖昧であるがどういふ意味か。現行法では「正当の事由なくして」といつておるが、これと同じものであるか。又最近起つた東京中央郵便局の事件はこれに該当するかどうかという質問に對しては「ことさらに」とは「故意に且つ犯意を以て」という意味であり、東京中央郵便局の問題は、正当な業務行為であるかどうかは詳細に検討しなければつきりといへないが、一般に正当な業務行為によつて郵便物の取扱ひをしない場合には、労働組合法の定めるところによつて本條の適用がないことになる、こゝういふ答弁がございました。

尙詳細な質疑應答が重ねられたので

ありますが、それは速記録によつて御承知をお願い申し上げますと存する次第でございます。

かくて本月一日質疑を終了し討論に入つたのでありますが、格別御発言もなく引続き採決に移りましたところ、全員一致原案通り可決すべきものと認め次第でございます。以上甚だ簡単にございしますが、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（松本治一郎君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○副議長（松本治一郎君） 総員起立、よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長（松本治一郎君） 日程第八、地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院附付）を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長吉川末次郎君。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月四日
治安及び地方制度委員長 吉川末次郎
衆議院議長 松平恒雄殿
参議院議長 松平恒雄殿
多数意見者署名

鈴木 直人 中井 光次
村尾 重雄 濱田 寅藏
奥 圭一郎 大隈 憲二

羽生 三七 鬼丸 義齋
岡本 愛爾 阿竹齋次郎
要領書

一、委員会の決定の理由
物價のとう貴に伴う諸経費の膨脹及び職員給與の増加等に要する財源補充、並びに学校教育法の施行に伴う地方税法中科目の改正は、必要なことであつて、この法律案は適切である。

二、事件の利害得失
この改正によつて、物價とう貴に伴う諸経費の膨脹及び職員給與のやむなき増加等に要する財源の補充、並びに学校教育法の施行によつて、國民学校が小学校と改称されると共に、新たに中学校が義務制となり、市町村がその設立の義務を負う結果、これに必要な経費の科目の改正を可能ならしめることができる。

三、費用
この法律案の施行のためには、別に費用を要しない。

地方税法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月二日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿

地方税法の一部を改正する法律案 地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五條ノ三第一項中「二百二十圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八條第一号中「國民学校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。

第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。

第八十五條ノ二「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。

第八十五條ノ四第二項中「二百二十圓」を「百八十圓」に、「八十圓」を「百二十圓」に改め、同條第三項中「二百二十圓」を「百八十圓」に、「二百圓」を「三百圓」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年度分から、これを適用する。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、我々の委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げたいと存するのであります。

先づ本改正法律案の内容について申し上げます。政府当局の説明によりますと、本改正法律案は二つの内容から成つておるのでございす。即ちその第一点は、府縣民税及び市町村民税の納税義務者一人当り平均賦課額が現在それぞれ「百二十四圓」及び「八十圓」であり、これをそれぞれ「百八十圓」及び「百二十圓」に引上げようとするものでございす。これは物價の膨脹に伴ひますところの諸経費の膨脹並びに職員の給與というものを増額いたしました。

と云う点からいたしまして、財源補充のために、國民の担税力並びに諸般の經濟事情を勘案いたしました結果、これくらいの程度の増税ということには、これは止むを得ないであろうといふように認められるのでございす。

第二点は、学校教育法の施行によりまして國民学校令が廃止せられまして、國民学校が小学校に改まりましたと共に、新たに中学校が義務制となりました。その結果といたしまして、市町村がその設立の義務を負ふこととなりまして、従来地方税法の中におきまして「國民學校營繕費」といふ文言がありましたのを、「小學校營繕費、中學校營繕費」に改めようとするものでございす。以上がこの法律案の内容でございす。

本委員会は九月十五日予備審議のためにこの法律案の付託を受けたのでございす。が、爾來慎重審議を行なつて参りました。この改正法案によりまして、府縣民税及び市町村民税の納税義務者一人当りの平均賦課額が現在の五割増となりする結果といたしまして、約十六億圓の負担増加となるのでございす。けれども、これは今日の社會情勢に鑑みまして止むを得ないものと認められるのでございす。即ち二十二年度当初予算におきましますところの地方公共団体の歳入増進予算は総額五百三十二億圓でございす。したが、その後の物價の膨脹、職員の待遇改善に伴ひまする経費、六・三割の実施その他の経費等を含めまして、今日では総計八百二十六億圓に達する見込でございまして、その財政難の状況といふものは誠に深刻を極めておるのでございす。

います。本改正案による住民税の増加
或いは地方分限税の増額等の措置は全
く臨時應急の措置に止まりまして、決
して根本的な地方税の改革の対策とは
なつておらんと考へるのであります。

従つて今後残された問題は、地方
財政に對して思い切つた根本的な
且つ西期的な税制の改革を断行して、
そうして地方分限の趣旨を名実共に実
現することの必要に迫られておるので
ございすが、これらは先般御議決を
見ましたところの地方財政委員会法に
よるところの地方財政委員会において
企画立案せられまして、そうして来る
べき国会に提案せられることとなつて
おるので、委員会といたしましては、
満場一致、右申しましたところの地方
財政委員会法によるところの地方財政
委員会の成立に多大の期待をもちまし
て、この法案が規定いたしておりま
すような改正というものは、一先ず應
急措置といたしまして、これを可決い
たしましたような次第でございします。

以上を以ちまして、本法律案に對し
ますところの我々の治安及び地方制
度委員会における審議の経過並びに結
果について御報告申上げました次第で
ございします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言
もなければ、これより本案の採決をい
たします。本案全部の問題に供しま
す。本案に賛成の諸君の起立を請いま
す。

(総員起立)
○副議長(松本治一郎君) 総員起立、

よつて本案は全会一致を以て可決せ
られました。これにて午後一時三十分ま
で休憩いたします。

午後一時三十分休憩
午後一時五十四分開議
○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き
これより会議を開きます。日程第九、
北海道に在動する政府職員に對する越
冬燃料購入費補助のための一時手当の
支給に関する法律案、日程第十、關稅
法の一部を改正する法律案、日程第十
一、食糧の輸入税を免除する法律案、
いずれも内閣提出、衆議院送付、以上
三案を一括して議題とすることに御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。委員長の報告を求めます。財
政及び金融委員長黒田英雄君。

審査報告書
北海道に在動する政府職員に對す
る越冬燃料購入費補助のための一
時手当の支給に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて報告す
る。

昭和二十二年十二月三日
財政及び
金融委員長 黒田 英雄
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
高橋龍太郎 小宮山常吉
木村龍八郎 渡多野 鼎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、北海道に在動する政
府職員の越冬用石炭購入費が、本
年七月の新物價体系における石炭
價格の大幅引上げのため著しく増
し、その毎月の定期的収入によつ
ては、これを支出し得ないので、本年
度に限り特別の手当として、所要石
炭平均價格三千六百五十六圓のう
ち、世帯主たる政府職員には三千
圓、その他の職員には千圓を支給
しようとするものであつて、適當
の措置と認める。

二、事件の利害得失
この措置によつて、北海道に在
動政府職員の冬季生活事情の窮迫を
緩和し得る利益がある。

三、費用
この法律施行のために要する費
用は、約二億六千五百萬圓であつ
て、このほか地方費負担分は八千
六百萬圓である。

北海道に在動する政府職員に對す
る越冬燃料購入費補助のための一
時手当の支給に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

多
数
意
見
者
署
名
高橋龍太郎 小宮山常吉
木村龍八郎 渡多野 鼎

よつて國會法第八十三條により賛
成する。
昭和二十二年十二月二日
衆議院議長 松岡 勘吉
参議院議長松平恒雄殿

北海道に在動する政府職員に對す
る越冬燃料購入費補助のための一
時手当の支給に関する法律案
政府は、この法律施行の際現に北海
道に在動する官吏、官吏の待遇を受
ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工
員であつて常時勤務に服する者以
下職員といふ。に對し、越冬燃料
の購入費補助のため、世帯主たる職
員にあつては一人につき三千圓、そ
の他の職員にあつては一人につき千
圓の一時手当を支給する。

前項の規定による一時手当の支給
手續に關し必要な事項は、大蔵大臣
が、これを定める。

附則
この法律施行の期日は、その成立
の日から五日を超えない期間内に
いて、政令でこれを定める。

審査報告書
關稅法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十二年十二月三日
財政及び
金融委員長 黒田 英雄
参議院議長松平恒雄殿

多
数
意
見
者
署
名
高橋龍太郎 小宮山常吉
木村龍八郎 渡多野 鼎
推井 康雄 渡邊 甚吉
深川タマエ 尾形六郎兵衛
伊藤 保平 小林米三郎
森下 政一 下條 恭兵
九鬼紋十郎 西川甚五郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本改正は、外國貨物の假使揚及
び沿海通航船が外國に海難その他
止むを得ない事故のため寄港した
場合の、税関への申告並びに税関
で定めた場所以外で貨物の税関檢
査を受けようとする場合の、特許申
請等に関する關稅法施行規則第二
十七條、第二十九條及び第三十三
條の規定が、昭和二十二年法律第
七十二号により、本年十二月末日限
りで失効することとなるので、こ
れを法律とし、また關稅法第九十九
條の規定を改正し、新憲法の施行
に伴い、開港及び開港の領域に關
し法律で規定しようとするもので
あつて、いずれも適當の改正と認
める。

二、事件の利害得失
この措置によつて、貨物の輸出
入に便宜を與える利益がある。

二、事件の利害得失
この措置によつて、貨物の輸出
入に便宜を與える利益がある。

二、事件の利害得失
この措置によつて、貨物の輸出
入に便宜を與える利益がある。

二、事件の利害得失
この措置によつて、貨物の輸出
入に便宜を與える利益がある。

三、費用

この改正のために、別に費用を要しない。

開港法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて開港法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月二日

衆議院議長 松岡 野吉

参議院議長 松平 恒雄

開港法の一部を改正する法律案
開港法の一部を次のように改正する。

第十九條 外國貨物ヲ假ニ陸揚セン
トスルトキハ船長ヨリ税關ニ、税

關ノ設置ナキ地ニ在リテハ税關官
吏ニ、税關官吏在ラサルトキハ警

察官吏ニ申告スヘシ但シ海難其ノ
他已ムヲ得サル事故ニ因リ豫メ申

告スルコト能ハサルトキハ陸揚シ
タル後直ニ申告スヘシ

第二十條 沿海通航船舶難其ノ他已
ムヲ得サル事故ニ因リ外國ニ寄港

シタルトキハ歸港後船長ハ其ノ旨
ヲ其ノ地所轄ノ税關ニ申告スヘシ

前項ノ船舶外國ニ於テ船用品ヲ積
入レタルトキハ其ノ目録ヲ歸港地

所轄ノ税關ニ提出スヘシ

第三十一條ノ二 税關ニ於テ定メタ
ル場所以外ニ於テ貨物ノ検査ヲ受

ケントスル者ハ税關長ニ申請シ之
カ特許ヲ受クヘシ但シ前條但書ノ

場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十九條 開港及開港ノ港域ハ別
表ノ通り之ヲ定ム

別表として次のよう増加を要す。

別表

都道府縣	港名	域
東京	京濱	荒川放水路口西岸ヨリ南十三度西ニ引キタル一線及本牧鼻(北緯三十五度二十四分四十二秒東經百三十九度四十分秒)ヨリ北四十七度東ニ引キタル一線以内
神奈川	横浜	眞崎ヨリ正北ニ引キタル一線以内
静岡	清水	布土村ヨリ正東ニ引キタル一線以内
愛知	名古屋	西突堤燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内
三重	四日市	燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内
大坂	大坂	神崎川口東岸ヨリ南西微南ニ引キタル一線ト大和川口南岸ヨリ正西ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内
兵庫	神戸	蘆屋川口ヨリ南四十二度三十分西ニ引キタル一線及妙法寺川口ヨリ南八十七度東ニ引キタル一線以内
岡山	宇野	高邊岬(高邊山三角點ヨリ南三十度東)ヨリ下島島ノ西端及飛洲ヲ經テ崎崎(五一米三角點ヨリ正東)ニ引キタル一線以内
廣島	尾道系崎	犬吠山ノ山頂ヨリ岩子島三角點(一一八・九米)ニ引キタル一線、岩子島雞小島ヨリ向島布刈鼻ニ引キタル一線、向島大磯鼻ヨリ戸崎ニ引キタル一線及向島松ヶ鼻ヲ中心トシテ八鐘ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内
愛媛	今治	菅社川口ノ東岸ヨリ正北ニ引キタル一線ト大瀬燈臺ヨリ南六十度東ニ引キタル一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内
高知	高知	龍頭崎燈臺ヨリ正東一海里ニ引キタル一線及該線ノ東端ヨリ正北ニ引キタル一線以内
山口	宇部	宇部岬ヨリ南八十度西ニ引キタル一線及本山鼻ヨリ南七十度東ニ引キタル一線以内
山梨	山梨	大瀬鼻ヨリ笠山ノ山頂ニ引キタル一線以内
山梨	山梨	蓋ヶ原山ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタル一線、竹ノ子島燈臺鼻ヨリ和合良島ノ山頂ニ引キタル一線、和合良島ノ山頂ヨリ南五十度西ニ引キタル一線及根掛ノ山頂ヨリ太郎ヶ瀬鼻ヲ引キタル一線以内

福岡	博多	殘島ノ北端ヨリ滿切ニ引キタル一線及小戸鼻ヨリ殘島ノ南端ニ引キタル一線以内
福岡	池田	北突堤燈臺ヲ中心トシテ一海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内
佐賀	津屋崎	高島ノ北端ヨリ西北西ニ引キタル一線ト同島ノ南東端ヨリ正南ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内
佐賀	江津	船津川口ノ西岸ノ南端ヨリ正西ニ引キタル一線以内
熊本	角	瀬戸ノ鼻ヨリ大矢野島コンビラ鼻ヲテ、際崎ノ鼻ヨリ戸馳島野崎ヲテ、同島鬼ノ鼻ヨリ千東島六四郎鼻ヲテ、夫ヨリ大矢野島塔ヶ崎ヲテ引キタル四線以内
鹿児島	鹿兒島	一丁塚場南端ノ燈臺ヲ中心トシテ一海里ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内
長崎	長崎	小瀬戸浦ノ南東端ヨリ鳳島ノ外端ヲ經テ薩ノ尾島長刀崎ニ引キタル一線ト薩ノ尾島三角點(四六・九米)ヨリ正南ニ向ヒ香焼島ニ引キタル一線及香焼島石燈籠ノ鼻ヨリ深堀村堂ノ崎ニ引キタル一線以内
長崎	長崎	虎崎ヨリ耶良崎(一名經緯通鼻)ニ引キタル一線以内
長崎	長崎	宮崎鼻ヨリ正南ニ引キタル一線ト白間崎ヨリ正東ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積内
島根	田	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタル一線ト馬島ノ北端(千疊敷鼻)ヨリ入道鼻ニ引キタル一線以内
島根	田	境港燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内及外ノ江ノ西端ヨリ正北ニ引キタル一線以内
京都	宮津	片島鼻ヨリ日置崎ニ引キタル一線以内
京都	宮津	赤崎ヨリ蛭子崎ニ引キタル一線以内
石川	尾	能登島松ヶ崎ヨリ南東ニ引キタル一線以西及屏風崎岬以東
富山	伏木東岩瀬	岩崎三角點(六一米)ヨリ南七十八度三十分東ニ引キタル一線及大村三角點(六・八米)ヨリ正北ニ引キタル一線以内

【黒田英雄君答へ、拍手】

○黒田英雄君 只今上程に相成りました北海道に在動する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず提案の趣旨を申し上げますと、北海道におきましては、越冬用の家庭用炭石炭は生活の必需品であるのでありまして、北海道に在動の政府職員に對しましては、賃與の制度が廢止せられましますで、賃與の支給率を考慮しておつたのであります。然るに本年七月の新物價体系によりまして、石炭も約十倍にその價格が引上げられたのであります。従つて北海道に在動の政府職員の石炭購入費は甚だしく増加したために、毎月の収入では支出することができないうので、本年に限り特別の手当を支給したいというのであります。

算出の基礎は、北海道住民に對する石炭配給及び配炭公團の計画では、四級乃至八級炭を配給することになつておるのであります。配炭の操作上、これよりも上級炭を一部配給した実例があるものであります。この点を考慮しまして、家庭用炭といたしまして、最上級の四級炭の公價を計算の基礎とした場合の消費者の支拂すべき石炭一トンの價格は千六百六十二円となるのであります。併し本年度の北海道各家庭の配炭計画は、昨年度と同様に二・二トンとなつておりますので、所要平均石炭價格は三千六百五十六円と

なるのであります。が、全部國庫で負担することも他との振り合ひ上適當でないと考えて、世帯主には三千円、それ以外の者には千円を支給することにやつておるのであります。尚北海道に在動の政府職員は一般、特別兩會計を通じて、世帯主が七万四千七百八人、非世帯主は七万二千四百八人であるのであります。本案によりまして國庫負担は約二億六千五百万円、その他地方費負担といたしまして八千六百六十六万円を要する見込みであるのであります。尙この法律案に當りましては、或るべく石炭の現物を以て金銭の支給に代えてインフレーション的の悪影響を避けることに努力したいということであるのであります。

質疑に入りまして、一二を御紹介を申し上げますが、東北地方等の寒冷地に對してはどうかということにつきましては、東北地方、その他寒冷地、積雪地に對しましては、從來はやはり年末賞與等に若干割増しをしておつたのである、全官公組合則の要項もあるもので、寒冷地給を制度化して欲しいという要求があるものであります。が、政府との間で長く折衝をいたしておつたのであります。が、寒冷地給の性格、觀念等について議論があつて長引いておりますが、大部分の觀念も安堵できる段階に相成つて、目下折衝をしておるということであるのであります。その性質、應答はいふ／＼あつたのであります。が、これは速記録に議することをお許しを願いたいと思つたのであります。

討論に入りましたが別に御發言もなかつた、尙討論ではありませんでした。が、この法案が實施されましたならば、成るべく速かに職員の手に渡りますように、政府において努力されたい。予算の編成等について遅れましたのは、或いは大蔵大臣の責任ではないかといふふうな御質疑もあつたのであります。討論におきましては別に御發言もなかつた、採決をいたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしましたのであります。

次に關稅法の一部を改正する法律案について申し上げます。その内容は關稅法施行規則中の外國貨物の假陸揚及び沿海通關船が、外國に寄港した場合は附關への申告、並びに税關で定められた場所以外で貨物の開關調査を受けようとする場合の特許申請等に関しする規定は、昭和二十二年法律第七十二号日本關稅法施行の應効力を有する命令の規定の効力等に関する法律によりまして、本年十二月末日までは法律と同等の効力を有するのであります。が、その以後は効力を失ふことになつておるのであります。併し尙引続きこれらの効力を存続する必要があるもので、これを法律として關稅法中に規定せんといたしておるのであります。又開港及び港域の關係であります。が、現在の開港は關稅法制定當時の開港の外に、同法第九十九條に基づきます明治三十三年勅令第三百四十二号の開港指定に関する勅令で指定されておる

のであります。が、新關稅法施行に伴ひまして法律に規定することを適當と認めて、關稅法第九十九條の規定を改正いたしました。現在の開港四十二港を別表として規定せんとしておるのであります。従ひまして明治三十二年勅令第三百四十二号は、これらの施行と同時に廢止することにいたしておるのであります。

これにつきましては、質疑に入りまして、この外に尙本院に提出されております横須賀港その他十四港を開港として指定する等の法律案が出ておるのであります。それによりまして十四港が加はることに相成るのであります。が、これを二條に規定しなかつた理由についての質問もあつたのであります。が、これは政府は速記を止めての答弁でありましたから省略して頂きたいと思つた。その他これに関連いたしまして、我が國の將來の關稅の制度についてのいかなる考えを持つておるかという御質問もあつたのであります。これについて政府は詳細にその所信を述べたのであります。が、これも速記録に議することをお許し願いたいと思つた。

かくて質問を終りまして討論に入りましたところ、別に御發言もなく採決の結果、全員一致を以ちまして可決すべきものと決定をいたしましたのであります。次に、食糧の輸入税を免除する法律

案につきまして申し上げます。從來米、麦、雜穀、澱粉その他糧類の主要食糧の輸入につきましては、食糧管理法に基づきます昭和二十一年勅令第三百五十四号及び同年勅令第四百四十五号によりまして、期間を指定して輸入税の免除を行つて來ておるのであります。が、本年の十二月末日を以て期間が満了することに相成つておるのであります。併しながら現下の我が國の食糧事情等に鑑みまして、新たに數品目の食糧を追加し、又雜類の容器によりまして制限を撤廃いたしました。更に明年一ぱい輸入税を免除する必要があるので、ここにこの法案を提出しておるのであります。又同時に食糧管理法に定むる主要食糧の範圍を超えておりますので、同法によらないで別個の法律とすることを適當としたことであるのであります。

これにつきましては、その内容に相當の品目もあるやうであるが、御質問もありました。が、これは全体におきまして放物物資或いは代替配給等によつておりますものを、全部ここに載せることになつておるのであります。何故にこれを一年間に制限したかという御質問に對しましても、これは將來の状況によりまして、或いは關稅率を改正しまして、或いは有税品にし、或いは無税にするといふことの改正をすることもあるものであるが、差当り今日は一年として置き、その事情によつては又延長をしな

ければならんかも知れんという答弁であつたのであります。今後の見通し等につきましても御質問がありまして、政府の答弁があつたのであります。が、これも速記録に載ることのお許しを願ひたいと思つてあります。かくて質疑を終りまして、討論採決に入りまして、全会一致を以て本案は可決すべきものなりと決定をいたしました次第であります。これを以て私の報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言なければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程の順序を変更して、日程第十二より第十九までの請願及び日程第二十八より第三十六までの請願を一括して、議題とすることに御同意をございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

厚生委員会請願審査報告書第三号

一議院の會議に付するを要するもの。

請第八十二号 國民健康保險制度の更生に関する請願

請第五百三十三号 國立病院及び國立療養所改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月二十七日

厚生委員長 塚本重藏

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会請願特別報告第三号

國民健康保險制度の更生に関する請願

請第八十二号 鳥取市役所内島取市國民健康保險組合理事長

竹田平一外七十二名提出

國立病院及び國立療養所改善に関する請願

請第五百三十三号 東京都北多摩郡清瀬村國立東京療養所内

中村徹外十四名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月二十七日

厚生委員長 塚本重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

國民健康保險組合は、医療及び財政の面から不振を呈し、事業の休止、活動機能の喪失が繰出の現状である。國民健康保險制度の改善強化を計り、民生の安定を期するため、社会保険の統合強化、公営医療の拡大強化、國庫補助金の増額を實行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣はこれが急進實現に鋭意努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日、

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

國立病院及び國立療養所改善に関する請願

請第五百三十三号 東京都北多摩郡清瀬村

國立東京療養所内中村徹外十四名提出

右の請願は

國立病院の本質的使命は、有病者隔離國家的保証における傷病者の治療でなければならぬのに、近時入院規定の変更せるは、新世界のヒューマニズムに逆行するもので、引いては患者が更生の希望を失ひ自殺者まで生ぜしめる状況であるから、(一)國立療養所及び國立病院の有料化絶

對反對(二)國立療養所及び國立病院の患者費の増額(三)全國各地区毎にコロニー制、特設寮の確立(四)医療施設及び医療従事者の実質的充実をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十二條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

厚生委員会請願審査報告書第四号

一議院の會議に付するを要するもの。

請第六十九号 住宅當國籍營の住宅を國營とすることに關する請願

請第九十号 傷病者更生援護に關する請願

請第二百十号 拂下げミシンに關する請願

請第二百八十五号 傷病者保護に關する請願

請第三百六十三号 生活保護法の普及と同法の一部改正に關する請願

請第四百三十八号 遊休公共建造物の即時開放等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月二十八日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会請願特別報告第四号

住宅當國籍營の住宅を國營とすることに關する請願

請第六十九号 仙臺市名掛丁六八宮城縣住宅當國籍營家入組合本部山内秀悦提出

傷病者更生援護に関する請願

請第九十九号 東京都千代田区神田一ツ橋二ノ三藤龍美提出

拂下げミシンに関する請願

請第二百十号 新潟市本町通五番地田村榮吉提出

傷病者保護に関する請願

請第二百八十五号 東京都新宿区市ヶ谷河田町十七番地財團法人協助会々長 松本學提出

生活保護法の普及と同法の一部改正に關する請願

請第三百六十三号 東京都中央区築地三ノ一佐藤晴雄外二名提出

遊休公共建造物の即時開放等に関する請願

請第四百三十八号 東京都中央区築地三丁目一番地本願寺内阿部勇外三名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別

紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月二十八日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

住宅営團經營の住宅を國營とする
ことに關する請願

請願者 仙臺市名掛丁六八宮城

縣住宅営團借家人組合本部山

内務省提出

右の請願は

住宅営團の解散に伴う經營住宅の賣却は、居住する我々勤勞庶民階級にとり重大な問題で、賣却の對象が個人では種々弊害があるから、政府が買上げ、直轄經營にするか、地方公共團體に委託經營させ、勤勞階級生活費を基準とする適正家賃を設定する等の事項を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

傷病者更生援護に關する請願

請願者 東京都千代田区神田一

ツ橋二ノ三藤龍美提出

右の請願は

戰爭犠牲の傷病者は、現在何等の保護も受けず悲惨な状況にあるから、全國的に実態調査の上傷病者並びに不具者の程度に應じた最低生活費の支給、生活保護法による医療扶助の適用、公益厚生施設等への優先採用、職業の斡旋等適當なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

抛下げミシンに關する請願

請願者 新潟市本町通五番地田

材榮吉提出

右の請願は

終戰當時陸軍被服しより新潟出張所が保有していたミシンを当時の政府の方針に従つて、學校關係、授産所關係、縫製業組合關係等が計八〇九台の抛下げを受けたが、今回これらミシンが、掠奪品なりとの疑を以て内務省より沒收の通知があつた。然しながら現在縣下各授産所には、右抛下げミシンを以て救済事業が営まれ戦災者、遺家族、海外引揚者等を採用し悲慘極まる人々の更生に當てている際右ミシンが沒收されることは、これら従業員の存亡に關する

ことになるから、右問題を政治的交渉により解決されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

傷病者保護に關する請願

請願者 東京都新宿区市ヶ谷河

田町十七番地財團法人協

助会々長松本學提出

右の請願は

終戰後の國民生活は、日を迫りて深刻化し、健康者であつても生計を維持することの至難な今日戰場において戰場においてあるいは、戦災などによつて不具殘疾となつた傷病者の数は四十方に達せんとしている。しかも、その大部分の者の日常生活は難澁を極め、その窮狀は眞に言語に絶するものがあり、人道上座視するを許さないものがあるから、一、傷病者に職を興えること、二、傷病者恩給を増額すること、三、傷病者補給法の如きものを制定することその他適當の救済策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい

い。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

生活保護法の普及と同法の一部改正に關する請願

請願者 東京都中央区築地三ノ

一 佐藤晴雄外二名提出

右の請願は

昨年十月一日生活保護法が實施されたが、市町村の財政難その他の事情によつて、運営上遺憾な点多岐折角の社会施設も却つて民心に悪影響を及ぼしている実情であるから、本法の普及徹底を期すると共に民生委員の半数を引揚者、戦災者より任命し且つ扶助支給額の増加及び市町村負担の保護費を國庫負担とされたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の「民生委員を引揚者より半数任命する」ということを民生委員は引揚者たる戦災者たるを問はず一般の人々から適任と思ふものを選ぶ」ということで願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

遊休公共建造物の即時開放等に關する請願

請願者 東京都中央区築地三丁

目一番地本願寺内阿部勇

外三名提出

右の請願は

全國引揚者の總意により一、國有財物及び遊休官公有建造物並びに余裕住宅、團建業大料理店等開放の処置を講じ、二、越冬應急措置として集團的收容施設を全國に設置し、三、現住の計画住宅家賃を一般勤勞者、引揚者、戦災者等の負担に堪えられ限度まで引下げ、四、強固立退を防止し、借入人の居住権確保のため強力な行政的措置を講じ、なお五、政府又は國會が中心となり住宅問題の根本的な検討及び恒久的な対策を樹立するため民間人を加えた調査立案機關を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

厚生委員会陳情審査報告書第三

一議院の會議に付するを要するもの。

陳第六十六号 国民健康保険組合制度を改革することに關する陳情

陳第九十八号 国民健康保険金に對する國庫補助金の増額等に関する陳情

陳第九十五号 国民健康保険組合の振作促進に關する陳情

陳第三十三号 社会保険制度の一元化に關する陳情

陳第四百四十六号 国民健康保険組合制度を改革することに關する陳情

陳第四百六十六号 国立療養所高山莊の完備並びに運営に關する陳情

陳第五百十八号 星塚敬愛園入園患者生活擁護に關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月二十七日

厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 松平 恒雄殿

厚生委員会陳情特別報告第二号 国民健康保険組合制度を改革することに関する陳情

陳第六十六号 奈良縣五條町國民健康保険組合理事長西尾修五郎外九名提出

国民健康保険金に對する國庫補助金の増額等に関する陳情

陳第九十八号 長野縣上水内郡國民健康保険組合平垣部々會長島居村理事長吉川可富外十名提出

國民健康保険組合の振作促進に關する陳情

陳第九十五号 栃木縣議會議長高橋徳治提出

社会保険制度の一元化に關する陳情

陳第三十三号 全國公共團體職員労働組合連合會、全國社会保険行政職代表者會議提出

國民健康保険組合制度を改革することに関する陳情

陳第四百四十六号 福岡縣議會議長松井員總提出

国立療養所高山莊の完備並びに運営に關する陳情

陳第五百十八号 高山市長日下部禮一外二名提出

星塚敬愛園入園患者生活擁護に關する陳情

陳第五百十八号 國立療養所星塚敬愛園内金九正男提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月二十七日

厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

陳情者 奈良縣五條町國民健康保険組合理事長西尾修五郎外九名提出

右の陳情は

國民健康保険組合制度は、經濟界の激変のためその運営は今や危機にひんしている故、國民皆保険制度への改正、医療機關の拡大強化、國庫補助の増額等を断行して、現状の打開を圖りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

國民健康保険金に對する國庫補助金の増額等に関する陳情

陳情者 長野縣上水内郡國民健康保険組合平垣部々會長島居村理事長吉川可富外十名提出

右の陳情は

社会保険制度として施行されている國民健康保険の組合事業は、現下の經濟的事情により經營困難であるから、これを救済するために、國庫補助金の増額と、同保險の國家管理並びに社会保険制度一本建に統合することと医療費の半額國庫負担を要望したいとの趣旨であつて参議院は、

願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

國民健康保険組合の振作促進に關する陳情

陳情者 栃木縣議會議長高橋徳治提出

右の陳情は

新憲法第二十五條の趣旨に鑑み、要應すべき國民健康保険組合の現状を打開するため、該組合に對する昭和二十二年度國庫補助の増額、組合直營診療所の經營、建設の奨励並びに建設費の國庫負担、生活保護法による医療及び助産事業の組合負担、保健師を市町村に一名以上設置するより國庫補助の増額、医師の診療料金を認可制にすると同時に慣行料金と社会保険料金の統一等の諸項につき、配賦されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

國民健康保険組合制度を改革することに関する陳情

陳情者 福岡縣議會議長松井員總提出

右の陳情は

社会保険制度の一元化に關する陳情

陳情者 全國公共團體職員労働組合連合會、全國社会保険行政職代表者會議

右の陳情は

社会保険制度の一元化に關する陳情

陳情者 全國公共團體職員労働組合連合會、全國社会保険行政職代表者會議

右の陳情は

社会保険を所管する各省が其の下部組織として、各社会保険毎に個々の取扱機關を設けているが、これは、人件費の増加、事務の複雑化等のため、各社会事業の運営に重大なる支障を來すばかりでなく、地方公共團體より社会保険行政事項の相当量を奪い取ることを民主主義國家建設を目指す新憲法の精神に反するから、少くとも地方取扱機關は、同一公署に一元化されねばならぬとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

國民健康保険組合制度を改革することに関する陳情

陳情者 福岡縣議會議長松井員總提出

右の陳情は

現下深刻な医療問題につき確固たる

対策が決定されず、國民は無統制な高額の医療費の負担に堪え得ないので、これが急遽な解決は、國民健康保險制度の拡充強化の外はない。然るに該制度を實施して十年、医師の非協力が依然改められず、本制度の前途憂うべき状況にあるから、政府は速かに現行の不合理な医療制度を改革し、補助金を増額して本制度の機能を完全に發揮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

國立療養所高山莊の完備並びに運営に関する陳情
陳情者 高山市長 日下部禮一
外二名提出

右の陳情は
飛騨地方は所謂、山岳氣候と山國生活様式のため、結核は家族内に蔓延し、罹病率は非常に高いのであるが、唯一の療養施設たる高山莊は、使用可能な部分僅少にしてこれが増強整備も地方民の熱烈な協力により八分通り完成したにもかかわらず、雪害、風害により過去第二期迄の工事も崩壊のおそれがあり、又地元民もこれ以上の負担に堪

えないから、是非國營にて優秀な療養所とせられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

星塚敬愛園入園患者生活擁護に関する陳情
陳情者 國立療養所星塚敬愛園 内 金九正男提出

右の陳情は
現在星塚敬愛園の患者食費は一日一人当り五四十四錢で正規の主食代を差引くと副食費が僅か五十一錢しかないという現状であり、これでは調味料の一種にも足りなく患者特配の病院給食はとうてい受配出来ない、又従前は週九グラムの注射も現在は週四グラムで病氣亢進を阻止出来なから是非九グラムの最低必要量を注射して頂きたい。そしてこの患者に対する生活保護法と病氣に対する安全なる保護とを與えられて、日本民族を病魔の慘禍より防止し、國家目的の完全を期せられたいとの趣旨であつて、参議院は願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

い。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

厚生委員会陳情審査報告書第四号
一、議院の會議に付するを要するもの。

陳第三百五十五号 生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに關する陳情
陳第三百七十号 炭鉱労働者福利厚生施設拡充に關する陳情
陳第五百四十七号 住宅建設に關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月二十八日
厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 松平 恒雄殿

厚生委員会陳情特別報告第三号
生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに關する陳情
陳第三百五十五号 愛知縣會議長大見爲次提出
炭鉱労働者福利厚生施設拡充に關する陳情
陳第三百七十号 東京都千代田区三年町一石炭礦内石炭増産協力会長伊藤卯四郎提出
住宅建設に關する陳情

陳第五百四十七号 鳥取縣知事西尾愛治外四名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月二十八日

厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに關する陳情
陳情者 愛知縣會議長大見爲次提出

右の陳情は
愛知縣下の要生活保護者は十万人余ありこの經費として一ヶ月当り九百万円を要するが、縣及び市町村の財政は、極度に困難で縣一割乃至二割、市町村一割の負担額は現在の地方財政では負担困難であり、今後増加の傾向にある要保護者の適正保護が出來ないおそれがあるから、生活保護法を改正して經費を全額國庫負担とされたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

炭鉱労働者福利厚生施設拡充に關する陳情
陳情者 東京都千代田区三年町一番地石炭礦内石炭増産協力会長伊藤卯四郎

右の陳情は
炭鉱労働者の作業及び生活環境を改善することは労働基準法によるものも不可能であるので石炭増産上緊急な事項に當するこれ等労働者の福利厚生施設を可及的の大幅に實現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

住宅建設に關する陳情
陳情者 鳥取縣知事西尾愛治外四名提出

右の陳情は
引揚者、職業者、困難者はもとより、新に被災都市又は開拓地に、てい身する者に対する住宅の供給は、日本の復興に不可欠な條件であるが、一般庶民の貧困化、建築資材の不足と高騰、貸家営業難、建築統制等のため、個人による住宅の建設が極めて困難なので、政府は速かに國庫補助により、都道府縣をして早に引

揚者、被災者のみでなく、廣く住宅の拂底に苦しむ一般庶民を対象とする庶民住宅の建築、維持及び管理に当らしめ、以て現下の深刻な住宅難に対処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕

○塚本重蔵君 只今議題となりました請願並びに陳情に關する委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

厚生委員会に付託になりましたこれらの請願並びに陳情につきましては、三つの小委員会、即ち医療制度調査に關する小委員会、住宅問題に關する小委員会、並びに社会事業振興に關する小委員会において審議中の法案に關連性はあります。請願並びに陳情については、本委員会においてそれ〴〵慎重審議をいたしたのであります。

先ず第一に、医療制度調査に關する小委員会において審議を終えまして、本委員会において十一月二十五日審議の決定を見ました請願並びに陳情について御報告申し上げます。

請第八十二号、國民健康保險制度の更生に關する請願、並びに陳情文書表第六十六号、同第九十八号、同百五十五号、同百三十三号、同四百四十六号は、ほぼ同一内容を持つておるものでありますので、これらを一括して御報告申し上げます。これらの請願及び陳情の要旨は、國民健康保險組合は被保險者の加入が相当多数に達したにも拘わらず、保險医との協調円満を欠き、医薬品の不足及び藥價の騰貴等の原因がありまして、國民健康保險の診療を拒否し、或いは差別的な取扱を露骨にいたし、或いは被保險者は自由に診療を受けることができない現状になつて來た。又インフレ増進により諸経費が膨脹して参りましたが、保險料はそれに即應して引上げることのできない等の事情から、診療は不自由であり、保險組合の財政難の結果から事業經營は不振に陥り、その活動機能の喪失が続出しておる現状であります。これに鑑み、國民健康保險制度の改善強化を図り、民生安定を期するために、社会保険の統合一元化、公營医療の拡大強化、國庫補助金の増額等を実行されたいというものが陳情並びに請願の趣旨であります。

実施と腕み合せて考慮中である。社会保障制度の実施が遅れるようであるならば、國民健康保險法の單獨改正を行うつもりである。適正な診療料金の算出については、適時單價の引上げを実施して來たのであるが、目下厚生省では、医療局、公衆保健局及び保險局共同で、医療報酬の調査を実施中であり、その中で、近くその標準料金が決定せらるることと思ふのである。又医療公營については目下医療制度審議會で研究中であるし、医療機關の拡充強化については、取敢えず官公立の機關の利用、一般開業医の協力の外に、直營の診療所を整備し、組合医の設置等を図つてこれが改善を圖つて行きたい。國庫補助金は当初予算といたしまして一億七千八百万円を計上したが、更に追加予算として約二億円を計上した次第である、更に厚生當局はこれを増額すべく關係方面と折衝中であるとのことでございます。制度の改正までの當面の対策としては、この健康保險組合の趣旨の普及徹底、保險料の増徴による組合財政の強化、医療組織の整備、國庫補助金の増額等の点について鋭意努力する方針である。こういう答弁を得たのであります。これに對し委員会といひましては、速かに制度の改正を行ひ、根本的対策を樹立する必要があるとの意見の一致を見た次第であります。かくしてこれらの請願並びに陳情はいずれも院議に付し、内閣に添付す

べきものと決定いたしました次第であります。

請願第五百三十三号、國立病院及び國立療養所改善に關する請願、この請願の趣旨は、有學者を擁護し、國家的保証によつて傷病者の治療をなすべき國立病院の本質使命に鑑み、國立療養所及び國立病院の有料化を止めること、患者費を増額すること、全國各地區ごとにコロニー制度、特設療養の確立を圖ること、医療施設及び医療従事員の實質的充實を圖つて貰いたい。こういう趣旨でありまして、國立療養所並びに國立病院の患者五万人の全國的統一組織体である三患者同盟が大同團結して即時解決を要望しておるのであります。

この請願の趣旨に對しまして、政府當局から実情を聴取し、又政府の施策について質しましたところ、國立病院、國立療養所の入院料については、今議會においてもたび〴〵審議を願つたところであるが、國立病院、國立療養所が一般國民に廣く開放せられたのであるから、支拂能力のある者からは適正な料金を頂くのが適當であると考へるので、原則として有料とした次第であり、今後この方針で進んで行くといふことでもあります。併し生活に困窮しておる者に対しては生活保護法を適用するの外、社会保険制度の活用と相俟つて個人の負担はできるだけこれを軽減したい。又減免の規定

も活用いたしまして、いわゆる經濟的理由から医療を受けられないというやうなことのないように十分注意し、又この趣旨が各施設の末端まで徹底するように努力して行きたい。患者費の増額についても必要な経費は増額を予算に要求してゐるのである。特設療養及びコロニー制度についてもその必要を認め、本年度すでに実施に移つておる所もあり、更に今後拡充して行きたい。医療施設並びにその従事員の實質的充實についても、その必要を認めるので、極力努力したいとの旨が述べられまして、委員会におきましては、これらについて熱心に実情について質察が行われた後、國立病院並びに國立療養所の改善を極力要望し、院議に付して、内閣に添付すべきものと決定いたしました次第であります。

次に陳第四百六十六号、國立療養所高山莊の完備並びに運営に關する陳情であります。この陳情は、昭和二十二年四月、日本医療團より厚生省へ移管せられた飛騨地方唯一の結核療養所高山莊を絕對に整理せずに、飽くまで國立療養所として急速に完備し且つ強力に運営されたいことを、結核禍に悩む飛騨地方民衆のためにこれをお願いすると、高山市長外数名の者から陳情に及んでおるのであります。飛騨地方は嚴寒積雪のため半年近い冬籠りの非衛生的家屋内生活を余儀なくせられるのであります。これが慢性傳染病である結

像に對する無智と、國威主義とに拍車をかけられて、高冷地飛彈地方民衆の間に結核の蔓延を甚だしくしておるのであります。更に山國特有の焼味噌と漬物、茶漬の飲食、そういう習慣があるようでありますが、そういうことから来る栄養不良と、温暖地以上に忙しい農繁期における休養もない過激な労働が、高冷特有の強烈な紫外線下に行われることによつて、すでに家族内に蔓延しております結核を急速に進行する悪性のものたらしめておるとは、夙に専門家によつて指摘されておるところであります。而もかかる恐るべき結核の浸潤に對して、結核予防療養施設が皆無であつたことは、実に山國飛彈の悲劇であつたのであるが、幸いにして一方に岐阜縣立高山保健所が完備せられて、その懸命な努力によつて一般民衆に放置隠蔽されていた無數の結核が続々と発見され、適當な療養方針が指示せられました結果、非常に愁眉を開いたのであります。殊に昭和十六年縣民の犠牲的な努力により、高山莊の第一期工事が終り、昭和十九年日本医療團に移管され、更に第二期工事の拡張工事中、戦争末期の資材難によりましてその工事の滞滯を來たすと共に、昭和二十年九月風害によりまして、未完成の病棟の倒壊等の不慮の災害に遭つたのであります。この高山莊の定員は百名收容の予定のところ、現在僅かに一、二百名を修繕いたしまして、二百名足らずの患者を收容

してゐるのに過ぎないのであります。而も来るべき半歳の積雪期に當面いたしております。これによつて大損害を蒙ることがあることを予測せられるのであります。從來多大の犠牲を拂つて参りました地元民衆も、最早これ以上負担には堪えられないから、この際是非とも國家の力によつて急速に修理完成されたいとの請願であります。問題の高山莊の実情について政府當局の説明を聴取したのであります。高山莊は本年四月一日に日本医療團より國立に移管せられたものであるが、未だに建設途上であり、未完成の部分が多いので、これが整備について高山莊からも要求があり、本年度は予算の都合もあつて、現在のところ運営上特に急を要する緊急修理整備の経費をすでに配付したのであるが、同地方の結核の蔓延の実情より見て、これが完成整備は必要と考えるので、明年度の予算措置を待つて、極力整備いたしたい旨の答弁がありました。委員会はこれ亦院議に付して内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

陳第五百十八号、星塚敬愛園入園患者生活擁護に関する陳情であります。本陳情は星塚敬愛園入園患者の生活擁護のために、左記の五項目を要望いたしております。一、患者食費を増加して貰いたい。現在当院の患者食費は一日一八五円十四錢で、正規ルート配給の主食代が四四六十三錢を差引

くと僅かに副食費は五十一錢しかないという現状であり、事実上この副食費では調味料の割にも足らぬ状態で、患者の死活を決定するところの栄養保持は全然望めないものである。二、生活保護法による扶助金を増額して貰いたい。此処に入院しております患者は、病氣の性質上社会生活の理想も夢もない生活をしてゐるのである。これらの人々は又私有物も殆んど賣り盡してしまひまして、患者の経済生活は恐るべき破滅の状態にあるのであつて、これが根本的解決が急速に行われないう限り、入園患者の將來は実に憂慮すべき状態にあることを訴えております。三、作業費の増額をして貰いたい。入園患者は病氣の程度と性能に應じまして、十種類の作業に従事してゐるのであるが、一日の作業時間は六時間制限で、最高一日八十錢、最低四十五錢であります。この作業制度は入園患者の慰安の目的を以て始められ、自主的協力をして行われて來たが、この際根本的な解決として、予算に患者作業費を計上し、それによつて園内作業が認められ、その労に相当するところの作業費が給與される方が望まじうなものである。四、医療資材を充実して貰いたい。現在本病治療用の注射液及び綿帯ガーゼ等が極度に不足してゐる。又齒科治療の資材は専任の齒科医師のいない療養所には配給されないという現状であるが、これらすべての資材を適當

に配給して貰いたい。五、ライ病患者を延身的に看護してゐる職員に對して、その待遇を改善されと共に、更に医官、看護婦を充実して國立療養所としての機能を發揮するようにして貰いたい。この請願の各項目につきまして、政府當局としては、食費については一日一人当り約十五円程度に引上げる。医療費についても約十四円程度に値上げをするよう追加予算に提出してゐるのである。又患者に對する生活保護法の生活扶助費の引上げについては、地元民生委員、市、縣當局で適當と認められる額と決定するならば、國としてはそれに相當する國庫負担を致すよう社会局の方と話し合ひを済ましてゐるのである。作業費の値上げについても適當と思はれるのでこれが実現を圖りたい。治療用注射薬の大風子油についても、その輸入を關係筋に申請中である。療養所職員の待遇改善については、公務員給與法の制定と共に特別勤務手当の支給等によつて、これが改善を圖りたい旨の答弁がありました。委員会は願意の大体は妥當なものと認めまして、院議に付して内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

次に、社会事業振興に関する小委員会において付託審議せられ、厚生委員会において十一月二十七日審議の結果採択となりました請願並びに陳情について御報告申し上げます。

請願第九十九号、傷痍者更生援護に関する請願、請願第二百八十五号、傷痍者保護に関する請願、この二つの請願は大體同様の趣旨でありますから、ここに一括して報告申し上げます。戦争の犠牲となつた傷痍者は、國民生活の窮迫と共にますます深刻化し、傷痍者は厄介者にされ、何らの保護も受けず、却つて入院料も有料になり、その最低生活は今や重大な危機に暴されてゐる今日、生活保護法のみでは救われず、我々が独立して明るい希望を持つにも持てず、精神的にも悪化しておる今日、傷痍者福祉法のごときものを制定し、これら傷痍者の更生自立以て独立希望の持てるようにして貰いたい。又これに對しまして政府當局からは、旧軍人と一般困窮者とを區別することなく、すべて困窮せる傷痍者をその傷痍の状態に應じて保護更生せしめようとする方針である。中央、地方の厚生關係廳が關係部局と連絡しながら、又一方民生委員とも連絡しながら、実情に即應じつつこれらの問題を解決して行きたい。予算面でも目下四肢切断者及び結核治療者のために、大藏省と五千万円の計上を折衝中である。生活保護のため別に法令を立てずに、生活保護法を活用し、これらの傷痍者の要望に幾分でも報いられるように今後努力して行くつもりである。又療養所を退院した者は、自宅が簡單な

治療のできるよう治療費を配給する。自下計國を進めておる。中途失明者は現在全國で一万八千二百五十名であるが、この中に元傷痍軍人の失明者が二千人含まれておる。これらの保護対策をいたしまして、二十三年度には三百二十万円、二十四年度には七百万円、二十五年年度には一千二百万円を計上して、盲人に対する職業指導を施す計國である。尙盲人教育にも相当額の予算が來年度から計上せられる筈である。又生活保護法により生活扶助を行う國費二千四百万円も計上して、おる身体的欠陥者の授産場を兼ねた保護施設を東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、香川、北海道に四千七百五十万円を以て設ける予定であり、一部はすでに工事施行中であるとの答弁がありました。尙各委員との間に熱心なる質疑應答がありました。その結果をいたしまして、政府当局の傷痍者保護計画というものが明らかにせられたのであります。その内容は時間の關係上説明を省略することを御了承願ひたいのであります。委員會は全会一致を以て院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

次に請願第二百十号、拂下げミシンに關する請願であります。この趣旨は、終戦当時、陸軍被服廠新堀出張所が保有していたミシンが、当時の政府の方針によりまして学校或いは授産所、縫製業組合等に拂下げられたが、

これらミシンの中にはワイリッピンよりの掠奪品が混入しておるとの廉で、關係方面から内務省を通じて没收する旨の通知を受けたが、新潟縣では、このミシンを引上げられることは、ミシンの救済更生事業に對して大きな脅威を受けるから、連合軍に獻酬書を出すと共に、國會においても政治的交渉によつてこれを解決せられたいとの要望であります。これに對しまして内務省の答弁をいたしましては、これらの請願は、他からもあり、又重大な問題で、關係方面とも折衝しておるが、掠奪品の入つておることも事実で、なかなか解決に困難である。併しながら政府は鋭意これに善処すべく交渉を続けておるとの答がありました。委員會においては、願意の大体を受當なものとして、政府にこれが善処を要望して、院議に付して、内閣に送付すべきものと決定いたしましたのであります。

請願第三百六十三号、生活保護法の普及と同法の一部改正に關する請願並びに陳情第三百五十五号、生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに關する陳情、この二件も大体同一趣旨のものでありますから、一括して御報告申します。

昨年十一月一日、生活保護法が實施されたが、引揚者、職災者、一般失業者等の実情は、相當困難しておるが、同法の実施の徹底は、地方によつて區別であつて、而も溢救があり、漏救の弊も招來しておる。市町村の財政難その他の諸原因と相俟つて、適正な運用を欠いておる様みがあり、折角の社会政策も却つて民心に悪影響を及ぼしておる点が少くない実情に鑑みて、本法の徹底化を期せられたいとして、三つの項目を挙げております。一、生活保護法を普及徹底せしむるため引揚者、職災者、一般困窮者の実情を把握することを積極的ならしめるため、引揚者、職災者より半数以上の民生委員を任命せられたい。二、現下のインフレに伴う物價騰貴に現在八十五円の支給では最低生活も維持することができない。よつて扶助支給額を大幅に増額されたい。又生業資金も生業再起のため最小限度これを五千円程度にまで引上げて貰ひたい。三、現在の市町村の財政状況より見て、市町村の一割負担では満足な保護もできないから、これを全額國庫負担にして貰ひたい、というのであります。これに對しまして政府は、生活保護法の施行に關しましては、市町村長、民生委員その他關係機關はもとより、一般國民に對しても、あらゆる方法を以て十分これが趣旨の徹底を期すやうに努力しておるのである。

又民生委員の選任は、既に民生委員として適當な者を推薦委員會、銓衡委員會の議を経て任命するものであつて、引揚者、職災者等の中よりも民生委員として適任者は現在任命されておるが、引揚者であり職災者であるということの故を以て民生委員に任命することは適當でないと思ふ。生活扶助費現行基準額は、法施行以來、屢次に亘つて扶助費基準額は引上げて参つたのでありますが、尙今後も経済事情に即應して適當な措置を採りたいと存するのであるとの答弁がありました。又本法による保護は國家事務であり、都道府縣及び市町村もその住民の福祉を國ること重要な職務でありますので、その費用の一部を負担することが當然であり、又地方費の負担は都道府縣、市町村それ／＼一割でありますので、現行通り実施することが適當である旨が答弁せられました。委員會においては願意の大体を受當なものとして、院議に付して内閣に送付するものと決定した次第であります。

次に住宅問題に關する小委員會に付託審議し、而して十一月二十七日の本委員會において採択になりました請願並びに陳情について御報告申し上げます。

請願百六十九号、住宅營團經營の住宅を國營とすることに關する請願、この請願の趣旨は、營團の解散に伴う経営住宅の賣却は、住宅者にとつて重大な問題で、個人に賣却するよりも、政府又は公共團體が買上げて經營せしめ、勤労庶民階級生活費を基準とするところの適正家賃を決定する等の事項を実現されたいというのが請願の趣旨であります。政府の答弁によりまして、

ると、住宅營團の經營家賃は現在六万戸以上あるが、その処分は一般勤労庶民が居住しておる關係上、閉鎖機關處理委員會にのみ委せることは不可能であるという見解を持つてゐる。併しながら、だからというて今日の國家財政の關係上、これを全部國家が買上げるというところは又でき難い実情に置かれておる。従つてそれがために居住者に立退き等が起らないようにも研究して行かなければならぬ。そこで第一に、現に居住者に優先的にこれを賣却することにしたしておるのであります。その賣却する條件につきましても、價格を現住者が應ぜられる程度にしたいと考へておるのであります。尙買取者のために利率九分五厘の五ヶ年特別融資の途も講じておるとの説明がありました。その後質疑に入りまして、居住者に賣却されたいものは、第三者に賣却されたいものとそれ自体が非常に不安を助成しておるのである。この際國家が經營することができないかとの質問に對しまして、現在居住者が一應なりとも自己のものとしてならば安定すると考へる故に、一應賣却することにしたのである。閉鎖機關整理委員會の條件に應ずることのできぬ場合の最終決定はまだ確立していない。當局としては第三者に賣却することはできないだけこれを避けて行きたい。そしてこれを公共團體その他に引取らせて、そうしてその上で処分したい意向であ

る。尚價格の問題は、閉鎖機關の財産が赤字にならない程度で決める方針であるといふことでありましたが、その後賣却價格が決定したことは新聞紙上で諸君が御承知のところでありました。現在ある家屋は、建築時は安いものであつたが、帳面上は建築當時に比べて相当高いものになつてゐるのであるが、但しこれも時價に比べますならば非常に安いものであるとの答弁がありました。委員会におきましては、本請願の趣旨は妥当なものといひまして、院議に付して内閣に送付するものと決定いたしましたのであります。

次に請願第四百三十八号遊林公共建造物の即時開放等に関する請願、陳第五百四十七号住宅建設に関する陳情であります。この審査は一括して御報告申し上げます。

請願並びに陳情の趣旨は、引揚者、戦災者の困窮者は固より、新たに戦災都市又は開拓地に移住する者に対し住宅を供給することは、復興に欠くべからざる最小限度の條件にも拘わらず、インフレ下における一般庶民の困窮化、建築資材の不足と騰貴、貸家経営のきかない実情等、又更に建築統制軍縮等のために、個人によつて住宅の建設は極めて困難な状態にあるが故に、政府は速かに全額國庫補助により、都道府縣をして、單に引揚者、戦災者ばかりでなく、一般庶民を対象とする一般庶民住宅を建設せしめ、その

維持管理に当らしめ、以て現下の深刻化した住宅難に対処されたい。更に政府は賠償、企業整備等で不用となつた建物その他遊休公共建築物を調査して、至急に住宅用としてこれを開放されたい。國會における住宅委員会及び學識経験者、民間代表者を含めた民主的な住宅委員会を設けたい。又庶民住宅の建築購入には國庫の補助をされた宅地法を作つて、土地使用権の公收を図り、又借家人の住居権の保護のために、貸家の國家管理を行ふなど、抜本的な立法処置を講じて貰ひたいといふ請願であります。右の請願及び陳情に對しまして、遊休公共施設は場所、構造その他から見ても学校や工場の方に適するものが多く、住宅用に向くものが甚だしく少いのである。當局としては遊休建物から六万戸を住宅化したいつもりであつて、今年度は取敢えず一万二千戸住宅化するつもりである。余餘住宅の件は、場合によつては強制命令を出す権限を内閣に與えておるが、現在は台所その他の設備も一部改修して、

〔議長退席、副議長着席〕

その用に供する場合は、経費の二分の一を國庫補助としておる。何分我が國の住宅は二世帯を容れる施設になつていないために、なか／＼困難であるが、極力努力して行きたいつもりである。開建築、大料理店は違反建築で住宅にするを可とするものは行政処分として

行つてゐるが、大料理店は現在閉鎖になつてゐるが、強制的に住宅化するとは不可能であり、知合い等にこれを供與するように指令している。越冬應急措置としては、北海道、東北、ソ連引揚者に対しては集團設備を設けておる。住宅の家賃は只今最近の二万戸に對しては二分の一を補助している。併し⑩の引上げによつて二分の一を補助しても二百円となり、これは一般勤勞者には負担となるために、補助額の引上げを考へておるが、本年度は不可能であり、來年度は考慮してみたいとの答弁でありました。居住権の確保のための行政措置につきましては、借家人から今日是不満があるような程度になつてゐる。政府國會を中心とする住宅問題の根本的研究のための、民間人を加えた調査会については適當であると考えてゐる等の答弁がありましたが、委員会においては政府に極力これらの住宅問題についての善処を要望いたしまして、これら請願は院議に付して内閣に送付することに決定いたしました次第であります。

最後に十一月二十七日厚生本委員会において審議いたしました陳第三百七十号炭鉱勞務者福利厚生施設拡充に関する陳情について報告いたします。陳情の趣旨は、炭鉱勞務者は地下労働で、山間僻地に所在し、特異な事情の下にあつて、地上労働に比し心身の

疲勞、災害率も高く、一言にしていえば一般の嫌惡する労働者なる現状だから、労働基準法による一般厚生福利施設並みではこれら炭鉱勞務者の特異の改善を期することはできない。それ故に成るべくこれら炭鉱勞務者にいろいろな福利厚生施設についてその改善を図つて貰ひたいといふのが趣旨でありました。

これに對しまして、若干の質疑應答がありまして、政府といたしまして、石炭増産のためにも緊要なことであるから、鋭意これが実現に努力したいとの答弁がありましたが、委員会におきましては院議に付して内閣に送付するものと決定いたしました次第であります。

以上報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御發言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定されました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程の順序を変更して、日程第二十七より第二十三までの請願及び日程第三十七より第四十までの陳情を一括し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない

と認めます。先ず委員長長の報告を求めます、水産委員長木下辰雄君。

水産委員会請願報告書第四号

一議院の會議に付するを要するもの

請第五百四十四号 伏古別漁港築設に関する請願

請第五百四十七号 有珠漁港改修工事に関する請願

請第五百五十一号 追直漁港築設に関する請願

請第五百八十号 豊間漁港築設に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月三日

水産委員長 木下 辰雄

參議院議長松平恒雄殿

水産委員会請願特別報告書第四号

伏古別漁港築設に関する請願

請第五百四十四号 北海道磯別郡磯別村長 大石與作外四名提出

有珠漁港改修工事に関する請願

請第五百四十七号 北海道有珠郡伊達町長 岡本外二名提出

追直漁港築設に関する請願

請第五百五十一号 北海道室蘭市長 熊谷綾雄外二名提出

豊間漁港築設に関する請願

請第五百八十号 福島縣石城郡豊間町長 馬目常吉外一名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月三日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

伏古別漁港築設に関する請願

請願者 北海道幌別郡幌別村長

大石橋興作外四名提出

右の請願は

北海道幌別、白老兩村の境界である伏古別河口は、地形上工事も容易であり、しかも登別駅に近接しているため、輸送上好條件を具備しているから、速かに同河口に漁港を新設して、沿岸漁場の開発に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

有珠漁港改修工事に関する請願

請願者 北海道有珠郡伊達町長

岡善外二名提出

右の請願は

北海道有珠郡伊達町有珠漁港は内浦湾に面する唯一の天然の良港である

が、更に浚渫埋立等の工事を実施すれば、最も有効に使用でき、單に同地方のみでなく内浦港全帯の避難港として利用できるから、右漁港の改修工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

追直漁港築設に関する請願

請願者 北海道室蘭市長 熊谷

綾夫外二名提出

右の請願は

室蘭港内における船着場は石炭積込木材積卸一般貨物荷役等のため大部分の面積を占用されているので漁船は共同荷揚場狭いなるため非常な混雑を呈している。又附近漁船は迂迴して室蘭に至るため燃料的にも又ばく大な損失であるから天然の港灣にめぐまれた追直浜に漁港を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

豊間漁港修築に関する請願

請願者 福島県石城郡豊間町長

馬目常吉外一名提出

右の請願は

豊間漁港は、爾來沖合の好漁場をひかえている上、避難港としても東北沿岸屈指の良港であるが、再三の災害のために、港内施設が破損して、現在では船舶の出入も困難の状態であるから、速かに復旧工事をなし、漁業生産に寄與せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

水産委員会陳情審査報告書第三号

一議院の會議に付するを要するもの。

陳第百六十八号 漁業用資材の確保に関する陳情

陳第百六十九号 資金融通規則の一部改正並びに水産金庫設備に関する陳情

陳第百七十九号 漁業用網索原料マニラ麻の輸入關税に関する陳情

陳第百七十九号 漁業用網索原料マニラ麻の輸入關税に関する陳情

陳第百七十九号 漁業用網索原料マニラ麻の輸入關税に関する陳情

陳第百六十六号 漁業用燃料の配給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月三日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

水産委員会陳情特別報告第三号

漁業用資材の確保に関する陳情

陳第百六十八号 瀬戸内海水産連合会理事長林興一郎提出

資金融通規則の一部改正並びに水産金庫設置に関する陳情

陳第百六十九号 瀬戸内海水産連合会理事長林興一郎提出

連合漁業理事長林興一郎提出

漁業用網索原料マニラ麻の輸入關税に関する陳情

陳第百七十九号 青森、岩手、宮城、福島四縣マニラ麻等輸入懇請協議會議長岩手縣水産業會長伊藤佐十郎外十五名提出

漁業用燃料の配給に関する陳情

陳第百六十六号 全國漁民大會実行委員代表西村清志提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月三日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

漁業用資材の確保に関する陳情

陳第百七十九号 瀬戸内海水産連合会理事長林興一郎提出

資金融通規則の一部改正並びに水産金庫設置に関する陳情

陳第百六十六号 全國漁民大會実行委員代表西村清志提出

右の陳情は

三月一日大蔵省告示第三十七号を以て資金融通規則が定められて以來、水産業界における金融は、ほとんど枯渇の状態となり、資金難のために必要資材の購入も不可能の状況である

陳情者 瀬戸内海水産連合会理事長林興一郎提出

右の陳情は

現在漁業用資材の配給は極めて乏しいため漁民は高價な關資材を手入して辛うじて漁業を維持しているが、一方漁獲物は他物價と甚だしく均衡を失した公定價格で集荷される、これでは漁民の最低生活を保持することができないから、当局は其の責任において資材を確保し、一方不正所持者を嚴重に取締り、漁業用資材は生産者團體に一元的に配給されたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

資金融通規則の一部改正並びに水産金庫設置に関する陳情

陳情者 瀬戸内海水産連合会理事長林興一郎提出

右の陳情は

るので、水産業界の系統金融は一般金融と分離し、なお、水産団体の金融を農林中央金庫より脱却して、水産中央金庫を設置し、漁村金融の確立を計りたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

漁業用飼料原料マニラ麻の輸入懸

請に關する陳情

陳情者 青森、岩手、宮城、福

島四縣マニラ麻輸入業者協議

議長長岩手縣水産業会長伊

藤佐十郎外十五名提出

右の陳情は、

漁業用飼料原料は、現在極めて乏し

く絶対量の不足を來たしているため

に、休漁、降漁又は捕獲不能を余儀

なくされているし、且つ魚價の決定

にも影響をきたすようになつてい

るので、これらの資材の適格品を必

要なる時期に適正價格を以て供給

できるよう取計らい、且つマニラ麻

等漁業用飼料原料の輸入を奨励

されたいとの趣旨であつて、参議院

は、願意の大体は妥當なものなりと

思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現

八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

漁業用燃料の配給に關する陳情

陳情者 全國漁民大会実行委員

代表 西村清志提出

右の陳情は、

漁業生産増進のため、漁業用燃料は

輸送貯油施設を有する水産業団体を

販賣業者に指定し、且つ水産団体の

代表を配分計画の立案及び審議に参

画せしめて、できれば官民合同によ

る水産用石油協議会(仮称)を設置さ

れたいとの趣旨であつて、参議院

は、願意の大体は妥當なものなりと

思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第

八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました

請願第五百四十四号外三件、並びに陳

情第五百六十八号外三件につきまして、

水産委員会における審議の経過並びに

結果を御報告いたします。

請願第五百四十四号は、北海道の伏

古別漁港建設に關する請願であります。

す。紹介議員小林米三郎君から請願の

要旨について御説明がありました。同

港は太平洋岸漁田の開港上、又避難港

として期待でき得るもので、伏古別川

河口に位置し、天恵の岩壁を以て自然

の港灣を形成し、工事も頗る容易であ

るから、國費を以て修築を願ひたいと

いうのであります。

請願第五百四十七号は、北海道の有

珠漁港改修工事に關する請願でありま

す。紹介議員小林米三郎君から請願の

要旨につき御説明がありました。同

港は内浦灣に面する唯一の天然の良港

で、漁獲高も年間六十万貫に達し、漁船

数も大小合せて二百九十隻に及び、漁

業上重要であるから、國費を以て修築

を願ひたいというのであります。

請願第五百五十一号は、北海道道直

漁港建設に關する請願であります。紹

介議員小林米三郎君から説明がありま

したが、同港は室蘭港を離るる距離の

地点にある天然の良港で、漁船数も三

百五十八隻に及び、漁獲高も年間四千

六百万円内外に達するも、未だ漁港の

設備なく、遠く室蘭港を利用しつつあ

るも、同港が石炭の積込み、木材の積

卸し、一般貨物の荷役等にて混雑し、

漁獲物の陸揚げ不可能なるため、速か

に國費を以て修築を願ひたいというの

であります。

請願第五百八十号は、福島縣の豊間

漁港修築に關する請願であります。紹

介議員は橋本高石御門君であります。

同港は太平洋岸唯一の天然の良港で、

昭和七八年度に國庫補助による防波堤

工事を行はしたが、浚渫工事が未完成の

ため、漁船の出入も困難なるを以て、

昭和二十三年度に國庫補助により浚渫

せられたいというのであります。

以上四件につき、十二月一日の委員

会において慎重審議いたしました。右に

關する政府当局の意見を聴取した

ところ、伏古別、有珠、追分はいずれ

も重要であり、政府においても五ヶ年

計画の中に加えて工事する計画であ

る。又豊間港は船溜りとして急速着工

の計画を立てて居る旨答弁がありまし

た。よつて質疑を終了、討論に入りま

したところ別に発言もなく、全会一致

を以て、この請願四件はいずれも議院

の會議に付し、意見書を附し、内閣に

送付することに決定しました。

次に陳情第五百六十八号外三件を御報

告いたします。陳情第五百六十八号外三

件につきましては、十二月一日の水産

委員会において、かねて付託して調査

審議をいたしておりました小委員会に

おける小委員長加藤常太郎君から次の

ような報告がありました。陳情第五百六

十八号外三件については、八月二十九

日、十月十二日の二回小委員会を開き

審議いたしました。その経過並びに結果に

つき報告いたします。陳情第五百六十八

号は、瀬戸内海水産連合会からの漁業用

資材の確保に關する陳情であります。

陳情の要旨は、漁業資材は漁獲約六七

割程度、漁網二三割程度が正規ルート

による配給で、その他は闇資材であ

る。漁業經營費の八割が資材であるの

に、闇資材を購入すれば甚だしく生産

費を加重せられるから、資材の不正所

持を嚴重取締り、資材の配給を生産者

団体に一元的に配給せられたいとい

のであります。次に、陳情第五百六十九

号は、瀬戸内海水産連合会から出まし

た資金融通規則の一部改正並びに水産

金庫設置に關する陳情で、三月一日附大

蔵省告示第三十七号資金準則は系統金

融を枯渇し、生産物に対する支拂いの

不円滑を來し、生産資材の購入不可

能となり、生産意欲を減退するから系

統金融を一般金融と分離し、更に水産

金融機關を設置し、漁村金融を確立せ

られたいというのであります。陳情第

百七十九号は、青森、岩手、宮城、福

島の捕獲、底曳、定置漁業者の代表か

ら、漁業用飼料、マニラ麻、それを成

るべく沢山輸入するように連合軍に申

請をして頂きたいというような陳情で

あります。それから陳情第二百六号は

全國漁民大会実行委員代表からの陳情

であります。漁業用燃料の配給に關

する事項であります。漁業用燃料は公

正なる配分と円滑迅速なる供給の操

作を必要とするので、輸送及び貯蔵の施

設を持つておるところの水産業団体に

その配給を委して貰ひたいというのが

陳情の要旨であります。

この陳情の四件は、委員會で審議す

まじり、加藤常太郎君が小委員長となりまして、数回小委員会を開きまして、政府當局とも質問應答を重ねました結果、小委員長としてはこれは適當なる陳情であるからして採択して、本會議に付して内閣に送付して貰いたいという報告がありましたので、本委員会においては更に慎重審議の結果、小委員会の報告通り本會議に付して内閣に送付することに決定いたしました次第であります。以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければこれより採決いたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○副議長(松本治一郎君) 日程第二十四より第二十七までの請願及び日程第四十一より四十三までの陳情を一括し議題に供することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長小野君。

運輸及び交通委員会諸願審査報告書第二号

一 議院の會議に付するを要するもの。

請第二号 警越東線三春、船引両駅間の要田村に停車場を設置することに關する請願

請第十三号 警越東線神保、大越同駅間の瀧根町青谷に停車場を設置することに關する請願

請第五十六号 木原線鉄道竣工の速成に關する請願

請第九十二号 東北本線二本松、本宮両駅間の杉田村に停車場を設置することに關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月三日

運輸及び交通委員長 板谷順助

参議院議長松平恒雄殿
運輸及び交通委員会諸願特別報告書第二号

一 議院の會議に付するを要するもの。

警越東線三春、船引両駅間の要田村に停車場を設置することに關する請願

請第二号 福島縣田村郡要田村長 佐藤泰吉提出

警越東線神保、大越同駅間の瀧根町青谷に停車場を設置することに關する請願

請第十三号 福島縣田村郡瀧根町長 熊谷武夫外四名提出

請第十三号 福島縣田村郡瀧根町長 熊谷武夫外四名提出

木原線鉄道竣工の速成に關する請願

請第五十六号 千葉縣夷隅郡老川村長 永島勘左衛門外六名提出

東北本線二本松、本宮両駅間の杉田村に停車場を設置することに關する請願

請第九十二号 福島縣安達郡杉田村長 佐藤直治外二十七名提出

請第四百六号 岐阜市長 東前豊外八名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十二年十二月三日

運輸及び交通委員長 板谷順助

参議院議長松平恒雄殿
意見書案

警越東線三春、船引両駅間の要田村に停車場を設置することに關する請願

請願者 福島縣田村郡要田村長 佐藤泰吉提出

警越東線神保、大越同駅間の瀧根町青谷に停車場を設置することに關する請願

請願者 福島縣田村郡瀧根町長 熊谷武夫外四名提出

田村に停車場を設置することに關する請願

請願者 福島縣安達郡杉田村長 佐藤直治外二十七名提出

右の請願は

その地方の運輸交通の需要に應ずるために鉄道停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算及び資材の点ともならみ合せてこれが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿
意見書案

木原線鉄道竣工の速成に關する請願

請願者 千葉縣夷隅郡老川村長 永島勘左衛門外六名提出

右の請願は

この区間の工事は財政上の都合で中止となつてゐるが竣工も僅か六哩位で全通することであるから速かに着工完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算及び資材の点ともならみ合せて實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿
運輸及び交通委員会陳情審査報告書第二号

一 議院の會議に付するを要するもの。

陳第三百五十六号、第二百七十四号江差町、東瀬棚村間に國營自動車運轉を開始することに關する陳情

陳第三百七十六号、第四百一号、第四百十三号

姫路及び新宮兩駅、安栗郡内閣に國營自動車運轉を開始することに關する陳情

陳第四百七号

中央線高城寺、名古屋鉄道小牧兩駅間に國營自動車運轉を開始することに關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月三日

運輸及び交通委員長 板谷順助

参議院議長松平恒雄殿
運輸及び交通委員会陳情特別報告書第二号

一 議院の會議に付するを要するもの

江差町、東瀬棚村間に國營自動車の運轉を開始することに關する陳情

陳第三百五十六号 北海道瀬棚山支廳長近藤茂門外十一名提出

陳第二百七十四号 北海道釧路

山支那長近藤茂門外十三名提出
姫路及び新宮兩駅、安栗郡内間に
國營自動車運送の開始すること
に關する陳情

陳第三百七十六号 兵庫縣安栗

郡神野村長山田倉治外三百十
五名(外八件)提出

陳第四百一十号 兵庫縣安栗郡富

柄村長小林善郎外二百一名(外
二件)提出

陳第四百十三号 兵庫縣安栗郡

西谷村長長井繁太郎外三百五
十八名(外七件)提出

中央線高藏寺、名古屋鐵道小牧兩
駅間に國營自動車運送の開始す
ることに關する陳情

陳第四百七号 愛知縣東春日井

郡坂下町長加藤榮外四名提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月三日

運輸及び交 板谷 順助
通委員長

參議院議長松平 恒雄股

意見書案

江差町、東瀬棚村間に國營自動車
の運送を開始することに關する陳
情

陳情者 北海道瀬棚山支那長近

藤茂門外十一名提出

陳情者 北海道瀬棚山支那長近

藤茂門外十三名提出

姫路及び新宮兩駅、安栗郡内間に
國營自動車運送の開始すること
に關する陳情

陳情者 兵庫縣安栗郡神野村長

山田倉治外三百十五名(外八
件)提出

陳情者 兵庫縣安栗郡富柄村長

小林善郎外二百一名(外二件)提
出

陳情者 兵庫縣安栗郡西谷村長

長井繁太郎外三百五十八名
(外七件)提出

右の陳情は

その地方の運輸交通の需要に對する

自動車運送力の不足を改善されたい
との趣旨であつて參議院は、願意の
大体は妥當なものなりと思ふ。但し

民營國營のいずれが適當であるかを
十分研究の上速かにその地方の自動
車運送力の増進を図る必要があると
思ふ。よつて内閣はこの線にそつて

鋭意これが實現に努力せられたい。

ここに國會法第八十一條により別冊

を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

中央線高藏寺、名古屋鐵道小牧兩
駅間に國營自動車運送の開始す
ることに關する陳情

陳情者 愛知縣東春日井郡坂下

町長加藤榮外四名提出

右の陳情は

その地方の運輸交通の需要に對し自

動車運送力の不足を改善されたい
との趣旨であつて參議院は、願意の
大体は妥當なものなりと思ふ。但し

既存の關係民營自動車事業がある場
合はこれが強化を図り特に必要があ
つて國營の自動車運送を開始する場
合は既存の民營自動車事業との間に

円滑な調整を図ることを慎重に考慮
する必要があると思ふ。よつて内閣

はこの線にそつて鋭意これが實現に
努力せられたい。ここに國會法第八
十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

〔小野哲吉君、拍手〕

○小野哲吉君 只今議題となりました請
願第二号外三件及び陳情第五百六号
外五件の審議の経過及び結果を御報告
申し上げます。これらの請願及び陳情

につきましましては、紹介議員の熱心な説
明と、政府の詳細な意見の開陳とがあ
りました。要するものと全員一致議決いたしまし
た。

次に請願第九十二号東北線二本松、

本宮兩駅間の杉田村に停車場を設置す
ることの請願につきましまして、政府より、

駅間距離が長いために、不便なる事情
は承知しておるので、具体的に研究中
であるとの説明があり、審議の結果、

予算及び資料の事情とも脱み合せ、実
施を要するものとし、内閣にこれを送
付することと全員一致議決いたしました。

次に陳情第四百七号中央線高藏寺、

名古屋鐵道小牧兩駅間に國營自動車
の運送を開始することに關する陳情は、

全く請願第六十二号と同一であります

要するものと全員一致議決いたしまし
た。

次に請願第十三号越前線神保、大
越兩駅間の龍根町若谷に停車場を設
置することに關する請願について、政府

より本請願地方は優良な石灰石の産地
であり、すでに駅設置につき調査をし

たが、競争のため中絶した旨の説明が
あり、審議の結果予算及び資料の事情

とも脱み合せ実施を図るべきであると
の意見を附し、内閣に送付するを要す

るものと全員一致議決いたしました。

次に請願第五十六号本原線鐵道工

事の達成に關する請願に關し、政府よ

り本線の工事は財政上の都合で中止さ
れたが、僅かの区間であるし、これが

開通すれば極めて便利となることであ
るから、成るべく工事を促進したいと

いう説明があり、審議の結果、予算及
び資料の事情とも脱み合せ、工事の促

進を図ることが適當である、これを内
閣に送付するを要するものと全員一致

議決いたしました。

次に請願第九十二号東北線二本松、

本宮兩駅間の杉田村に停車場を設置す
ることの請願につきましまして、政府より、

駅間距離が長いために、不便なる事情
は承知しておるので、具体的に研究中

であるとの説明があり、審議の結果、
予算及び資料の事情とも脱み合せ、実

施を要するものとし、内閣にこれを送
付することと全員一致議決いたしました。

次に陳情第四百七号中央線高藏寺、

名古屋鐵道小牧兩駅間に國營自動車
の運送を開始することに關する陳情は、

全く請願第六十二号と同一であります

次に國營自動車路線開設に關する陳
情を取まとめ、簡単に御報告いたしま
す。

國營自動車についての政府の説明に
よりますと、我が國の自動車事業を急
速に發展向上せしめることは、經濟再

建のためにも是非必要なことであり、
政府としては極力民營事業の育成強化

を図る方針であるが、國有鐵道の面
において緊要な路線については國營自動

車を開設する。この場合は既存民營事
業とよく協定し、極力摩擦を避ける方

針であるといふこととあります。

先ず陳情第五百六号及び第二百七

十四号江差町、東瀬棚村間に國營自動
車の運送を開始することに關する陳

情、同じく第三百七十六号、第四百一
号及び第四百十三号姫路及び新宮兩

駅、安栗郡内間に國營自動車の運送を
開始することに關する陳情であります

が、紹介議員の熱心なる説明及び政府
の意見を聴取し、慎重に審議の結果、

これら各地方は自動車運送力が不足し
ておるから、政府は民營、國營のいず

れが適當であるかを研究の上、速かに
当該地方の自動車運送能力の増進を図

るべきであるとして、これを内閣に送
付すべきものと全員一致議決いたしま

した。

次に陳情第四百七号中央線高藏寺、

名古屋鐵道小牧兩駅間に國營自動車
の運送を開始することに關する陳情は、

全く請願第六十二号と同一であります

全く請願第六十二号と同一であります

全く請願第六十二号と同一であります

全く請願第六十二号と同一であります

全く請願第六十二号と同一であります

全く請願第六十二号と同一であります

ので、同請願と同じくこれを内閣に送付することを要するものと議決いたしました。以上報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全員一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○副議長(松本治一郎君) 日程第四十四、水産物集出荷及び配給制度に関する調査に関する件、水産委員長木下辰雄君。

調査報告書

水産物集出荷及び配給制度に関する件

右の件に關し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十二年十二月三日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長 松平 恒雄殿

水産食料品統制の混乱が、國民生活に甚大な影響を與えている実情に鑑み、本委員会においては、去る七月十一日議長の承認を得て、水産物集出荷及び配給制度に関する調査に

着手し、八月二日には、調査の便宜のため、十四名の小委員を選定し、小委員は二班に分れ、一班は、八月五日より十四日まで京阪神、關門、北九州地方へ、他の一班は、八月六日より十五日まで東北、北海道方面へ赴いて、重要生産地又は消費地の生産者、集出荷配給業者及び消費者代表より現在の制度の欠陥及びこれが改善方につき意見を聴き、又委員会において、十月十六日東京、横濱及び京阪神地方の生産者、業者、消費者を喚問してその証言を聴き、更に關係官廳に幾多の資料の提出を求めて調査研究を行う等、委員会、小委員会を開くこと十数回に及び慎重に検討を加えた結果、結論として次の如き要項を全会一致をもつて議決した。

即ち

第一、大衆魚であり、多量魚であるにしん、いわし、かつお、まぐろ、ぶり、さば、さんま、いか、たら等九品種の鮮魚とこれ等の加工品の主なるものを統制すること。

第二、機船底曳網漁業、トロール漁業及び捕鯨漁業の漁獲物を全部統制すること。

第三、以上第一、第二の魚種及び漁業種に對しては賣付をリンク制によつて重点的に供給すること。

第四、その他の魚種は自由價格を認

めること。

第五、甲級陸揚地には農林省の有力なる係官を、乙級陸揚地には地方廳の係官を駐在させ出荷の指示監督に當らせること。

第六、消費地の市場に入荷した統制品に對しては、都市当局が責任をもつて正規のルートに分荷配給すること。

第七、末端配給に對しては統制品を扱う店舗を特に指定して横流れを防止し、警察官の取締りに協力する消費者の監視機關を拡充強化すること。

第八、これ等統制品目の不正、違反に對しては、嚴罰主義を以て臨み、徹底した取締りを勵行すること。

以上である。

思うに、現在の水産物の集出荷及び配給制度が失敗であることは、何人も異論のないところであつて、これにかわる統制方式は、本案以外にはないと考えられる。

本案の特長とするところは、統制品目に少數の魚種を指定するので、國民の統制に關する意識を明確にし、何人も取締りに協力し得る点並びに生産者及び業者に自由價格の魚種を認めるので經營に余裕を生ずる点で、一方生産者に對しては、大いに増産意欲を刺激することになるのであろう。他

方、消費者に對しても現在の數倍の配給量を確保し得るのである。

多数意見者署名

岩男 仁藏 田中 信儀
遠山 丙市 松下松治郎
小畑 哲夫 青山 正一
小川 久義 三好 始
千田 正 龍之園喜一郎
川村 松助

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました魚介類の集出荷配給の問題につきまして、水産委員会における調査の経過並びにその結果を御報告いたします。

皆様御承知の通り、魚介類の統制は今や全く混乱状態に陥つておりまして、このままでは最早收拾の余地なしと申しても過言ではないのであります。これは皆様が日常親しく体験せられ、熟知せられるところでありまして、ここに敢えて詳しく申述べる必要も認めません。ただ我々の最も懸念し最も憂慮いたしますところは、國民保健の重要要素である蛋白質源をこの混乱状態に置きますことは、國民生活に深刻なる影響を與えるばかりでなく、今や國家治安の上にも憂うべき事態を惹起する虞れなしとしないからであります。現内閣におきましては、組織早々經濟緊急対策要綱を發表せられまして、生鮮食料品は主食同様扱ふという強い決意を表明せられたので

あります。この方針の下に集出荷配給機構を整備強化して、六月には生鮮魚介類の配給統制要綱を、又引續いて水産加工品の配給統制要綱を發表いたされ、大いに流通秩序を確立して、國民食生活の安定を圖る旨を天下に声明せられたのであります。我々はその當時政府の決意には満腔の敬意を表するが、過去の実績に鑑み、これは必ず失敗に終ると考えまして、本議場におきましてすでに警告を發したのであります。が、果せるかな、統制はますます混乱の一途を辿り、政府は再び地方長官會議を開いて取締の強化を訴えなければならぬ結果となつたのであります。我々は當時すでに今日あるを予想いたしましたので、本委員会におきましては、この際緊急に根本的な対策を樹立して政府に協力する必要があることを痛感いたしました。して、本院に對し、実情の調査の承認を求めたのであります。而してその後の調査の状況を申し上げますと、水産委員会におきましては、水産物の集出荷配給調査小委員会を設けて、千田正君を小委員長といたしまして、去る八月五日より十四日まで、青山、田中、小畑、三好、遠山、矢野の各委員諸君は京阪神、關門、北九州地方へ、又八月六日より十五日まで、岩男、江熊、松本、千田、大島、小川、尾形の各委員諸君は東北、北海道方面に出張いたしました。各地方の重要生産

地、消費地において実情を調査し、又生産者代表、集出荷配給業者代表並びに消費者代表を集めて座談会を催し、現在の欠陥や、これが改善意見の開陳を求めて、いずれも貴重な資料と報告書を提出したものであります。更に十月の十六日には、本院におきまして、六大都市の荷受場代表、生産者及び消費者代表を証人として喚問いたし、現状の報告と改善方法について陳述せしめたのであります。又この問題に関する各地方からの陳情は多数に上つておりますが、これ又小委員会及び委員会において併せて審議をいたしたのであります。

これらの各方面の意見は極めて背案に値するものが多々あるのであります。これをここに一々御報告申し上げることは省略いたします。ただ根本的な点だけを二三御紹介いたします。

先ず生産者側の言ひ分として、第一が、連合軍の好意により、漁業資材の輸入は漸次好轉しつつあることは誠に感謝に堪えないが、未だ現在においては、重油において約三割、漁網その他において約八割を闇で買つてゐる。そのため生産費は非常に高いものになつて來るので、魚を公定價で供出したのでは漁業は成立しない。政府は魚介類の統制を行つたならば資材の確保が先決問題ではないか、闇資材を全部明るみに出して貰いたい。

又第二には、現状においては殆んど

統制は困難であるから、むしろこれを全面的に撤廃されたい。若し諸般の情勢上撤廃が困難であれば、大衆魚、多獲魚だけを統制して、その他は自由に開放して貰いたい。これが生産者側の全面的な要望でありました。

次に集出荷配給業者の希望としては、現在の僅かな手数料では経営が極めて困難である、手数料が三分であります。殊に荷受場は復讐制が採用されたため、至る処濫立に陥り、従つて闇をやらなければ経営が成立しないのが実情である。よろしく政府は不徹底な統制を撤廃すべきであるというのであります。これ又統制撤廃を強く要望しておるのであります。ところが消費者側の意見は、現在の統制には全く失望しておるが、さりとて今統制を撤

除したら一般大衆の生活はどうか、急テンポに進む物價騰貴に恐らく國民の勤勞階級は買へなくなるのであろう、むしろこの際より適切な方法によつて大衆魚の統制を徹底的に行い、配給量を増加するように努力されたいという意見と、又一方には、現在のごとき混乱状態に陥つては、徹底的な統制は困難であるばかりでなく、統制を強化すればするほどますます闇値を高くするばかりである。むしろこの際統制は撤廃されたいという二つの意見があつたのであります。

以上各方面の意見はその立場々々におきまして、これを考えますればいづれも尤も千万な要望であります。そうしていづれの場合においても現在の統制方法に非常な不満を抱いてゐることも誠に明瞭な事実であります。そこで委員会におきましては、これら各方面の意見を参酌し、生産者荷受及び配給業者、消費者、おの／＼の立場を考慮いたしまして、更に又我が國現下の四囲の情勢を考慮に入れまして、慎重に検討を加え、しばしば小委員会及び委員会を開きまして研究討議をいたした結果、次のごとき結論を得たのであります。

即ちその決定の要旨を申し上げますと、第一、大衆魚であり、多獲魚である「にしん」「いわし」「かつを」「まぐろ」「ぶり」「さば」「さんま」「いか」「たら」この九品種の鮮魚と、これらの加工品の主なるものを統制すること。第二、機械底曳網漁業、トロール漁業及び捕鯨業の漁獲物を全部統制すること。第三、以上第一、第二の魚種及び漁業種に對しては資材等をリンク制によつて重点的に供給すること。第四、その他の魚種は自由價格を認めること。第五、甲陸揚地には農林省の有力なる係官を、乙陸揚地には地方廳の係官を駐在させ、出荷の指示監督に當らせること。この甲陸揚地と申しますのは農林省の指定しておるもの、乙というものは地方長官がやつておるものであります。第六、消費地の市場に入荷した統制品に對しては、都市當局が責任を以て正規ルートに分荷配給すること。第七、末端配給に對しては統制品を扱う店舗を特に指定して横流れを防止し、警察官の取締りに協力する消費者の監視機關を拡充強化すること。第八、これら統制品目の不正、違反に對しては嚴罰主義を以て臨み、徹底した取締りを勵行すること。

以上であります。次に委員会におきまして委員各位が述べられた論旨を要約して以下簡単に申し上げます。これら少数の魚種を指定いたしましたのは、國民全般に統制品種を明確ならしめんがためでありまして、現在のごとき二百四十余種の魚が統制下に置かれ、何百種類の公定價格が設けられ、而もその中に統制ルートに乗るものと乗らざるものとがあつて、誠に繁雜背迷を極めておりますので、國民が統制に協力したくも實際上不可能な状態でありました。

〔副議長退席、議長着席〕

そこで常識的な大衆魚たる九品種の鮮魚及び主なる加工品を統制品種として、國民の関心を明確ならしめ、これによつて全面的な協力を求めんとするものであります。勿論これに對しては重点的に資材等のリンクを行なつて、國家が生産者に協力すべきことは言ひまでもありません。今この九品種の漁獲高を昭和五年以後の各年の總漁獲高について見ますと、平均約六割以上を占めるのであります。現在の公

定價格による末端配給量が總漁獲高の一割乃至一割五分程度であるのに比較すると、この統制が完全に行われますると、少くとも現在の配給量の三倍以上を確実に配給し得ることになるのであります。

次に機械底曳、トロール、捕鯨業の漁獲物を統制いたしますことは、資材供給の面から、我が國漁撈の中核であるこれらの漁業を十分に活躍せしめるためでありまして、品種別の統制をやや混乱せしめるものではないかという懸念も生ずるのであります。が、これらは最も統制し易い漁業で、現在も大部分が確実に統制されておるのであります。ですから當局において更に一層力を入れれば、横流れを防止することは、さまで難事ではないと思ふのであります。かくして政府が資材を十分面倒を見ることは當然でありまして、その他の魚に對しては自由な價格で販賣できるようにすることが、漁民の生活にゆとりを與える所以であり、又増産を刺激する所以であります。

次に甲陸揚地及び乙陸揚地に、今日まで農林省及び地元都道府縣の責任ある機關があまねく設置せられていたことが、これだけの重大問題に對する關係當局の熱意を疑わざるを得ないのであります。この重要ポイントを業者任せにして置いては、陸揚地においてすでに魚が横流れすることは当然

と言わなければなりません。又消費都市の当局においても、市民生活の根幹を成す食糧統制に対しては、關係任せにせず、責任ある態勢を整えるべきであります。又一般消費者におきましては、地区ごとの監視機關を一層拡充強化して、公正なる配給に參加するばかりでなく、統制品は少数の魚種でありまして、日常、常に統制品の購買を監視し、不正業者は随時摘発する積極的な態度に出て、統制徹底に協力すれば、今日の混乱を救うことは決して困難ではありません。而して統制品はあくまで徹底し、その他は自由價格を認めて、生産者、中間業者に經營のゆとりを與え、消費者に対しては現在の配給量の三倍以上の公定價配給を確保して、その生活の安定を圖らんとするものであります。

以上、申上げるまでもなく、現在の統制方式は全面的に崩壊しつつあります。而してこれが國民の食生活に非常な不安動搖を與えて、國行爲による犯罪は社會全般に瀰漫して、今や法治國の面目は地に落ちたりという有様であります。政府は先月二十七日知事會議を開いて、再び取締強化とリンク制の拡充方針を指示されたのであります。

我々は、生産者も、荷受及び配給業者も、消費者も、すべてが納得する統制方式でなければならぬと考えます。現在の統制の行き方を再検討し、政府が確保し得る資材と脱み合せ、十分で

はなくとも、重点的な裏付けの力を背景とした統制を行うことが、實際的であり、又合理的であると信ずるのであります。以上は委員各位の論旨の要領であります。かくして請申上げましたような結果を全会一致を以て決定した次第であります。以上御報告申し上げます。

尙先月二十八日の本調査の取扱いに関する委員会におきまして、政府當局と千田、青山、藤山、前之園各委員との間にいろいろの質問應答が交わされましたが、その要旨の主なるものは、政府におきましては、先月二十七日知事會議を開いて、生鮮食料品の統制強化対策を実施したものであります。が、このことたるや、もとより政府は確信を以てかかる夢に出たものと信じますが、本委員会に対しては事前何らの打合せもなかつた。何の予告もなかつたことは、甚だ不都合ではないか。それから又政府は、今回の知事に指示されたあの措置に対して果して責任が負えるかというような、いろいろの質問がございましたが、これに対しては政府としては明答がなかつたのであります。以上を附け加えて御報告いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 只今の調査報告に關して千田正君より政府に対し質疑の通告がございます。千田正君。
○千田正君 生鮮食料品統制強化に關する緊急質問を申し上げます。

大抵三つの観点から申上げて見たいと思ふのであります。第一に、政府は去月十一月の二十七日に都道府縣知事を招集しまして、生鮮食料品配給統制強化を要請したのであります。が、從來もたびたび政府はこの施策に出たのでありますけれども、十分なる効果が挙げ得なかつたのであります。が、この度の実施に當つて、資本、資材、運輸、検査等十分なる準備ができておるかどうかという点を質問して見たいと思ふのであります。又諸般の事情を見ますときに、すべての準備が十分でないように見受けられるのであります。が、かかる状態の下に突如としてこの緊急措置を採つて、果して完全なる統制強化が実施できるかどうか。こういうことによつてむしろ國民の榮養の確保が欠陥を生じ、或いは犯罪数が相當増えるのじやないか。この点について十分に國民の納得の行くような榮養確保の統制強化ができるかどうか。その自信ありや否やという点について所管大臣のお答えを頂きたいと思ふのであります。

第二におきましては、当参議院においては、水産物に關しては、政府の要望に應へまして、水産委員会において、魚價並びに水産物集出荷配給制度に關する小委員会を設けて、八月以來偵劔にこの問題の研究調査を続けておつたのであります。政府も亦当該委員

を臨席せしめまして、共に協議を重ねておつたのにも拘わらず、この重大なる國民生活の基盤を定めるところの統制強化の問題に対しては、すでに先月十八日と聞きますが、閣議において決定しておるにも拘わらず、衆議院には事前了解を受け、当参議院に対しては何らの通知もなく、又事前の了解を受くることなくして、突如二十七日発表と同時に各都道府縣の知事に統制強化を要請したのであります。本院に對しましては、すでに新聞紙上に発表され、都道府縣知事に要請された二十八日の午後において、藤山水産局長をして事後了解を求めさせましたことは、参議院を無視した態度であり、又民主政治の根本義に悖ると言わなければならぬと私は信ずるものであります。

(拍手) (その通り)と呼ぶ者あり) この政府の独断的な処置は、いかなる結果に終つたとしても、勿論政府は全責任を負うべきであります。が、いかなる施策と雖も、國民の納得の行くような協力なくして完全なる実行は得られないと私は信ずるものであります。(拍手) 参議院は衆議院と共に國民の最高代表機關であることは言を俟たないのであります。が、この問題は今回のみに限らず、参議院の今後の方針に對して重大なる関與がありますので、この点特に片山総理大臣の明確なる御答弁を頂きたいと私はお願いするのであります。(拍手)

第三、只今本下水産委員長がこの水産物の集出荷配給統制の關係に對して研究調査報告をなしておりますが、この報告に對して所管大臣はいかなる御所信を以てお答えできるかという点について、この三つの緊急質問を申上げて明瞭なる御答弁を頂きたいと思ふのであります。(拍手)

○國務大臣(片山哲君) 政府は常に國會を尊重いたしまして、十分な連絡を取つて、議案の審議等におきましても万遺憾なきを期して努力いたしておるのであります。只今御質問の生鮮食料品の統制強化に關する問題であります。が、恐らく知事會議に出す前に発表いたしますと、いろいろ世間に動搖を與えるので、知事會議に発表する際に同時に兩院にもお諮りをいたしまして御了解を得ようと、こういう段取りになつておつたのであります。が、その間手違ひがあつたのであります。私はその事務的な關係はよく了解いたしておりますが、当院に對しましてお諮りすることが大變遅れたやうであります。誠に手落ちであつたことを申訳なく思つておる次第であります。(それではいかん)と呼ぶ者あり) 今後におきましては十分連絡をよくいたしまして、万遺憾なきを期したいと思つております。決して輕んじたり或いは無視したり、或いは独断的に官僚的にやる考えは毛頭ないのであります

るから、「事實は相違しておる」と呼ぶ者あり。どうかその点を御了解を仰ぎたいと思ひます。

〔政府委員井上良次君登壇〕

○政府委員(井上良次君) 只今生鮮食料品の配給確保に関する緊急具体処置に對しての御質問でございますが、政府が去る十一月二十七日知事會議を開きまして、特にこの問題に對する協力を要請いたしましたのは、御存じの通り我が國の現下の食糧事情というものがいかに緊迫しておるかということからしまして、大体、本年の七月から來年の六月までの間に、主要食糧においては、すでに皆さんも御存じの通り、外國から輸入しなければならぬ食糧が百九十九万トン余でございます。而もこの百九十九万トン余の食糧というものが穀類で輸入でき得ない現状にあるのであります。そういうような關係から、國內の主要食糧の供出管理は勿論のこと、生鮮食料品におきましても、いかに日本政府がこの食糧問題と眞剣に取り組んで、國民の食生活の安定、延いては社會秩序の再建に對して全力を挙げておるかとかということ、連合國の方によく理解をされませんと、この百九十九万トン余の食糧輸入の上に重大な支障を來すではないかということを我々は憂へるからであります。そういうような我が國の緊迫した食糧事情の現状におきまして、現在のような生鮮食料品の統制が非常に乱れまして、このま

ま放置することを許さない状態にあることを御承知したいのであります。勿論生鮮食料品は鮮度を奪び、且つ味覺を奪ふ商品でございますので、これを統制をするということにいろいろ問題がございます。今お話でございます通り、一部これを撤廃をせよという意見も非常に強いのであります。併しながら政府としてはこれを直ちに撤廃をするということが、いかに困難な事情にあるかということは、よく國民の人々にも御了解を願ひまして、更に現在の統制方式に改善を加え、徹底的にこれを強化実施する方法を採つて行くより仕方ない実情にございます。そこで今政府が決定いたしました生鮮食料品の集荷配給についての緊急処置につきましては、その生産において、或いは出荷及び配給において、完全なる綜合対策を実施することによつて、又この綜合対策を裏切らんとするところの者に対しては、關係各廳とよく連絡を採りまして、裏切られないような方策を講じ、それでも尚且つ裏切らうとする一部閣下等に対しては、徹底的に取締つて行く。こういう方法を取ることによつて、初めて連合國に對し日本國民がいかに食糧問題で眞剣にやつておるかということを理解して頂くことによつて、更に我が國の食糧問題の大きな解決の一途を見出すと考えますので、政府といたしましては、何といたしまして、今度は國

民の皆さん方の協力を求めまして、國民自身の食生活安定、日本再建の原則はここにありということをよく理解をいたして貰ひまして、全体を挙げてこの処置の円満なる遂行のできますようにいたしたいと考えておる次第であります。

尙今御報告になりました水産委員會が御決定になりました水産物の集出荷及び配給制度に関する要綱につきましては、政府といたしましては、その趣旨誠に御尤もな点がござりまするし、又これは參議院全体の御意見でもござりまするで、そのお決めにになりました各要綱については、十分政府として検討を加へまして、順次これを採用して参りたいというつもりでございます。

尙最後に、今度の緊急処置に關しまして、參議院の方の了解を得ることが非常に遅かつたというお叱りを蒙りまして誠に恐縮でございますが、今總理からのお話がございました通り、事實を申し上げますと、閣議で早くこの案は決定されたまま、その後更に司令部側の御意見なりいろいろ各方面との打合せもございまして、最後に知事會議でその具体的なことを決める。こういう方法を取らしまして、それで二十七日に一應參議院及び衆議院の國會に御了解を求め。もう一つもう一つでは準備をいたしたのでありますが、行き違ひを生じまして、二十七日に參議院の水産

委員會の方にお諮りすることができなかつたことは、政務次官として甚だ申訳ない次第であります。今後はかくのごとき手落ちのないように、十分事前に各關係委員會と連絡を採りまして、この処置を採つて参りたいと思ひますから、どうかこの点は照しからず御了承頂きたいと思ひます。(拍手)

〔名回答と云ふ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 参事をして報告いたさせます。

〔青木参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し

昭和二十二年法律第八十号(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) この際、議事日程に追加して、昭和二十二年法律第八十号(國會議員の歳費旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと云ふ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員會理事藤井新一君。

審査報告書

昭和二十二年法律第八十号(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案

一、委員會の決定の理由

各議院の議長、副議長及び議員の事務補助員の現下の生活事情に鑑み、その給料を増額する必要がある。

二、事件の利害得失

各議院の議長、副議長及び議員の事務補助員の給料を増額すること、は、現下の經濟事情に鑑み妥當である。

三、費用

本法施行のために、本年度においては、衆議院においては、三百七十五万四千円、參議院においては、二百一十二万二千円、兩議院併せて五百七十六万三千円を追加予算に計

上する予定である。

昭和二十二年法律第八十号(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十二年十二月四日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

昭和二十二年法律第八十号(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第八十号の一部を次のように改正する。

この法律に左の題名を附する。

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

第十條中「千五百五十円」を「二千三百円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十二年九月一日から、これを適用する。

〔藤井新一君登壇、拍手〕

○藤井新一君 只今緊急上程せられた本案件につきまして、議院運営委員会における審議の経過並びにその結果について、極く簡単に御報告申し上げます。(賛成と呼ぶ者あり)

先づこの法案の緊急上程の理由を申し上げますと、昭和二十二年法律第八十

号中の第十條を改正せんとするものでございます。次に本案の要旨を申し上げます。本案は事務補助員の給料に関するものでありまして、現下の諸物價の値上り及び一般公務員の給料の増加に鑑みまして、事務補助員の給料を引上げるものでございます。即ち國會法施行の当時と比較いたしますと、現在一般公務員の給料が倍額となつておるのでございます。そこで事務補助員の給料もその倍額としたのでござい

ます。尙本件は本年九月一日より適用することになつております。

次に委員会の経過を極く簡単に申し上げますと、委員会におきましては、慎重に慎重を重ねまして、衆議院から送付して来たところのこの法案を審議したのでございます。質疑應答の後、採決に入つて、全会一致を以て原案通り可決したのであります。(拍手)(異議なしと呼ぶ者あり)

勿論この案の準備期間中は、議院運営委員会の庶務関係小委員は予備的調査を幾度かして参りました。その間、時には衆議院の議院運営委員会と合同審査を幾度かやりました。時には同委員会内の議院の全機能發揮に関する小委員と合同懇談会をも行なつて、万遺憾なきを期して来たのであります。ただ一言附言して置きたいと思ふのは、本案に關しましては、衆議院の提出案でありますが、長期に亘りまして、衆議院議院運営委員長淺沼稻

次郎君、参議院議院運営委員長木内四郎君及び兩院の當局者におかれまして、関係方面と十分なる協議を遂げられて、立案決定せられたものでござい

ます。

以上、その経過を申し上げまして、御報告に代へる次第であります。諸君のこの案に對して御賛同を得れば誠に幸福と存する次第であります。(拍手)

〔泰山鳴動風一匹かと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議員(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。明日は午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

出席者は左の通り

議長 松平 恒雄君

副議長 松本治一郎君

議員

中西 功君 板野 勝次君
細川 嘉六君 西田 天香君
阿竹齊次郎君 藤田 芳雄君
兼岩 傳一君 千田 正君
栗山 良夫君 佐々木良作君

羽仁 五郎君 岩間 正男君

九鬼紋十郎君 玉置吉之丞君

田村 文吉君 小林米三郎君

高瀬莊太郎君 山下 義信君

宿谷 榮一君 岡本 愛祐君

島村 軍次君 安部 定君

高田 寛君 久松 定武君

島津 忠彦君 中川 以良君

小野 哲君 小川 久義君

鈴木 直人君 山崎 恒君

青山 正一君 楠見 義男君

帆足 計君 藤井 丙午君

三好 始君 加賀 操君

服部 敦一君 伊達源一郎君

來馬 琢道君 松村眞一郎君

姫井 伊介君 伊藤 保平君

小宮山常吉君 寺尾 博君

飯田精太郎君 小杉 イ多君

藤野 繁雄君 米倉 龍也君

赤木 正雄君 岡部 常君

岩男 仁藏君 穂積眞六郎君

奥 むめお君 早川 慎一君

三島 通陽君 北條 秀一君

矢野 西雄君 下條 康麿君

東浦 庄治君 佐佐 弘雄君

竹下 豊次君 駒井 藤平君

鈴木 憲一君 木下 辰雄君

高橋龍太郎君 佐藤 尚武君

山本 勇造君 野田 俊作君

田中耕太郎君 梅原 眞隆君

村上 義一君 中村 正雄君

カニエ邦彦君 千葉 信君

大野 幸一君 内村 清次君

中平常太郎君 木村禮八郎君

梅津 錦一君 堀 眞翠君

濱田 寅藏君 丹羽 五郎君

金子 洋文君 藤井 新一君

岡村文四郎君 佐伯卯四郎君

大山 安君 木下 源吾君

門田 定藏君 堀内 到君

宇都宮 登君 山内 卓郎君

井上なつる君 石川 準吉君

原 虎一君 羽生 三七君

椎井 康雄君 岡元 義人君

新谷寅三郎君 島田 千壽君

吉川末次郎君 結城 安次君

渡邊 甚吉君 若木 勝藏君

天田 勝正君 田中 信儀君

谷口彌三郎君 油井賢太郎君

岡田喜久治君 石川 一衛君

小畑 哲夫君 平野善治郎君

入交 太藏君 安達 良助君

小杉 繁安君 高橋 啓君

小林 勝馬君 原口忠次郎君

竹中 七郎君 藤森 眞治君

深川榮左エ門君 星 一君

水橋 藤作君 三木 治朗君

大島農夫雄君 田中 利勝君

淺井 一郎君 大島 定吉君

伊東 隆治君 村尾 重雄君

鈴木 清一君 岩崎正三郎君

齋 武雄君 岩木 哲夫君

佐々木鹿藏君 鬼丸 義齋君

岡田 宗司君 森下 政一君

小泉 秀吉君 塚本 重藏君

林屋龜次郎君 中井 光次君

木内 四郎君	櫻内 辰郎君	大野木秀次郎君	板谷 順助君	板谷 喜内君	松野 喜作君	一松 政二君	深水 六郎君	境野 清雄君	伊能君	重宗 雄三君	木槍三四郎君	橋本萬右衛門君	左藤 義詮君	平沼彌太郎君	水久保甚作君	池田七郎兵衛君	大隈 信幸君	西山 龜七君	中川 幸平君	小野 光洋君	尾形六郎兵衛君	大隅 憲二君	德川 頼貞君	玉屋 喜章君	草葉 隆圓君	黑田 英雄君	山田 佐一君	鈴木 安孝君	西川甚五郎君	堀 末治君	西川 昌夫君	北村 一男君	木内 四郎君				
加藤常太郎君	川村 松助君	荒井 八郎君	奥 主一郎君	大屋 晋三君	中山 壽彦君	寺尾 豐君	柴田 政次君	遠山 丙市君	松野 喜内君	一松 政二君	深水 六郎君	境野 清雄君	伊能君	重宗 雄三君	木槍三四郎君	橋本萬右衛門君	左藤 義詮君	平沼彌太郎君	水久保甚作君	池田七郎兵衛君	大隈 信幸君	西山 龜七君	中川 幸平君	小野 光洋君	尾形六郎兵衛君	大隅 憲二君	德川 頼貞君	玉屋 喜章君	草葉 隆圓君	黑田 英雄君	山田 佐一君	鈴木 安孝君	西川甚五郎君	堀 末治君	西川 昌夫君	北村 一男君	木内 四郎君

政府委員

總理廳技官
 (經濟安定本部 坂田 英一君)
 (生活物資局長)
 (主計局第二部長) 河野 通一君

司法事務官 奥野 健一君
 (民事局長)
 農林政務次官 井上 良次君
 運輸事務官 伊能繁次郎君
 (鐵道總局長官)
 逓信事務官 小笠原光壽君
 (郵務局長)
 臨時法令審議委員會副會長 山戶 利生君

定價 一冊 一四四十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三〇〇
郵便東京一九〇〇
圖書課